

株券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代表者の

役職・氏名 _____ 印

_____（以下「会社」という。）は、その発行する株券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，会社及び上場される会社の株券（以下「上場株券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場株券に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。

付 則

この契約書は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この契約書は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この契約書は，平成25年1月1日から施行する。

優先出資証券上場契約書

優先出資証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 _____

発行者名 _____ 印

代表者の役職 氏名 _____ 印

_____ (以下「発行者」という。)は、その発行する優先出資証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，発行者及び上場される優先出資証券（以下「上場優先出資証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場優先出資証券に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。

付 則

この契約書は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

外国株預託証券上場契約書

外国株預託証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者の役職 署名

_____（以下「会社」という。）は、その発行する株券に係る権利を表示する外国株預託証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，会社及び上場される預託証券（以下「上場預託証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場預託証券に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 本契約から生じる又は上場預託証券に関する会社と取引所との間の一切の訴訟については，大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

付 則

この契約書は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

外国株信託受益証券上場契約書

外国株信託受益証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____

代表者の役職 署名 _____

_____（以下「会社」という。）は、その発行する株券を信託財産とし、当該株券に係る権利の内容が信託の受益権の内容に含まれる外国株信託受益証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，会社及び上場される外国株信託受益証券（以下「上場外国株信託受益証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場外国株信託受益証券に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 本契約から生じる又は上場外国株信託受益証券に関する会社と取引所との間の一切の訴訟については，大阪地方裁判所のみをその管轄裁

判所とすること。

付 則

この契約書は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（内国会社）

上場申請に係る宣誓書（内国会社）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

印

代表者の

役職氏名

印

_____は、株式会社大阪証券取引所
（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓
します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

上場市場区分の変更申請に係る宣誓書

上場市場区分の変更申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長

殿

本店の所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代表者の役職・

氏 名 _____ 印

_____ は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場区分の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場市場区分の変更申請及び当該変更に係る審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は，平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

株券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____

代表者の

役職署名 _____

_____（以下「会社」という。）は、その発行する株券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，会社及び上場される会社の株券（以下「上場株券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 取引所の株券振替決済制度の下における実質株主に対する配当金支払事務及び諸通知等の株式事務の遂行に必要な費用を負担すること。
- 3 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場株券に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。
- 4 本契約から生じる又は上場株券に関する会社と取引所との間の一

切の訴訟については，大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

付 則

この契約書は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この契約書は，平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（外国会社）

上場申請に係る宣誓書（外国会社）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

印

代表者の

役職署名

印

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

確約書（新株予約権証券）

確 約 書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____

代表者の

役職氏名 _____

本会社は、平成 年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴所に対し確約いたします。

- 1 本会社は、貴所が上場新株予約権証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴所から正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出します。
- 2 本会社は、貴所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場新株予約権証券の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。
- 3 本会社は、上場新株予約権証券について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴所に通知いたします。
- 4 本会社は、貴所の諸規程に従い、所定の上場手数料を支払います。

5 本会社は、前各項のほか、貴所の定めるところに従い、新株予約権証券の円滑な流通に支障をきたさないよう処理します。

付 則

この確約書は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この確約書は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この確約書は、平成25年1月1日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱要領

この要領は、有価証券上場規程の解釈、運用などの事務取扱いの要領を定めることを目的とする。

1 第1条の2（社会資本整備市場）関係

- (1) 第1項に規定する「その他社会基盤となる施設」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第1項第1号から第4号までに規定する公共施設等に準ずる施設をいう。
- (2) 第1項に規定する「整備等」とは、社会資本の整備に資することを目的とする施設の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含むものとする。
- (3) 第1項に規定する「プロジェクト事業会社」とは、特定事業を専門に行うために設立された会社であって、当該事業から生み出されるキャッシュ・フロー（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第2条第13号又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第17項に規定するキャッシュ・フローをいう。以下同じ。）の見通しが当該特定事業に係る事業計画において明確に示されており、かつ、当該キャッシュ・フローの見通しの変動要因について、当該会社及び当該会社の関係当事者（人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該会社を実質的に支配している会社、国又は地方公共団体等をいう。以下同じ。）間の契約において役割及び責任の分担が図られている会社をいうものとする。

2 第2条（申請による上場）関係

(1) 第1項の上場申請に係る株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の取扱いについては、次のaからcまでに掲げる株券の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。

a 上場申請に係る株券が内国株券（優先出資証券を含む。このaにおいて同じ。）である場合

(a) 上場申請に係る内国株券は、原則として、単一銘柄であって、かつ、当該上場申請に係る内国株券の数がその発行済株式数と同数であることを要する。

(b) 上場申請に係る内国株券の発行済のもののうち、一部に上場に適さない内国株券があると本所が認めた場合には、上場に適さない内国株券を除く発行済の内国株券について上場を認めることができるものとする。ただし、当該上場に適さない内国株券を除く発行済の内国株券の数が上場申請に係る内国株券の発行済総数の50%以上であることを要するものとする。

b 上場申請に係る株券が外国株券である場合

上場申請に係る外国株券は、原則として、払込済株式と同数であることを要する。ただし、新規上場申請者の払込済株式のうち、一部に上場に適さない外国株券があると本所が認めた場合には、上場に適さない外国株券を除く払込済株式について上場を認めることができるものとする。

c 外国株預託証券等

上場申請に係る上場外国株預託証券等の数は、原則として、払込済普通株式に係る権利を表示する外国株預託証券等のうち上場申請に係る外国株預託証券等と権利関係が同一である外国株預託証券等の発行数と同数であることを要するものとする。

(2) 第2項に規定する「本所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。

a 株券上場審査基準第4条第3項第1号に該当する新設合併

- b 株券上場審査基準第4条第3項第3号に該当する株式移転
 - c 人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。）である新設分割
- (3) 第2項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の納入等については、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

2の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係

- (1) 第1項に規定する「新規上場申請者」には、本所に株券以外の有価証券が上場されている発行者が、株券の上場を申請しようとする場合の当該発行者を含むものとする。
- (2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。
- (3) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。
- a 新規上場申請者が所有する自己株式の数
 - b 自己株式取得決議を行った場合には、当該自己株式取得決議に

係る自己株式の数及び取得した自己株式の数

c 自己株式処分等決議を行った場合には，当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は交付した自己株式の数

d 自己株式消却決議を行った場合には，当該自己株式消却決議に係る自己株式の数

(4) 新規上場申請者は，上場申請日前に他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付すること，新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式の発行を行っている場合，新株予約権の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合は，上場申請に係る株券又は外国株預託証券等のほか，原則として当該他の種類の株式又は外国株預託証券等への転換が行われる株式又は外国株預託証券等の転換又は当該新株予約権の行使等によって発行することとなる株式数又は外国株預託証券等の数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。

(4)の2 新規上場申請者は，上場申請に係る有価証券が外国株預託証券等である場合は，上場申請に係る外国株預託証券等のほか，原則として，新規上場申請者の払込済普通株式（上場申請に係る外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券と権利関係が同一であるものに限る。）のうち，当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が発行されていないものについて当該外国株預託証券等が発行された場合の外国株預託証券等の数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。

(5) 第4号の規定により「発行登録の内容」を記載した場合には，発行登録書の写し（訂正発行登録書の写しを含む。）を提出するものとする。

- (6) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の金融商品取引所の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。
- (7) 第7号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

3 第3条（新規上場申請手続）第2項関係

- (1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため必要と認める書類から成るものとする。

- a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、開示府令第8条第2項に規定する「第2号の4様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項に規定する「第

2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

aの2 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合（同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると本所が認める場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、次の(a)から(c)までに掲げる書類とする。

(a) 法第5条第8項に規定する書類

(b) 前aの規定により記載すべき事項であって前(a)に掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面

(c) 新規上場申請者が外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、eの2(a)から(d)までに掲げる事項を日本語又は英語で記載した書面

b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該会社分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第4号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第

15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）又は「第7号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」又は「第7号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第4号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

bの2 最近2年間（「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この3、7及び10における「最近」の起算について同じ。）に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

c 新規上場申請者が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報

告書（Iの部）」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、本所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第2号に該当する合併を除く。(7) f 及び g の(a)並びに10(1)において同じ。)

合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。(7) f 及び g の(a)において同じ。）に係る当該合併の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

(b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。)

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借

対照表及び損益計算書とすることができる。)

- d 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第5項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。）になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」のうち当該合併以前の期間又は持株会社になる前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）又は持株会社になった日のすべての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）についても記載するものとする。

(注) c及びdの規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

- e 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）は、財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

- eの2 新規上場申請者が外国株預託証券等の新規上場申請者である場合（新規上場申請者がaの2に規定する場合に該当する場

合を除く。)には、「上場申請のための有価証券報告書」に、bの規定により「第7号様式」の「第二部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの前に「証券情報」の項を設けて、次に掲げる事項を記載するものとする。

(a) 上場申請に係る外国株預託証券等の銘柄、権利の内容、権利行使請求の方法・条件等

(b) 当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券の内容

(c) 当該外国株預託証券等の発行の仕組み

(d) (a)から前(c)までの記載事項以外の事項で、当該外国株預託証券等に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

f 「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」は、本所が定める「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)記載要領」により作成するものとする。

g 株券上場審査基準の取扱い2(6)k(a)又は(b)に定める書類に基づき、株券上場審査基準第4条第1項第6号に規定する利益の額を算定する場合は、「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に当該書類を添付するものとする。

h 株券上場審査基準の取扱い2(7)e(a)又は(b)に定める書類に基づき、株券上場審査基準第4条第1項第7号に規定する売上高を算定する場合は、「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に当該書類を添付するものとする。

(2) 第7号bに規定する「本国」とは、原則として当該外国会社の設立された国をいうものとする。ただし、当該国を本国とすることが適当でない場合は本店、工場及び取引先の所在地等を勘案して本所がこれを決定するものとする。

(3) 第7号bに規定する「組織された店頭市場」とは、当分の間、外国の店頭市場のうち、我が国の一般投資者が、その登録有価証券を

取得することができると思われる店頭市場をいうものとする。

(4) 第7号bに規定する「書面」については、上場申請日前2年間の売買の成立の状況を記載するものとする。ただし、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されることとされた日から上場申請日までの期間が当該期間に満たない場合には、上場又は継続的に取引されることとされた日から上場申請日までの期間の売買の成立の状況を記載すれば足りるものとする。

(注) 「外国の金融商品取引所等」が2以上ある場合には、当該上場申請に係る有価証券の当該外国の金融商品取引所等における各々の売買の成立の状況を勘案し、その一を本所が指定する。

(5) 第7号cに規定する「書面」は、当該有価証券の上場に関し正当な権限を有する者について取締役会において決議したことを証する書面をいう。ただし、定款等に正当な権限を有する者についての定めがある場合は当該定款等の写しで足りるものとする。

(6) 第7号dに規定する「上場申請に係る有価証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。

(6)の2 第9号bに規定する「本所が必要と認める事項」とは、上場申請に係る外国株預託証券等に関する預託機関等が、当該外国株預託証券等の上場後において次のa及びbに掲げる内容について当該a又はbに定めるところにより本所に通知することをいうものとする。

a 当該外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券につき配当又は新株予約権その他の権利が付与された場合において、当該預託機関等が当該外国株預託証券等に関する当該権利の処理について決定を行ったときの当該決定の内容

当該決定後直ちに

b 新規上場申請者の各四半期の末日における当該外国株預託証券等の発行数 当該四半期終了後遅滞なく

(7) 第10号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 新規上場申請者（社会資本整備市場上場審査基準の適用を受けようとする者を除く。）の最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」 各2部

この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第7項及び第8項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b 経理規程，原価計算規程，職務権限規程，営業管理規程，株式事務取扱規程，内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し

c 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知（優先出資証券の上場を申請する場合にあつては、優先出資法に規定する普通出資者総会及び優先出資者総会の招集通知）及びその添付書類の写し。なお、当該期間に重要な合併等（合併，会社分割，株式交換若しくは株式移転，子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡をいう。以下同じ。）を行っている場合はすべての当事会社に係るものとする。

- c の 2 新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第 2 条第 1 項及び社会資本整備市場上場審査基準第 2 条第 1 項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）の主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可，認可，免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約（以下この c の 2 において「許認可等」という。）をいう。以下この c の 2 において同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書面
- (a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項
 - (b) 当該許認可等の有効期間その他の期限が法令，契約等により定められている場合には，当該期限
 - (c) 当該許認可等の取消し，解約その他の事由が法令，契約等により定められている場合には，当該事由
 - (d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について，その継続に支障を来す要因が発生していない旨
- d 新規上場申請者が持株会社であって，持株会社になった後，上場申請日の直前事業年度の末日までに 2 か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で，かつ，持株会社になった日の子会社が複数あるときは，当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書（新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には，当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。
- d の 2 新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者

の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する事業に係る財務計算に関する書類 2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

e 新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社（当該他の会社から承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその承継前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継前の期間における当該他の会社の財務諸表等 各2部

eの2 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における譲受けの対象となる部門に係る財務計算に関する書類 各2部

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

eの3 新規上場申請者が、他の会社の事業を譲り受ける会社（当該他の会社から譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2年間にその譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等 各2部

f 新規上場申請者又はその子会社が最近1年間（新規上場申請者が第3条第1項第8号の規定により市場第一部への指定の申請を行う場合には、最近2年間）に合併を行っている場合には、合併当事会社すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会

計年度の財務諸表等（「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載又は添付されるもの及び本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） 各2部

g 新規上場申請者が、最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為（(a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。）を行っている場合（当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。）には当該(a)から(d)までに定める書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。） 2部

(a) 合併

合併当事会社の企業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」

(b) 会社の分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の分割を除く。10(1)において同じ。）

イ 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類（分割等の直前事業年度に係るものに限る。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

ロ 分割により承継される事業の概況及び分割の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための会社分割概要書」

(c) 子会社化又は非子会社化

子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための異動子会社に関する概要書」

(d) 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。10(1)

において同じ。)

イ 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡を行った事業年度の直前事業年度に係るものに限る。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

ロ 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した本所所定の「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(注) d から g までの規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

h 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、特別利害関係者の一覧表

i 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、人的関係会社及び資本的関係会社（株券上場審査基準の取扱い1(1)に規定する「人的関係会社」及び「資本的関係会社」をいう。）の一覧表及び当該人的関係会社及び資本的関係会社の役員名簿

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は優先出資法の規定により基準日を設けたとき（振替法第151条第1項又は第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき指定振替機関（2の2(7)において指定するものをいう。以下同じ。）が総株主通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（指定振替機関が総株主通知を行った場合における基準となる日を含む。以下「基準日等」とい

う。)における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び浮動株式数について株券上場審査基準の取扱い2(1)b及びdに定めるところにより取り扱うときは、「株式の分布状況表」の提出を要しないものとする。

k 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、従業員名簿

l 従業員持株会の規約及びその細則

m 株券上場審査基準第4条第1項第9号又は社会資本整備市場上場審査基準第3条第1項第6号に規定する株式事務代行機関の設置を証する書面の写し

n 上場申請に係る有価証券が国内の金融商品取引所に上場されている内国株券以外の内国株券であって、かつ、新規上場申請者が上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合において、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い1(2)a及びcに適合するときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

nの2 上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に係る会社法第794条第1項又は会社法第803条第1項に規定する書面の写し

nの3 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類

(a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。）の招集通知及びその添付書類の写し

(b) 相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の

定款

(c) 保険業法第86条の2第1項に規定する書類の写し

nの4 新規上場申請者が委員会設置会社である場合には、会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面

nの5 新規上場申請者が、親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）、その他の関係会社（財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。）又はその親会社をいう。親会社が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合（上場後最初に到来する事業年度の末日において親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合を除く。

(a) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合

(b) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者であり、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

nの6 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）を有する場合は、親会社が次に掲げる事項を確約した書面

(a) 親会社が新規上場申請者に対して10(1)及び(2)に該当するような行為を計画及び検討している事実がないこと。

(b) 本所が必要と認める場合、親会社の資本政策及び親会社の企業グループ戦略等に係る資料の提出及び質問等に応じること。

nの7 支配株主（適時開示等規則第2条第1項第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。）又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則の取扱い」という。）2の5(1)に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）

o 社会資本整備市場上場審査基準の取扱い2(3)bの規定の適用を受ける場合は、次に掲げる書類

(a) 本所所定の「上場申請のための貸借対照表」

(b) 本所所定の「上場申請のための貸借対照表」に係る監査報告書」

(8) 新規上場申請者が社会資本整備市場上場審査基準の規定の適用を受けようとする場合の第10号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、(7)に掲げる書類のほか次に掲げるものをいうものとする。

a 株主間基本協定書

b 新規上場申請者が社会資本整備市場上場審査基準第3条第2項の規定の適用を受けようとする場合は次に掲げる書類

(a) 信託証書、発行契約書及び社債管理委託契約書

(b) 発行事務委託契約書及び期中事務委託契約書

(9) (7)又は前(8)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第10号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次

に掲げるものをいうものとする。

a (7) c の 2 に規定する書面

b 新規上場申請者が外国持株会社になった後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い外国持株会社になった場合を除く。）で、本所が必要と認めるときは、本所が必要と認める財務書類 各2部

c 本所所定の「株主数状況表」

この場合における株主とは、実質的に株式を所有している者をいう（以下外国会社の株主の取扱いについて同じ。）。

d 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条に規定する会社の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受諾する旨の内諾を得ていることを証する書面

e 上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に関する計画について記載した書類

e の 2 上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等又は上場申請に係る外国株預託証券等若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券が国内の金融商品取引所又は第3条第3項第2号bに定める外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

f 前(7) n の 6 に規定する書類

(10) (1) c 及び(7) g に規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

4 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、3(1)の規定にかかわらず、Iの部のみをもって成るものとし、3(1)aからeまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、次のc、d及び3(9)dに規定する書類をいうものとする。

a 上場会社が適時開示等規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類

b 3(7)b、l及びmに規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第3項第5号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する本所が定

める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同 b に規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

(3) 第 2 号 c に規定する「本所が必要と認める書類」とは、3 (9) d 及び e に規定する書類をいうものとする。

5 第 3 条（新規上場申請手続）第 5 項関係

(1) 第 1 号の取締役会又は株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあっては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）の決議（委員会設置会社にあつては、会社法第 2 条第 12 号に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。）に係る事項が適時開示等規則第 5 条第 1 項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第 1 号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第 5 条第 1 項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1) の 2 第 1 号に規定する「執行役の決定」には、日常業務等の決定を含まないものとする。

(2) 第 2 号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、適時開示等規則第 2 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号並びに第 2 項及び第 3 項に規定する場合をいうものとする。

(3) 第 8 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次の a 及び b に掲げる書類をいうものとし、当該 a 又は b に定めるところに従い本所に提出するものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し
開催後遅滞なく

b 相互会社から株式会社への組織変更について内閣総理大臣等の認可を受けたことを証する書面
認可を受けた後遅滞なく

6 削 除

7 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

- (1) 最近1年間に終了する事業年度に係る監査，中間監査又は四半期レビューについて，第7項に規定する「公認会計士」は2人以上とし，当該公認会計士が作成した監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付することを要するものとする。
- (2) 第7項に規定する「監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は，同項各号に掲げる財務計算に関する書類が，従前において法に基づいて提出された有価証券届出書，有価証券報告書，半期報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等，中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって，既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には，当該財務諸表等，中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。
- (3) 第7項ただし書に規定する「本所が定める外国会社」とは，次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし，当該外国会社は，bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において，当該監査報告書については，前(2)の規定を準用して，その写しを提出することができる。
 - a 第7項第1号に掲げる財務書類が，財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成されていること。
 - b 第7項第1号に掲げる財務書類について，公認会計士又は監査法人に相当する者により法第193条の2第1項の監査証明に相当すると認められる証明を受けていること。
- (4) 第7項第1号の規定により本所が指定するものは，次に掲げるものとする。

- a 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（3(1)dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等がある場合で、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。）
- b 第6項第2号の規定により提出される「上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等
- c 3(1)bの2に規定する財務諸表又は連結財務諸表

8 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

- (1) 「監査概要書」は、新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査又は新規上場申請者のすべての財務書類の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には、当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要又は当該すべての財務書類の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。
- (2) 「監査概要書」は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成の

ための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。

- (4) 「監査概要書」, 「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は, 前7(2)の規定により財務諸表等, 中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書, 中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には, 既に内閣総理大臣等に提出した当該監査, 中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書, 中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

8の2 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは, 次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい, 当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

- (1) 3(1)cに規定する書類(新規上場申請者が外国会社である場合を除く。), 「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載される財務諸表等のうち3(1)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は3(7)d若しくはfに規定する書類(fに規定する書類にあっては, 合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし, 本所が適当と認める場合には, 財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において, 当該意見は, 別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(注) 合併主体会社とは, 合併当事会社(新規上場申請者の子会社

が合併を行っている場合には、合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) 3(7)dの2及び4(2)cに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 3(7)e及びeの3に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 3(7)eの2又はgの(b)イ若しくは同(d)イに規定する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添4「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続に基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

9 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 定款（新規上場申請者が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する相互会社である場合の当該相互会社の定款を除く。）

b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は3(1)cの規定により添付される書類を含む。）

c 3(7)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」

(2) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 前(1)に規定する書類

aの2 第2項第10号aに規定する書類

b 第5項第2号から第7号までに規定する書類

c 第6項に規定する書類

d 3(8)aに規定する書類

e 3(7)dからgまで及び3(9)bに規定する書類（前8の2の規定により添付される書類を含む。）

eの2 3(7)nの3(b), nの5及びnの7に規定する書類

f 4(2)aの規定により提出される書類（適時開示等規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

g 4(2)cの規定により提出される書類（株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する他の会社が承継する事業に係る書類に限る。）

h 5の規定により提出される書類（適時開示等規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

10 第4条（申請の不受理）関係

新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者を除く。）が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

(1) 上場申請日以降、同日の属する事業年度の末日から2年以内に、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡を行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会

社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 新規上場申請者が解散会社となる合併，他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

(3) 新規上場申請者が社会資本整備市場上場審査基準の規定の適用を受けようとする場合で，第1条の2第1項に規定するプロジェクト事業会社でない場合

(4) 新規上場申請者が社会資本整備市場上場審査基準第3条第1項の規定の適用を受けようとする場合で，上場申請に係る優先株に他の種類の株式へ転換する条件を付しているとき。

11 第6条（上場審査料）関係

(1) 第6条に規定する本所が定める金額は，200万円（次のaからcまでのいずれかに掲げる場合には，その半額），本所が定める日は上場申請日から起算して10日（休業日を除外する。）とし，消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

a 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者が，同項に規定する上場株券に係る上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である有価証券の上場を申請する場合

aの2 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場する株券の発行者である場合

b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあつては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

c 有価証券の発行者が、その会社が発行者である債券の上場を申請する場合で、当該債券の上場申請が、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場後又は東京証券取引所と同時に行われた場合

(2) 上場審査料の納入は本邦通貨によるものとする。（この取扱いは、予備審査料並びに「有価証券上場規程別表の取扱い」の上場手数料、年賦課金及びT D n e t 利用料の納入において同じ。）

11の2 第7条の2（予備申請）関係

第4項に規定する本所が定める金額は200万円、本所が定める日は予備申請の日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（予備申請を行う者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

11の3 第7条の5（取引所規則の遵守に関する確認書等）関係

(1) 第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第2号に規定する「本所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうちIの部をいうものとする。

(3) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、3(7)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

(4) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載

するものとする。

11の4 第7条の6（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係
第7条の6に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」
とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、
企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有
する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の
保護の方策に関する指針を含む。）
- (2) 経営上の意思決定、執行及び監査に係る経営管理組織その他のコ
ーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理
由
- (3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- (4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
- (5) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaか
らeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立
役員として指定する理由を含む。）
 - a 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有
する他の会社をいう。以下同じ。）の業務執行者等（業務執行者（会
社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に
規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者で
あった者をいう。以下同じ。）
 - b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等
又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等
 - c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得て
いるコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得て
いる者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する
者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

- d 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。）
 - e 次の(a)又は(b)に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）
 - (a) a から前 d までに掲げる者
 - (b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）
- (6) その他本所が必要と認める事項（反社会的勢力排除に向けた体制整備に係る事項を含む。）

12 第8条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次の(1)及び(2)に掲げる事項等を記載するとともに、当該事項等を記載した有価証券上場通知書を当該有価証券の発行者に交付する。

(1) 次の(2)に掲げる有価証券以外の有価証券

有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、上場承認番号、上場承認年月日及び上場年月日

(2) 外国株預託証券等

- a 外国株預託証券等の銘柄、数量、種類、1外国株預託証券等に権利が表示される外国株券の数、預託機関等の名称、上場承認番号、上場承認年月日及び上場年月日
- b 外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券の銘柄、数量及び種類

13 第9条（新株券等の上場申請手続）関係

本所の上場有価証券の発行者が発行者である株券で公募により発行されるものの上場を申請する場合には、当該発行者は、第1項第3号に規定する「分布状況」について、当該公募に係る株券の取得者数等を記載した書面を、当該公募の申込期間満了の日後遅滞なく提出するものとする。

14 第10条（新株券等の上場）関係

(1) 第1項第1号に規定する「本所が定めるもの」とは、有償株主割当（有償優先出資者割当を含む。）により新たに発行される内国株券（新たに発行される優先出資証券を含む。以下この14において同じ。）であって、次に掲げる条件に適合しているものをいう。

a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること（法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）。

b 株式数が4,000単位以上であること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(2) 第1項第2号に規定する「本所が定める基準」とは、次に定める基準をいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日（基準日）が到来する株券については、aを適用しない。

a 株式数が2,000単位（当該株式数は、当該株券が外国会社が発行するものである場合には、売買単位を1,000株とする銘柄については200万株、売買単位を500株とする銘柄については100万株、売買単位を100株とする銘柄については20万株、売買単位を50株とする

銘柄については10万株，売買単位を1株とする銘柄については2,000株をいうものとする。)以上であること。

b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 上場株券と権利関係が同一となると見込まれること。

(2)の2 第1項第5号に規定する「本所が定める基準」とは，外国株預託証券等の数が売買単位の1,000倍の数量に相当する数以上である場合をいう。

(3) 第2項に規定する「本所が定める基準」とは，次に定める基準をいう。

a 株券上場審査基準第4条第1項第9号から第12号まで（外国株券にあっては同条第2項第5号及び第6号とする。）に適合する見込みがあること。

b 上場時において，株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

(4) 第3項に規定する「本所が定める基準」とは，次に定める基準（当該新株予約権証券が，外国会社が発行するものである場合には，当該基準に準ずる基準）をいい，その上場期間は，当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって，本所が定める日までとする。

a 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

b 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等後2か月以内に到来するものであること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

d 新株予約権証券の数が2,000単位（当該株式数は，当該株券が外国会社が発行するものである場合には，売買単位を1,000株とする銘柄については200万株，売買単位を500株とする銘柄については100万株，売買単位を100株とする銘柄については20万株，売買単

位を50株とする銘柄については10万株，売買単位を1株とする銘柄については2,000株をいうものとする。)以上であること。

- e 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。
- f 公益又は投資者保護の観点から，その上場が適当でないこと認められるものでないこと。

15 第11条（上場有価証券の変更上場申請手続）関係

(1) 本所は，上場会社が所有する自己株式について，自己株式消却決議を行っている場合で，当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには，当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) 本所は，株式若しくは新株予約権の転換又は新株予約権の行使により発行される株券を，その発行株式数を確認する前においても，上場することができる。

(3) 上場外国株預託証券等の数量の変更のうち，当該上場外国株預託証券等の発行者が現に発行する外国株券のうち当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等が発行されていないものに係る外国株預託証券等の発行又は上場外国株預託証券等に係る預託契約等の解約に伴う上場外国株預託証券等の数量の変更については，便宜包括的に変更上場申請があったものとして取り扱うものとする。この場合において，本所は，当該数量の変更を確認する前においても，変更上場を行うものとする。

15の2 第12条の3の2（上場市場の変更）関係

(1) 第1項に規定する「上場市場の変更」とは，JASDAQの上場銘柄を競争売買市場に係る上場制度に基づき上場する銘柄とするこ

とをいう。

(2) 第4項において準用する第3条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a 3(2)本文の規定を準用する。

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

c 3(1)bの2及び7(4)cの規定は、前bの「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」について準用する。この場合において、3(1)bの2中「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この3、7及び10における「最近」の起算について同じ。」とあるのは「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

(3) 第4項において準用する第3条第2項第10号に掲げる書類については、3(7)(a, c, g, h, l及びmを除く。)及び3(9)(dからeの2までを除く。)の規定を準用する。

(4) 第4項において準用する第3条第7項において定める書類については、7の規定を準用する。

(5) 第7項の「本所が別に定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

a 上場市場区分変更申請者が上場後6か月を経過していない場合

b 上場市場区分変更申請者が株券上場廃止基準に該当するおそれがあり監理銘柄に指定されている銘柄及び同基準に該当し整理銘柄に指定されている銘柄である場合

15の3 第12条の3の3（上場市場の変更審査料等）関係

本所が定める金額は100万円、本所が定める日は上場市場の変更申請日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場市場変更申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

15の3の2 第12条の3の5（上場市場の変更予備申請）関係

第4項に規定する「本所が定める金額」は100万円、「本所が定める日」は市場変更の予備申請の日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（市場変更の予備申請を行う者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

15の4 第12条の4（申請によらない上場市場の変更）関係

(1) J A S D A Qの上場会社（J A S D A Qに上場している株券の発行者をいう。以下同じ。）が上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該J A S D A Qの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日に、当該J A S D A Qの上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、競争売買市場への上場市場の変更を行うものとする。

(2) 前(1)に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い1(9)aに定める行為をいう。この場合において、同取扱い同a中「非上場会社」とあるのは「上場会社（社会資本整備市場及びJ A S D A Qの上場会社を除く。）」と読み替えるものとする。

(3) (1)に規定する実質的な存続会社でないかどうかの審査は、株券上場廃止基準第2条第1項第9号に規定する実質的な存続会社でないかどうかの審査に準じて行うものとする。

16 第13条（市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等）関係

(1) 第3項に規定する「本所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a 本所所定の「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」

b 最近2年間（「最近」の計算は、一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）からさかのぼる。この16において同じ。）に終了する各事業年度の有価証券報告書及び直前事業年度の有価証券報告書の添付書類

c 本所所定の「市場第一部銘柄指定審査に関する回答書」（本所が定める「市場第一部銘柄指定審査に関する回答書記載要領」により作成するものとする。） 2部

d 上場会社又はその子会社が最近2年間に合併（上場会社とその子会社又は子会社間の合併を除く。）を行っている場合には、合併当事会社（上場会社及びその子会社を除く。）すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（bの規定により提出する書類に記載されるもの及び本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、一部指定申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限り、本所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。）若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等（四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。）若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

f 3(7)b及びcの2（同(7)cの2中「新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項及び社会資本整備市場上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）」とあるのは「上場会社の企業グループ（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(1)a(a)に規定する上場会社の企業グループをいう。以下同じ。）と、「新規上場申請者の企業グループの」とあるのは「上場会社の企業グループの」と読み替える。」に規定する書類

g 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

h 幹事取引参加者が作成した本所所定の確認書

(1)の2 第4項に規定する「本所が定める財務計算に関するもの」とは、前(1)eに掲げる書類をいい、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書その他の合理的と認められる手続きに基づく結合財務情報に対する意見表明のための報告書を添付するものとする。

(2) 第6項に規定する市場第一部銘柄である上場株券の市場第二部銘柄への指定替えの申請があった銘柄については、本所が当該銘柄の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えを決定した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

16の2 第14条の2（適時開示等に係る改善報告書の提出）第1項関係

第1項の規定に基づく改善報告書の徴求の要否の判断は次の(1)及び(2)に掲げる場合においては、当該(1)及び(2)に定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

(1) 第1号に掲げる場合

- a 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
- b 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反した経緯，原因及びその情状
- c 過去における適時開示等規則第2章の規定の遵守状況等

(2) 第2号に掲げる場合

- a 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反した経緯，原因及びその情状
- b 過去における企業行動規範に関する規則第2章の遵守状況等

16の3 第14条の6（特設注意市場銘柄の指定及び解除）関係

(1) 第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次のa及びbに掲げる場合においては、当該a及びbに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 第1号に掲げる場合

本所が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2，第11号，第12号又は第19号（社会資本整備市場上場会社にあつては社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第10号の2，第12号，第13号又は第20号をいう。）に該当するおそれがあると認めた事象の内容，経緯，原因及びその情状

b 第2号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

- (a) 本所が第14条の2第1項若しくは第2項（第14条の3第7項

において準用する場合を含む。)又は第14条の3第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

(b) 第14条の2第3項(第14条の3第7項において準用する場合を含む。)の規定により提出された改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状況

(2) 第14条の6第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、3(1)fに規定する「上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」に準じた書面をいう。

(3) 第14条の6第3項に規定する内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、次のaからgまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 内部監査又は監査役による監査など、業務執行に対する監査の体制の状況及び当該監査の実施の状況

b 経営管理組織又は社内諸規則の整備などの内部管理体制の状況

c 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の管理状況及び当該会社情報に係る適時開示体制の状況

d 企業行動規範に関する規則第2章の規定の遵守を確保するための体制の状況

e 有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況

f 法令等の遵守状況

g 特設注意市場銘柄の指定後における適時開示等規則及び企業行動規範に関する規則の遵守状況

16の4 第14条の7(開示注意銘柄の指定及び指定解除)関係

第1項に規定する「当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるとき」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当す

る場合をいうものとする。

- (1) 適時開示等規則第2条及び第2条の2の規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合
- (2) 適時開示等規則第3条第2項又は第4条第1項の規定に基づく開示を直ちに行わないと認められる場合にあつては、次のa又はbのいずれかに該当するとき。
 - a 上場会社に関し、上場有価証券の上場廃止の原因となるおそれがあると認められる情報又はこれに準じると認められる情報が生じている場合
 - b 前aのほか、上場会社に関し、投資者の投資判断に影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、かつ、当該上場有価証券の約定値段又は気配値段に相当の影響が生じている場合（当該上場有価証券の売買停止の場合を含む。）

16の5 第14条の8（適時開示等に係る公表措置等）関係

- (1) 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反した場合における第1項の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからcまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。
 - a 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
 - b 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反した経緯，原因及びその情状
 - c 当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況
- (2) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反した場合における第1項の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事実のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

- a 企業行動規範に関する規則第2条の規定
同条に規定する手続の実施状況及び当該手続の内容
- b 企業行動規範に関する規則第3条の規定
株式分割等の比率，株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等
- c 企業行動規範に関する規則第4条の規定
MSCB等の行使条件，発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模，月間の行使数量に関し講じられる措置の内容
- d 企業行動規範に関する規則第7条の規定
企業行動規範に関する規則の取扱い3の規定に基づき上場内国会社が独立役員として届け出る者が，次の(a)から(e)までのいずれかに該当している場合におけるその状況
 - (a) 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
 - (b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - (c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者をいう。）
 - (d) 最近において(a)から前(c)までに該当していた者
 - (e) 次のイからハまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - イ (a)から前(d)までに掲げる者
 - ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては，業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - ハ 最近において前ロに該当していた者
- e 企業行動規範に関する規則第11条の規定

買収防衛策の内容，その開示状況

f 企業行動規範に関する規則第12条の規定

同条に規定する公開買付けに関して行う意見の公表又は株主に
対する表示についての開示における公正性を担保するための措置
及び利益相反を回避するための措置の開示状況

g 企業行動規範に関する規則第13条の規定

同条の規定の違反の内容，当該違反が行われた経緯，原因及び
その情状並びに内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体
制の整備状況

h 企業行動規範に関する規則第14条の規定

同条の規定の違反の内容，当該違反が行われた経緯，原因及び
その情状並びに反社会的勢力による関与を防止するための社内体
制の整備状況

i 企業行動規範に関する規則第16条の規定

流通市場の機能又は株主の権利の毀損の状況

17 第16条（申請によらない上場廃止）関係

第2項に規定する「本所が定める金額」は，株券上場廃止基準第3
条の2第1項に規定する審査を行う場合にあっては50万円，同基準第
3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあっては11(1)前段に規
定する金額の半額とする。

18 第16条の2（社会資本整備市場の申請によらない上場廃止）関係

第2項に規定する「本所が定める金額」は，社会資本整備市場上場
廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあっては50万
円，同基準第3条の3第1項に規定する審査を行う場合にあっては
11(1)前段に規定する金額の半額とする。

19 第20条（日本語又は英語による書類の提出等）関係

- (1) 第1項第2号に規定する「本所が指定する書類等」とは、適時開示等規則第2条、第3条又は第4条（これらの取扱いを含む。）の規定に基づく会社情報の開示に係る資料及び本所がその都度日本語によることを必要と認めた書類等をいうものとする。
- (2) 本所所定の様式が日本語である場合における第1項第2号の規定に基づき英語により記載する書類の様式は、当該日本語による様式と同一の内容を英語により記載したものとする。
- (3) 本所に提出する書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、原則としてその訳文を付するものとする。
- (4) 前(3)に規定する訳文のうち、本所が必要と認めるものについては、その訳文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を付するものとする。
- (5) 第2項に規定する「本所が指定する外国為替相場」は、原則として、提出日の最近日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値とする。

20 第23条（競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手續きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。
- (2) 第2項に規定する「本所が定める書類」とは、次のaからcまでに掲げる書類とする。
 - a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役

役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに掲げる書類

(a) 合併を予定している場合

適時開示等規則の取扱い5(3)e(a)から(f)までに掲げる書類

(b) 株式交換を予定している場合

適時開示等規則の取扱い5(3)dの3(a)から(f)までに掲げる書類

(c) 株式移転を予定している場合

適時開示等規則の取扱い5(3)dの4(a)から(d)までに掲げる書類

c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第8号及び第5項第3号並びに3(7)b、cの2、j、1及びnの4(上場申請に係る株券の発行者が外国会社である場合にあっては、第3条第2項第2号及び第3号並びに3(7)cの2及びnの4)に掲げる書類

(3) 第1項の規定の適用を受けて競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2)cに掲げる書類のうち、第3条第2項第3号及び3(7)nの4に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) 第1項の規定の適用を受けて競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての第7条の6の規定の適用については、同条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。

- (5) 第1項の規定の適用を受けて競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2(1)の規定の適用については、同a(b)、(c)、b(a)口前段及びb(b)口前段中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同b中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と、同c(a)及びd中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。
- (6) 第1項の規定の適用を受けて競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定の適用については、同a中「いずれか低い価格」とあるのは「いずれか低い価格を第24条第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」と、同b中「株券の評価額」とあるのは「株券の評価額)を第24条第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」とする。
- (7) 第1項の規定の適用を受けて競争売買市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2(3)の規定の適用については、「前(2)」とあるのは「前(6)の規定により読み替えて適用する株券上場審査基準の取扱い2(2)」とする。
- (8) (1)から前(7)までの規定のほか、(1)に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

21 第24条（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移

転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

(2) 第3項に規定する「本所が定める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第8号及び第5項第3号並びに3(7)b、cの2、j、l及びnの4(上場市場の変更を申請する者が外国会社である場合にあっては、第3条第2項第2号及び第3号並びに3(7)cの2及びnの4)に掲げる書類

(3) 第1項の規定の適用を受けて上場市場の変更申請を行う上場会社は、前(2)bに定める書類のうち、第3条第2項第3号、3(7)nの4に掲げる書類を上場市場の変更前及び変更後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) (1)から前(3)までの規定のほか、(1)に規定する場合における上場市場の変更申請の手續、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

22 第25条(市場第一部銘柄への指定の申請を行う上場会社が一部指定日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係

(1) 第1項の規定に基づき市場第一部銘柄への指定を申請する場合には、原則として、「上場株券の市場第一部銘柄への指定申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、一部指定の審査に対する協力、市場第一部銘柄指定審査料等の納入その他所要の

手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては市場第一部銘柄への指定を申請する者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

(2) 第2項に規定する「本所が定める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第8号及び第5項第3号並びに3(7)b、cの2、j、l及びnの4(市場第一部銘柄への指定を申請する者が外国会社である場合にあっては、第3条第2項第2号及び第3号並びに3(7)cの2及びnの4)に掲げる書類

(3) 第1項の規定の適用を受けて市場第一部銘柄への指定を申請する上場会社は、前(2)bに掲げる書類のうち、第3条第2項第3号及び第3(7)nの4に掲げる書類を市場第一部銘柄への指定前及び指定後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) 第1項の規定の適用を受けて市場第一部銘柄への指定を申請する上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(2)の規定の適用については、同a中「2(1)a(b)」とあるのは「20(5)の規定により読み替えて適用する2(1)a(b)」と、同b中「2(1)a(c)」とあるのは「20(5)の規定により読み替えて適用する2(1)a(c)」と、同e中「2(1)b」とあるのは「20(5)の規定により読み替えて適用する2(1)b」と、同f中「2(1)c(a)」とあるのは「20(5)の規定により読み替えて適用する2(1)c(a)」と、同g中「2(1)d」とあるのは「20(5)の規定により読み替えて適用する2(1)d」

とする。

- (5) 第1項の規定の適用を受けて市場第一部銘柄への指定を申請する上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(5)の適用については、同規定中「当該上場会社」とあるのは「当該上場株券の発行者」とする。
- (6) (1)から前(5)までの規定のほか、(1)に規定する場合における市場第一部銘柄への指定の申請の手続、一部指定の審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

付 則

- 1 この取扱要領は、昭和62年5月1日から施行する。
- 2 この取扱要領は、「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令」（昭和62年大蔵省令第2号。次項において「新令」という。）の施行の日以後に上場申請する新規上場申請者から適用する。
- 3 上場申請日前に有価証券報告書を提出している新規上場申請者で、最近事業年度に係る有価証券報告書を新令による改正前の届出省令第3号様式又は第4号様式により提出しているものが提出する「上場申請のための有価証券報告書」の作成については、なお従前の例による。
- 4 改正前のこの取扱要領の規定により作成した「上場申請のための有価証券報告書」又は「上場申請のための半期報告書」に記載される財務諸表等又は中間財務諸表に添付する監査報告書又は中間監査報告書については、改正後の5(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 付則第2項の規定にかかわらず、昭和63年3月末日前が上場申請日の直前事業年度の末日となる新規上場申請者に対しては、別添I

1の適用については、株主資本（純資産）の額の影響度を除いて適用し、合併に係る影響度以外の影響度を算出する場合の同 I 2の適用については、同 I 2本文中「10%以上」とあるのを「20%以上」と読み替える。

付 則

この取扱要領は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成5年8月10日から施行する。
- 2 平成5年3月31日以前に終了する事業年度が上場申請日の直前事業年度となる新規上場申請者の提出する上場申請のための有価証券報告書については、改正後の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の有価証券上場規程付則第4項の適用を受けた場合には、5(4)のa中「末日から起算して1年以前」とあるのは「末日以前」と読み替えるものとする。

付 則

この取扱要領は、平成8年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱要領は、平成9年6月1日から施行する。ただし、改正後の14(3)の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3の規定は、この取扱要領施行の日以後に合併契約を締結する新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の13及び16の規定は、この取扱要領施行の日以後に合併契

約を締結する本所の上場有価証券の発行者から適用する。

付 則（平成11年 2 月 1 日改正付則）

平成11年 4 月 1 日前に開始する事業年度を上場申請の直前事業年度とする新規上場申請者が記載及び添付する財務諸表等については、改正後の 7 (4) a の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成11年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 3 (2) の規定は、平成11年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び連結会計年度を上場申請日の直前事業年度及び連結会計年度とする新規上場申請者から適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度を上場申請日の直前事業年度及び連結会計年度とする新規上場申請者については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度を上場申請日の直前事業年度及び連結会計年度とする新規上場申請者について適用することができるものとし、当該新規上場申請者が企業内容等の開示に関する省令の一部を改正する省令（平成11年大蔵省令第15号）改正附則第 2 項ただし書又は第 3 項ただし書の規定により同令による改正後の開示府令第 2 号様式から第 2 号の 4 様式まで、第 3 号様式若しくは第 7 号様式から第 8 号様式までの様式により作成した有価証券届出書又は有価証券報告書を内閣総理大臣等に提出している場合は、当該新規上場申請者から適用するものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）によるこの付則において商法等改正法をいう。商法等改正法による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第212条の 2 第 1 項又は商法等改正法の規定によりなお効力を有する株式の消却の手續に関する商法

の特例に関する法律（平成9年法律第55号。以下「旧消却特例法」という。）第3条第1項の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者は、旧商法第212条の2第1項又は旧消却特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式の数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において旧商法第212条の2第1項の規定による決議があった場合又は当該定時株主総会後に旧消却特例法第3条第1項の規定による取締役会の決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を、有価証券上場規程に関する取扱要領2の2(3)の規定に準じて有価証券上場申請書に記載するものとする。

3 改正後の15(1)の規定にかかわらず、商法等改正法附則第2条又は第24条の規定によりなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

4 上場継続年数が20年以上の上場会社に係る年賦課金は、有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第4条により算出された金額に0.8を乗じた金額とする。

5 前項の上場継続年数は、当該上場会社の発行する株券が初めて上場した日の属する年の12月末日を1年目として起算し、年賦課金の算出基準となる毎年12月末日を終点として計算する。

6 前項の規定にかかわらず、上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）等において、当該再上場される株券の発行者である上場会社及び株券について上場市場の変更が行われた場合その他本所が適当と認める場合における当該株券の発行者である上場会社の上場継続年数の計算及び上場株式数は、本所がその都度定める。

付 則

この取扱要領は、平成14年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱要領は、本所が定める日から施行する。

（注）「本所が定める日」は平成14年6月17日

付 則

この取扱要領は、平成14年12月16日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、3(2)dの2及び3(7)aの規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第47号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の16の規定にかかわらず、平成14年10月末日前に上場株券の市場第一部銘柄指定基準第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については、なお従前の例による

付 則

この要領は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この要領は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱要領は，平成15年4月1日から施行する。なお，この改正規定は，施行期日を同じくする「新市場部銘柄の承継に関する有価証券上場規程並びにニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程，業務規程，信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の特例の制定等」の施行に次いで改正するものとする。

付 則

この取扱要領は，平成15年4月1日から施行し，平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査概要書について適用し，平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るものについては，なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱要領は，平成15年5月8日から施行する。
- 2 改正後の3(2)の規定の適用は，次に掲げる者がそれぞれ次に定める日以後に上場申請を行う場合に適用し，次に掲げる者がそれぞれ次に定める日前に上場申請を行う場合（第2号に掲げる者が同号に定める日前において，上場申請を行う場合であって，当該者が企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第28号）による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式により上場申請に係る公募又は売出しの有価証券届出書を作成することを予定しているときを除く。）については，なお従前の例による。
 - (1) 平成15年4月1日において既に有価証券報告書を提出している
新規上場申請者

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式に基づく有価証券報告書を提出した日

(2) 前号に掲げる者以外の新規上場申請者

平成16年7月1日

付 則

この取扱要領は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又は市場第一部銘柄への指定を申請する者から適用する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱要領は、本所が定める日から施行する。

（注）本所が定める日は平成16年12月13日

付 則

この取扱要領は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成18年1月3日以前の日を、権利を受ける者を確定するための基準日とする株式分割により追加して発行される新株券について

は、改正後の14の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この取扱要領は、本所が定める日から施行する。

(注) 本所が定める日は平成17年12月5日

付 則

この取扱要領は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する外国株券に関するこの取扱要領の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則

この取扱要領は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 改正後の11の規定は、この取扱要領施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から、改正後の17の規定は、施行日以後に上場廃止基準第3条の2第1項又は同基準第3条の3第1項に規定する審査を申請する上場会社から、改正後の18の規定は、施行日以後に社会資本整備市場上場廃止基準第3条の2第1項又は同基準第3条の3第1項に規定する審査を申請する上場会社から適用する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の16(1) g 及び h の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄への指定を申請する上場会社から適用する。ただし、上場株券の市場第一部銘柄指定基準平成19年4月1日改正付則第2項の規定によりなお従前の例による上場会社については、なお従前の例による。

付 則

この取扱要領は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の3(7) a , 7(2)及び(4), 8前段, 同(2)及び(4), 9(1), 11の3(4)並びに16(1) e の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱要領は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の14(4)の規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 3 改正後の11の4(1)及び(2)の規定は、この取扱要領施行の日（以下「施行日」という。）以後に株券（外国株券を除き、社会資本整備市場への上場を申請する新規上場申請者にあつては、債券を含む。次項において同じ。）の上場を申請する者から適用する。
- 4 施行日前に株券の上場を申請する者は、改正後の11の4(1)から

(4)まで及び(6)に掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の6に規定する報告書を、平成22年3月31日までに（同日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の11の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の6に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 改正後の11の4(5)の規定は、施行日以後に内国株券の新規上場を申請する者から適用する。

7 施行日前に内国株券の新規上場を申請した者は、改正後の11の4(1)から(6)までに掲げる事項を記載した有価証券上場規程第7条の6に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく（当該定時株主総会の日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

1 この取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の15の2の規定は、この取扱要領施行の日（以下「施行日」という。）以後にその効力を生ずる吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行う上場会社から適用する。

3 施行日前にJASDAQ等の上場会社が上場会社（社会資本整備

市場，ヘラクレス及びJASDAQ等の上場会社を除く。)の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で，JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例第2条第1項第8号の規定に基づき当該JASDAQ等の上場会社が実質的な存続会社でないと認められ，当該JASDAQ等の上場会社が発行する有価証券がJASDAQ等における株券上場廃止基準の特例の取扱い1(8)fに規定する猶予期間に該当しているときは，施行日に，当該猶予期間に該当しなくなったものとみなし，当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券についてJASDAQ等からの上場市場の変更を行うものとする。

付 則

この取扱要領は，平成22年6月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は，平成22年7月30日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，改正後の平成13年10月1日改正付則第4項の規定は，平成22年12月末日現在における上場株式数を基準として算出する年賦課金から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず，平成21年12月末日時点での上場継続年数が20年以上の上場会社に係る年賦課金のうち，平成22年8月末日を納入期分とするものは，平成21年12月末日現在における上場株式数を基準に算出された金額の半額に0.8を乗じた金額とする。

付 則

この取扱要領は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱要領は，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱要領は，平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 改正後の3(7)d, e, eの3, f, j, nの5, nの7, 7(4), 9(2)eの2, 10(1), (2), 11の4(1), 20及び別添1の規定は、この取扱要領施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。
- 3 改正後の15の2(2), (3), 15の3の2及び22の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う上場市場変更申請者の審査から適用する。
- 4 改正後の16(1)及び21の規定は、施行日以降に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の審査から適用する。

付 則

この取扱要領は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成25年1月1日から施行する。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

3 (1) c 及び同(7) g に規定する「重要な影響」については、I に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（II に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

I 合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で50%以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II 合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とする。）における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1 合併に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当時会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額

合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）の総資産額

×100 (%)

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

2 分割に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

分割の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額

$$\frac{\text{分割前の新規上場申請者の総資産額}}{\text{分割前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額，売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において，総資産額とあるのを，純資産の額，売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3 事業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

事業の譲受け又は譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額

$$\frac{\text{事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請者の総資産額}}{\text{事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額，売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において，総資産額とあるのを，純資産の額，売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

4 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

子会社となった会社又は子会社でなくなった会社の総資産額

$$\frac{\text{子会社化又は非子会社化前の新規上場申請者の総資産額}}{\text{子会社化又は非子会社化前の新規上場申請者の総資産額}} \times 100 (\%)$$

(2) 純資産の額，売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において，総資産額とあるのを，純資産の額，売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

5 同一事業年度中に合併，事業を承継する分割，事業の譲受け又は子会社化と事業を承継させる分割，事業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併，事業を承継する分割，事業の譲受け又は子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額、分割により承継する部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲受けの対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社となった会社の総資産額

合併主体会社(新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者)又は新規上場申請者の総資産額	—	分割により承継させる部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社でなくなった会社の総資産額	×100 (%)
--	---	---	----------

(2) 純資産の額（子会社化又は子会社株式の処分が行われた場合には、これを除く。）、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

(注) 事業を承継させる分割、事業の譲渡又は子会社株式の処分に係る影響度は、3又は前4の算式により計算する。

6 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響度及び事業を承継させる分割、事業の譲渡又は子会社株式の処分が複数行われた場合の影響度は、合併等の対象会社の総資産額、純資産の額（子会社化又は子会社株式の処分が行われた場合には、これを除く。）、売上高又は利益の額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額をもって計算するものとする。

別添 2 被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準

本所は、新規上場申請者が本所に提出する 8 の 2 (1) に規定する書類（以下「被合併会社等の財務諸表等」という。）に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が被合併会社等の財務諸表等について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び対象となる会社（以下「被合併会社等」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2 対象となる被合併会社等の財務諸表等の範囲

意見表明等の対象となる財務諸表等は、合併等の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除く。）とする。

3 目的

公認会計士等は、対象となる財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成され、財務諸表等規則、連結財務諸表規則又は会計計算規則（平成18年法務省令第13号）に従って開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質

問又は分析的手続を実施する。

- (1) 被合併会社等の業務及び当該被合併会社が属している業界の状況についての質問
- (2) 被合併会社等が採用している会計処理の原則及び手続の内容とこれらの変更の有無についての質問
- (3) 会計取引を記録し、これを分類、集計する方法についての質問
- (4) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間の矛盾又は異常な変動の有無を検討し、財務諸表等の合理性を確かめる分析的手続
- (5) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (6) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問
- (7) 対象とした被合併会社等の財務諸表等についての経営者による確認書の入手

5 報告書の記載事項

公認会計士等は、被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明のための報告書（以下「報告書」という。）に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象とした被合併会社等の財務諸表等の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 意見表明手続が財務諸表等に対して付与する保証が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨
- (5) 報告書が、被合併会社等の財務諸表等に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

- (6) 意見表明手続を実施した結果，被合併会社等の財務諸表等が，一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論（重要な手続が実施されなかったことにより，結論の表明を行うことができない場合にあっては，結論の表明を差し控える旨及びその理由）
- (7) 新規上場申請者及び被合併会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

別添3 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

本所は、新規上場申請者が3(7)dの2及び4(2)cの規定により提出する他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び3(7)gの(b)の規定により提出する分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び承継される事業を分割した会社（以下「分割会社」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下この基準において「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2 対象となる部門財務情報

意見表明等の対象となる部門財務情報は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類とする。

3 目的

公認会計士等は、対象となる部門財務情報が、「部門財務情報の作成基準」に従って作成及び開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質

問又は分析的手続を実施する。

- (1) 分割会社の業務及び当該分割会社が属している業界の状況についての質問
- (2) 部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則及び手続の内容，これらの変更の有無に関する質問
- (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該承継対象部門への配賦方法についての質問
- (4) 内部取引を分類，集計する方法及び当該承継対象部門における内部取引の計上基準についての質問
- (5) 会計取引を記録し，これを分類，集計する方法についての質問
- (6) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間に存在する関係を利用して推定値を算出し，推定値と財務情報を比較することによって財務情報を検討する分析的手続
- (7) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (8) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問
- (9) 対象とした部門財務情報についての経営者による確認書の入手

5 報告書の記載事項

公認会計士等は，部門財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に，以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象とした部門財務情報の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 意見表明手続が部門財務情報に対して付与する保証が，一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨

- (5) 報告書が，部門財務情報に対して，一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨
- (6) 意見表明手続を実施した結果，部門財務情報が，部門財務情報作成基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論（重要な手続が実施されなかったことにより，結論の表明を行うことができない場合にあっては，結論の表明を差し控える旨及びその理由）
- (7) 新規上場申請者及び分割会社と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

別添 4 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類 に対する意見表明に係る基準

本所は、新規上場申請者が 3 (7) e の 2 及び g の (d) の規定により提出する「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算書に関する書類」に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び事業譲渡会社又は事業譲受け会社（以下事業譲渡会社及び事業譲受け会社を「事業譲渡会社等」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下この基準において「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2 対象となる部門財務情報

意見表明等の対象となる部門財務情報は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類とする。

3 目的

公認会計士等は、対象となる部門財務情報が、「部門財務情報の作成基準」に従って作成及び開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 事業譲渡会社等の業務及び当該事業譲渡会社等が属している業界の状況についての質問
- (2) 部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則及び手続の内容，これらの変更の有無に関する質問
- (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該事業譲渡等部門への配賦方法についての質問
- (4) 内部取引を分類，集計する方法及び当該事業譲渡等部門における内部取引の計上基準についての質問
- (5) 会計取引を記録し，これを分類，集計する方法についての質問
- (6) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間に存在する関係を利用して推定値を算出し，推定値と財務情報を比較することによって財務情報を検討する分析的手続
- (7) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (8) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問
- (9) 対象とした部門財務情報についての経営者による確認書の入手

5 報告書の記載事項

公認会計士等は，部門財務情報に対する意見表明のための報告書（以下「報告書」という。）に，以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象とした部門財務情報の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 意見表明手続が部門財務情報に対して付与する保証が，一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨
- (5) 報告書が，部門財務情報に対して，一般に公正妥当と認められる

監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

(6) 意見表明手続を実施した結果、部門財務情報が、部門財務情報作成基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論（重要な手続が実施されなかったことにより、結論の表明を行うことができない場合にあっては、結論の表明を差し控える旨及びその理由）

(7) 新規上場申請者及び事業譲渡会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領

この取扱要領は、JASDAQにおける有価証券上場規程の解釈、運用などの事務取扱いの要領を定めることを目的とする。

1 第3条（申請による上場）関係

(1) 第1項の上場申請に係る株券の取扱いについては、次のa又はbに掲げる株券の区分に従い、当該a又はbに定めるところによる。

a 上場申請に係る株券が内国株券である場合

(a) 上場申請に係る内国株券は、原則として、単一銘柄であって、かつ、当該上場申請に係る内国株券の数がその発行済株式数と同数であることを要する。

(b) 上場申請に係る内国株券の発行済のもののうち、一部に上場に適さない内国株券があると本所が認めた場合には、上場に適さない内国株券を除く発行済の内国株券について上場を認めることができるものとする。ただし、当該上場に適さない内国株券を除く発行済の内国株券の数が上場申請に係る内国株券の発行済総数の50%以上であることを要するものとする。

b 上場申請に係る株券が外国株券である場合

上場申請に係る外国株券は、原則として、払込済株式と同数であることを要する。ただし、新規上場申請者の払込済株式のうち、一部に上場に適さない外国株券があると本所が認めた場合には、上場に適さない外国株券を除く払込済株式について上場を認めることができるものとする。

(2) 第2項に規定する「本所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。

a 第15条第1号に該当する新設合併

b 第15条第3号に該当する株式移転

c 人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。）である新設分割

(3) 第2項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の納入等については、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

2 第4条（新規上場申請手続）第1項関係

(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。

(2) 第2号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。

a 新規上場申請者が所有する自己株式の数

b 自己株式取得決議を行った場合には、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数及び取得した自己株式の数

c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は交付した自己株式の数

d 自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数

(3) 新規上場申請者は、上場申請日前に他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式の発行を行っている場合、新株予約権の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合は、上場申請に係る株券のほか、原則として当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は当該新株予約権の行使等によって発行することとなる株式数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。

(4) 第4号の規定により「発行登録の内容」を記載した場合には、発行登録書の写し（訂正発行登録書の写しを含む。）を提出するものとする。

(5) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の金融商品取引所の規則に定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。

(6) 第7号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

3 第4条（新規上場申請手続）第2項関係

(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」及び「JASDAQ上場申請レポート」は、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により「JASDAQ

上場申請レポート」を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は本所が上場審査のため必要と認める書類から成るものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書」は、開示府令第8条第2項に規定する「第2号の4様式」(「第二部」から「第四部」まで)に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」(「第三部」及び「第四部」)に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

aの2 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合(同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると本所が認める場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は、次の(a)及び(b)に掲げる書類とする。

(a) 法第5条第8項に規定する書類

(b) 前aの規定により記載すべき事項であって前(a)に掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面

- b 前 a の規定にかかわらず，新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下この b において「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合，上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって，当該会社分割期日の前に上場申請を行う場合には，「上場申請のための有価証券報告書」は，開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第 4 号に規定する「第 7 号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし，「第 2 号様式」の「第二部」又は「第 7 号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に，開示府令第 15 条第 1 号イに規定する「第 3 号様式」の「第二部」又は同条第 2 号イに規定する「第 8 号様式」の「第二部」に掲げた事項を，当該様式に準じて記載するものとする。ただし，新規上場申請者が上場申請日において既に 1 年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には，開示府令第 9 条の 3 第 4 項に規定する「第 2 号の 2 様式」（「第三部」及び「第四部」）又は「第 7 号の 2 様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし，この場合には，「第 2 号の 2 様式」の「第四部」又は「第 7 号の 2 様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に，開示府令第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」の「第四部」又は同項第 4 号に規定する「第 7 号様式」の「第四部」に掲げる事項を，当該様式に準じて記載するものとする。
- b の 2 最近 2 年間（「最近」の計算は，新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この 3 及び 7 における「最近」の起算について同じ。）に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が，法第 5 条第 1 項又は法第 24

条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

- c 新規上場申請者（第4条第1項第6号に規定する上場申請に係る有価証券の市場区分がグロースである場合を除く。）が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、本所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び第15条第1号に該当する合併を除く。(7) eにおいて同じ。）

イ 新規上場申請者が直前事業年度において合併を行う場合、合併当事会社（新規上場申請者及びその子会社を除く。(7) eの(a)において同じ。）に係る当該合併の日の属する連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、合併当事会社に係る当該合併の日の属する事業年度の財務諸表とし、法の規定に従って財務諸表等

を作成することが著しく困難であると認められる場合は、合併当事会社に係る当該合併の日の属する事業年度における会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。以下、この(a)において同じ。)ただし、合併当事会社に係る当該合併の日の属する連結会計年度の期間が6か月に満たないときは、合併当事会社に係る当該合併の日の属する連結会計年度及び当該合併の日の属する連結会計年度の直前の連結会計年度の財務諸表等

ロ 新規上場申請者が直前事業年度の末日の翌日以後において合併を行う場合、合併当事会社の当該合併の日の属する連結会計年度及び当該連結会計年度の前連結会計年度の財務諸表等

(b) 子会社化（他の会社を子会社とすることをいう。以下同じ。）又は非子会社化（他の会社の親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）でなくなることをいう。以下同じ。）

イ 新規上場申請者が直前事業年度において子会社化又は非子会社化を行う場合、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間に係る、本所が適当と認める期間までの財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間に係る財務諸表とし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間に係る会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。以下この(b)において同じ。)。ただし、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化

の前日までの期間が6か月に満たないときは、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間及び当該期間の直前の連結会計年度等の財務諸表等

ロ 新規上場申請者が直前事業年度の末日の翌日以後において子会社化又は非子会社化を行う場合、当該子会社に係る子会社化又は非子会社化の前日までの期間及び当該期間の直前の連結会計年度等に係る、本所が適当と認める期間までの財務諸表等

d 新規上場申請者（第4条第1項第6号に規定する上場申請に係る有価証券の市場区分がグロースである場合を除く。）が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合（当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。）又は持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第5項第1号に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。）になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、「上場申請のための有価証券報告書」のうち当該合併以前の期間又は持株会社になる前の期間に係る記載内容については、資本金の額にかかわらず、当該合併によるすべての解散会社（当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）又は持株会社になった日のすべての子会社（持株会社になった日の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社その他の本所が記載を要しないものとして認める会社を除く。）についても記載するものとする。

(注) c 及び d の規定については、本所が必要と認める場合には、

新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

e 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）は、財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

f 「JASDAQ上場申請レポート」は、本所が定める「JASDAQ上場申請レポート記載要領」により作成するものとする。

g 13(4)m(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、第8条第1項第4号に規定する利益の額を算定する場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該書類を添付するものとする。

(2) 第7号bに規定する「本国」とは、原則として当該外国会社の設立された国をいうものとする。ただし、当該国を本国とすることが適当でない場合は本店、工場及び取引先の所在地等を勘案して本所がこれを決定するものとする。

(3) 第7号bに規定する「組織された店頭市場」とは、当分の間、外国の店頭市場のうち、我が国の一般投資者が、その登録有価証券を取得することができると思われる店頭市場をいうものとする。

(4) 第7号bに規定する「書面」については、上場申請日前2年間の売買の成立の状況を記載するものとする。ただし、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されることとされた日から上場申請日までの期間が当該期間に満たない場合には、上場又は継続的に取引されることとされた日から上場申請日までの期間の売買の成立の状況を記載すれば足りるものとする。

(注) 「外国の金融商品取引所等」が2以上ある場合には、当該上場申請に係る有価証券の当該外国の金融商品取引所等における各々の売買の成立の状況を勘案し、その一を本所が指定する。

(5) 第7号cに規定する「書面」は、当該有価証券の上場に関し正当な権限を有する者について取締役会において決議したことを証する書面をいう。ただし、定款等に正当な権限を有する者についての定めがある場合は当該定款等の写しで足りるものとする。

(6) 第7号dに規定する「上場申請に係る有価証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。

(7) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 経理規程，原価計算規程，職務権限規程，営業管理規程，株式事務取扱規程，内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し

b 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及びその添付書類の写し。なお、当該期間に重要な合併等（合併，会社分割，株式交換若しくは株式移転，子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡をいう。以下同じ。）を行っている場合はすべての当事会社に係るものとする。

c 新規上場申請者（第4条第1項第6号に規定する上場申請に係る有価証券の市場区分がグロースである場合を除く。）が会社分割又は事業の譲受け（以下「会社分割等」という。）により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、最近2事業年度にその承継又は譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間における当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d 新規上場申請者（第4条第1項第6号に規定する上場申請に係

る有価証券の市場区分がグロースである場合を除く。)が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、最近2事業年度にその承継又は譲受け前の期間が含まれる場合は、当該期間のうちその承継又は譲受け前の期間における当該他の会社の財務諸表等

- e 新規上場申請者(第4条第1項第6号に規定する上場申請に係る有価証券の市場区分がグロースである場合を除く。)が、直前事業年度又は直前事業年度の末日の翌日以後において次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる行為((a)、(b)及び(d)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社が行っている場合を含む。)を行っている場合(当該行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えない場合を除く。)には、当該(a)から(d)に定める書類(本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。)

(a) 合併

合併当事会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「上場申請のための被合併会社等の概要書」

- (b) 会社分割(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。)

イ 会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類(会社分割の日の属する事業年度に係るものに限る。ただし、直前事業年度の末日の翌日以後において会社分割を行った場合及び会社分割を行った日の属する事業年度が6か月に満たない場合には、会社分割を行った日の属する事業年度の直前の事業年度に係るものを含む。)

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認めら

れる基準に従って作成するものとする。

ロ 会社分割により承継される事業の概況及び会社分割の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための会社分割概要書」

(c) 子会社化又は非子会社化

子会社化又は非子会社化に係る異動子会社の概況及び異動の理由等を記載した本所所定の「上場申請のための異動子会社に関する概要書」

(d) 事業の譲受け又は譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）

イ 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類（譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度に係るものに限る。ただし、直前事業年度の末日の翌日以後において譲受け又は譲渡を行った場合及び譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度が6か月に満たない場合には、譲受け又は譲渡を行った日の属する事業年度の直前の事業年度に係るものを含む。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

ロ 譲受け又は譲渡に係る事業の概況、譲受け又は譲渡の理由及び譲受け又は譲渡の対価等を記載した本所所定の「上場申請のための事業の譲受け（又は譲渡）概要書」

(注) bからeまでの規定については、本所が必要と認める場合には、新規上場申請者との合併により解散した会社についても新規上場申請者とみなしてこれらの規定を適用するものとする。

f 上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2第2号に規定する競争入札による公募

等を行う場合には、従業員名簿

g 上場前公募等規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、人的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社をいう。以下同じ。）及び資本的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社をいう。以下同じ。）の一覧表及び当該人的関係会社及び資本的関係会社の役員名簿

h 従業員持株会の規約及びその細則

i 第8条第1項第6号に規定する株式事務代行機関の設置を証する書面の写し

j 13(2) a (c)ロの規定の適用を受ける場合は、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

k 13(3) dの規定の適用を受けようとする場合

当該規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面

この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。

l 上場申請に係る有価証券が国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国株券を除く。以下この1において同じ。）以外の株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、上場申請に係る株券の評価額に関する資料

m 上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に係る会社法第794条第1項又は会社法第803条第1項に規定する書面の写し

n 相互会社（保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。）が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書

類

- (a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会（保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。）の招集通知及びその添付書類の写し
 - (b) 相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款
 - (c) 保険業法第87条第1項に規定する書類の写し
- o 新規上場申請者が委員会設置会社である場合には，会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面
- p 新規上場申請者が，新規上場申請者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き，会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所有している親会社（親会社が会社である場合に限るものとし，親会社に該当する会社が複数ある場合にあっては，新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい，その影響が同等であると認められる場合にあっては，いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに当該親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には，当該親会社の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社が四半期財務諸表提出会社である場合には，四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社が四半期連結財務諸表提出会社である場合には，四半期連結累計期間）に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし，次の(a)又は(b)に掲げる場合を除く。
- (a) 当該親会社が国内の金融商品取引所に上場されている株券の

発行者である場合

(b) 当該親会社が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者であり，かつ，当該親会社又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

q 新規上場申請者が親会社を有する場合は，親会社が次に掲げる事項を確約した書面

(a) 親会社が新規上場申請者に対して17(2) c (d)イ及びロ並びに18(1) c (d)イ及びロに該当するような行為を計画及び検討している事実がないこと。

(b) 本所が必要と認める場合，親会社の資本政策及び親会社の企業グループ戦略等に係る資料の提出及び質問等に応じること。

r 新規上場申請者が，継続開示会社等（継続開示会社及び17(2) d (d)ロの確約の対象である会社をいう。）ではない親会社等（親会社，その他の関係会社（財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。）又はその親会社をいう。以下同じ。）を有する場合は，次の(a)から(d)までに定める事項について記載した書面

(a) 親会社等の商号又は名称，上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が継続開示会社等ではない旨

(b) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

(c) 親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項（上場外国会社

にあつてはこれに相当する事項)をいう。)

(d) 将来的な親会社等の企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係

r の 2 支配株主 (適時開示等規則第 2 条第 1 項第 2 号 g に規定する支配株主をいう。以下同じ。)又はその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い (以下「適時開示等規則の取扱い」という。) 2 の 5 (1) に定める支配株主等に関する事項を記載した書面 (上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又はその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)

s 適時開示等規則第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報取扱責任者届出書

t 上場申請に係る株券 (外国株券を除く。以下この t において同じ。)(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であつて、単元株式数が 1,000 株である場合を除く。)について、上場時における単元株式数が 100 株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、適時開示等規則第 20 条の 3 第 2 項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

u 中期的な事業計画を記載した書類

v a から前 u までに掲げるもののほか、本所が必要と認める書類

(8) 前 (7) の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第 9 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、(7) c 及び d に掲げる書類のほか次に掲げるものをいうものとする。

a 最近 2 事業年度及び上場申請日の属する事業年度の初日以後において株主又は外国株預託証券等の所有者あてに通知した年次

報告書，臨時報告書，内部統制報告書（訂正報告書を含む。）及び有価証券届出書の写し

b 上場申請日の属する事業年度の初日以後において株主又は外国株預託証券等の所有者あてに通知した半期報告書及び四半期報告書並びに内閣総理大臣等に提出した有価証券報告書，年次報告書，臨時報告書，内部統制報告書（訂正報告書を含む。）及び有価証券届出書の写し

c 適時開示等規則第20条に規定する会社の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受諾する旨の内諾を得ていることを証する書面

d 上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって，当該分割前に上場申請を行う場合は，当該分割に関する計画について記載した書類

e 上場申請に係る株券が国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合において，上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは，上場申請に係る株券の評価額に関する資料

f 前(7)のqに規定する書類

(9) (1) c 及び(7) e に規定する「重要な影響」については，別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

4 第4条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は，3(1)の規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは，次に掲げる書類をいうものとする。ただし，新規上場申請者が外国会社であ

る場合は、次の c, d 及び 3 (8) c に規定する書類をいうものとする。

a 適時開示等規則第 5 条第 1 項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類

b 3 (7) a, h 及び i に規定する書類

c 新規上場申請者が第 15 条第 5 号の規定の適用を受ける場合には、上場会社の直前連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

d 第 15 条第 1 号又は第 3 号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同条第 1 号に定める存続会社の親会社又は同条第 3 号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同条第 1 号又は第 3 号に規定する上場会社が第 47 条第 1 項第 9 号 b に規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同 b に規定する期間内に同 b に規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同 b に規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

(3) 第 2 号 c に規定する「本所が必要と認める書類」とは、3 (8) c 及び d に規定する書類をいうものとする。

5 第 4 条（新規上場申請手続）第 5 項関係

(1) 第 1 号の取締役会又は株主総会の決議（委員会設置会社にあつては、会社法第 2 条第 12 号に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。）に係る事項が適時開示等規則第 5 条第 1 項に規定する事項

である場合には、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(2) 第1号に規定する「執行役の決定」には、日常業務等の決定を含まないものとする。

(3) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、適時開示等規則第2条第1項第2号、第4号及び第5号並びに第2項第2号、第3号及び第3項に規定する場合をいうものとする。

(4) 第8号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次のa及びbに掲げる書類をいうものとし、当該a又はbに定めるところに従い本所に提出するものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し

開催後遅滞なく

b 相互会社から株式会社への組織変更について内閣総理大臣等の認可を受けたことを証する書面

認可を受けた後遅滞なく

6 第4条（新規上場申請手続）第6項関係

第6項に規定する「本所が定める場合」とは、新規上場申請者が、「上場申請のための有価証券報告書」に同項各号に定める期間に係る直近の四半期財務諸表等を記載している場合をいう。

7 第4条（新規上場申請手続）第7項関係

(1) 第7項に規定する「公認会計士」は2人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告

書を添付することを要するものとする。

- (2) 第7項に規定する「監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書」は，同項各号に掲げる財務計算に関する書類が，従前において法に基づいて提出された有価証券届出書，有価証券報告書，半期報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等，中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって，既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には，当該財務諸表等，中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。
- (3) 第7項ただし書に規定する「本所が定める外国会社」とは，次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし，当該外国会社は，bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において，当該監査報告書については，前(2)の規定を準用して，その写しを提出することができる。
- a 第7項第1号に掲げる財務書類が，財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成されていること。
- b 第7項第1号に掲げる財務書類について，公認会計士又は監査法人に相当する者により法第193条の2第1項の監査証明に相当すると認められる証明を受けていること。
- (4) 第7項第1号の規定により本所が指定するものは，「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付する最近2事業年度（直前事業年度の前事業年度が6か月に満たない場合は，最近3事業年度）に係る財務諸表等（3(1)dに規定する合併による解散会社又は持株会社設立時の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等がある場合で，当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。）又は3(1)bに規定する財務諸表又は連結財務諸表とする。

8 第4条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」，「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」については，次の取扱いによるものとする。

- (1) 「監査概要書」は，新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査又は新規上場申請者のすべての財務書類の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には，当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要又は当該すべての財務書類の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。
- (2) 「監査概要書」は，財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて，「中間監査概要書」は，同項に規定する「第2号様式」に準じて，四半期レビュー概要書は，同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) 「上場申請のための有価証券報告書」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には，会社の会計組織，経理規程，原価計算制度，内部統制組織，内部監査組織，連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。
- (4) 「監査概要書」，「中間監査概要書」又は「四半期レビュー概要書」は，前7(2)の規定により財務諸表等，中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には，既に内閣総理大臣等に提出した当該監査，中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書，中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

9 第4条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(3)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(3)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 3(1)cに規定する書類（新規上場申請者が外国会社である場合を除く。）、「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等のうち3(1)dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社（新規上場申請者の子会社を除く。）及び新規上場申請者）のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) 3(7)c、3(7)e(b)イ、同e(d)イ又は4(2)cに規定する書類
一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添3「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」若しくは別添4「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく部門財務情報に対する意見表明のための報告書

(3) 3 (7) d に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

10 第4条（新規上場申請手続）第11項関係

(1) 第11項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 定款の写し（新規上場申請者が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する相互会社である場合の当該相互会社の定款を除く。）

b 「上場申請のための有価証券報告書」（第7項若しくは第9項又は3(1) cの規定により添付される書類を含む。）

(2) 第11項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 前(1)に規定する書類

b 第5項第2号から第7号までに規定する書類

c 第6項に規定する書類

d 3(7) c から e までに規定する書類（前9の規定により添付される書類を含む。）

e 3(7) n (b), p 及び r の2に規定する書類

f 4(2) a の規定により提出される書類（適時開示等規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

g 4(2) c の規定により提出される書類（第15条第5号に規定する他の会社が承継する事業に係る書類に限る。）

h 5の規定により提出される書類（適時開示等規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

11 第4条（新規上場申請手続）第12項関係

- (1) 第12項に規定する推薦書を作成する幹事取引参加者は、自己が作成した参考資料を本所に提出するにあたり、新規上場申請者（第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者を除く。）が上場を申請する日等を本所に通知するものとする。
- (2) 第12項に規定する「事業等のリスク」について検討した内容を記載した書面」には、17(2) d の(b)後段又は18(1) d の(b)に規定する投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項等について幹事取引参加者が検討した内容について記載するものとする。

12 第6条（上場審査料）関係

- (1) 第1項に規定する本所が定める金額は200万円（次の a 又は b に掲げる場合には、その半額。）、本所が定める日は上場申請日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。
 - a 第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同条に規定する上場株券に係る上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である有価証券の上場を申請する場合
 - b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあつては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請を行う場合
- (2) 上場審査料の納入は、本邦通貨によるものとする。（予備審査料並びに J A S D A Q に関する有価証券上場規程別表の取扱いの上場手数料、年賦課金及び T D n e t 利用料の納入において同じ。）
- (3) 第2項に規定する本所が特に必要と認める調査等に係る費用は、

本所が実際に支出した金額を基礎として新規上場申請者ごとに本所
が定めるものとし、同項に規定する本所が定める日は上場申請日か
ら起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費
税額を加算（新規上場申請者が外国にある又は外国法人である場合
を除く。）して支払うものとする。

13 第8条（スタンダード上場審査基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

- a 新規上場申請者及び上場申請に係る株券の公募又は売出しに
関し元引受契約を締結する金融商品取引業者又は外国証券業者
（以下「金融商品取引業者等」という。）である本所のジャスダッ
ク取引参加者又はIPO取引参加者（以下「元引受取引参加者」
という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日
等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1
項又は第8項の規定に基づき同法第2条第2項に規定する指定振
替機関（2(6)において指定するものをいう。以下同じ。）が総株
主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。以下同
じ。）における株主が所有する株式の数及び株主の数の状況（以下
「株主等の状況」という。）を記載した本所所定の「公募又は売出
予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合に
は、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとし
る。この場合において、当該新規上場申請者が当該基準日等にお
ける株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の
株主等の状況を把握している最近の基準日等（相互会社から株式
会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日
等における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う
相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日）における
株主等の状況を記載するものとする。ただし、本所のジャスダッ

ク取引参加者又はIPO取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所のジャスダック取引参加者又はIPO取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下同じ。）。

- b 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。
- c 元引受取引参加者は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。
- d 前cに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。
- e 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて本所のジャスダック取引参加者又はIPO取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所のジャスダック取引参加者又はIPO取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非取引参加者金融商品取引業者等（本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者が、同時に上場申請

を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を主たる金融商品取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る金融商品取引所（以下「指定金融商品取引所」という。）が本所以外の金融商品取引所であるときは、当該金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者等に限る。）との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者金融商品取引業者等が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

f 第1号aに規定する「本所が定める場合」とは、新規上場申請者の発行する株券が国内の金融商品取引所（本所を含む。以下同じ。）に上場されている場合、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合又は新規上場申請者が相互会社から株式会社への組織変更を行う場合をいう。

g 株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合には、当該預託証券を所有する者（1単位以上の株式に係る権利を表示する預託証券を所有する者に限る。）の数は、株主数に加算することができるものとする。

h 株主数については、a又はbに定める「公募又は売出予定書」に記載される株主等の状況に基づき算定するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されている場合又は新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合であって、上場申請に係る公募又は売出しを行わない場

合は、株式の分布状況に基づき算定するものとする。

hの2 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数については、前hの規定を準用する。

i 前hの規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日等における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。

j 新規上場申請者の発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されている場合であって、aの規定により株主等の状況の算定の基礎とした基準日等（以下このjにおいて「最近の基準日等」という。）の後に、当該金融商品取引所の規則に定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいう。以下「上場のための数量制限付分売」という。）を行う場合には、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「数量制限付分売予定書」に記載される株主等の状況に基づき株主等の状況を算定するものとする。

(a) 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う金融商品取引業者等である本所のジャスダック取引参加者又はIPO取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定者に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

(b) 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「数量制限付分売予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その

変更を要請した場合には，新規上場申請者及び立会外分売取扱取引参加者は，その内容を改善し，かつ，改善後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

(c) 立会外分売取扱取引参加者は，原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日以内に，本所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに，当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

k 新規上場申請者が，自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は，hの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は，次の新規上場申請者の区分に従い，当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって，当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このkにおいて同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このkにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき，次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ 株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数が当該買付株式数を超える場合

当該買付株式数を、株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数を当該区分の株主数の欄に記載された人数で除して得た数で、除して得た人数（端数は切り上げる。）

ロ イ以外の場合

次の(イ)及び(ロ)を合算した人数

(イ) 株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数に、当該単位の区分を超える区分の所有株式数の欄に記載された株式数を小さい単位の区分から順次合算し、その株式数が当該買付株式数を越えることとなる区分の前区分までの株主数の欄に記載された人数を合算した人数

(ロ) 当該買付株式数から株主のある最も小さい単位の区分より前(イ)に規定する前区分までの所有株式数の欄に記載された株式数を順次合算した株式数を減じて得た株式数を、前(イ)に規定する当該買付株式数を越えることとなる区分の所有株式数の欄に記載された株式数を当該区分の株主数の欄に記載された人数で除して得た数で、除して得た人数（端数は切り上げる。）

(b) (a)以外の新規上場申請者

自己株式取得決議に係る売主（当該買付けに対し、その所有するすべての株券の売付けを行わないことが明らかな売主を除く。）の人数

(2) 浮動株時価総額

a 第2号に規定する「本所が定める価格」とは、次の(a)から(c)までに定める新規上場申請者の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める価格をいう。

(a) (b)及び(c)に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

上場申請に係る株券の公募又は売出しの価格（以下この(2)及び14において「公開価格」という。）

(b) 国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

イ 当該新規上場申請者が上場申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

公開価格と当該公開価格を決定した日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格をいう。次のロにおいて同じ。）のいずれか低い価格

ロ 前イ以外の場合

本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格

(c) 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合又は新規上場申請者が相互会社から株式会社への組織変更を行う場合

イ 当該新規上場申請者が上場申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合

公開価格

ロ 前イ以外の場合

本所が合理的と認める算定式により計算された当該上場申請に係る株券の評価額

b 第2号に規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

(a) 投資信託又は年金信託に組み入れられている株式その他投資

- 一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者（法第28条第4項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者をいう。）若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている株式
- (b) 信託業務を営む銀行，金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のために所有する株式
- (c) 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する株式のうち，信用取引に係る株式
- (d) 国家公務員等共済組合，地方公務員等共済組合，私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合が所有する株式
- (e) 全国共済農業協同組合連合会又は都道府県の共済農業協同組合連合会が所有する株式
- (f) 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。以下同じ。）の名義の株式
- (g) 保険会社が所有する株式（保険会社が株式の発行者と関係を有する場合には，当該保険会社が所有する株式のうち年金に関する保険契約に係る財産の運用に係る株式以外の株式を除く。）
- (h) 従業員持株会（会員の持分の処分に制約のあるものを除く。）が所有する株式
- (i) 50単位未満の株式を所有する者（株式の発行者が新規上場申請者又は市場第一部銘柄の指定の対象となる株式の発行者である場合は，当該株式の発行者と関係を有する者を除く。）が所有する当該株式
- (j) その他明らかに固定的所有でないと認められる株式
- (注) 1 (g)に定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する

場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

イ 株式の発行者の有価証券報告書の有価証券明細表中の投資有価証券に当該保険会社の発行する株式が計上されている場合

ロ 株式の発行者が当該保険会社からの長期借入金（財務諸表等規則第52条第1項第2号に規定する長期借入金をいう。）を貸借対照表に計上している場合（当該長期借入金の額の当該発行者の負債及び資本の額に占める比率等を勘案して本所が適当と認める場合を除く。）

ハ 株式の発行者の取締役，執行役，監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員）が当該保険会社の取締役，執行役，監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員）を兼任している場合

ニ 株式の発行者と当該保険会社との間に保険契約が結ばれている場合

(注) 2 (i)に定める「当該株式の発行者と関係を有する者」には、当該株式の発行者と株式の相互保有関係，取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前(注) 1 のイからハまでに規定する場合に準ずる場合の50単位未満の株式を所有する者を含むものとする。

c 新規上場申請者が所有する自己株式数について、自己株式処分等決議を行った場合の当該決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなす。この場合において、当該自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなす。

d 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消

却したものとみなす。

- e 13(1)hの規定は第2号の場合に準用する。この場合において、「株主数」とあるのは「浮動株式数」に読み替えるものとする。

(3) 純資産の額

- a 第3号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第3号に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- c 第3号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の連結貸借対

照表(当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表)に基づいて算定される純資産の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

c の 2 新規上場申請者又はその子会社が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には、当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。

(a) 合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。) 合併主体会社

(b) 株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。) 株式交換主体会社

d 退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。以下同じ。)が発生した新規上場申請者に対する第3号の規定の適用に当たっては、aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及びbに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。以下同じ。)を控除したうえで税効果相当額を加算するものとする。

e 第3号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、3(7)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承

継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f 第3号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に關する書面に剰余金処分別額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

g 新規上場申請者（cから前fまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する事業年度の初日以後においてcから前fまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、cから前fまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査の対象とするものとする。

(4) 利益の額

a 第4号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。（以下「最近」の起算については、この13(4)において同じ。）

b 第4号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平

成19年内閣府令第64号)第5条の3, 中間財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第3条の2及び中間連結財務諸表の用語, 様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。))に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし, 新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は, 連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

- c 前bの規定にかかわらず, 審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は, 当該期間に係る第4号に規定する「利益の額」とは, 損益計算書(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される利益の額(財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし, 当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は, 損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- d 第4号において, 利益の額が, 公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には, 正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き, 当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とする。
- e 第4号において, 審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため, 審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には, 連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれを月割按分した額を用いて, 本所が

定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、b及びcの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。

f 第4号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社（合併当事会社のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。以下同じ。）の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。

fの2 第4号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。

g 第4号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前fの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継

させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近1年間のうちその持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書等を連結又は結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

- h 第4号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、3(7)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。
- i 退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異が発生した新規上場申請者に対する第4号の規定の適用に当たっては、bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及びcに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、審査対象事業年度の末日において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。
- j 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度(平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。)において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する第4号の規定の適用に当たっ

ては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及びcに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、審査対象事業年度の末日における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算するものとする。

k 第4号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

l 新規上場申請者（fから前kまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後においてfから前kまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、fから前kまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査の対象とするものとする。

m 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代え

て、次の(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、第4号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合においては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。

(a) 当該事業年度又は連結会計年度において適用される会計方針を用いた財務諸表又は連結財務諸表

(b) 前(a)に掲げる書類に準ずるものとして、本所が相当と認める書類

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第5号aに規定する「本所が相当と認める場合」には、次の(a)又は(b)に定める場合を含むものとする。

(a) 監査報告書において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。

(b) 監査報告書において、公認会計士等の「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が継続企業の前提に関する事由によるものであるとき。

b 第5号bに規定する「本所が相当と認める場合」とは、監査報告書(「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場

合をいうものとする。

- c 第5号cに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2，第24条の4の7及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等から法第172条の2第1項（同条第4項において準用される場合を含む。）又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る課徴金納付命令を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合，又はこれらの訂正届出書，訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって，その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。
- d 前cに該当することとなるおそれがあると認められる場合には，上場審査を延期するものとする。
- e 第5号において，新規上場申請者が持株会社であって，株式会社として設立された後，上場申請日の直前事業年度の末日までに2事業年度以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には，審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については，当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は，財務諸表とし，当該子会社が複数ある場合は，当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。）及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。
- f 第5号において，新規上場申請者が，会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承

継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

- g 新規上場申請者（外国会社を除く。）又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以降に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）又は株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(6) 株式事務代行機関の設置

- a 第6号に規定する「株式事務代行機関」とは、会社法第123条に規定する株主名簿管理人であって、名義書換事務のほかに株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。
- b 第6号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するのは、次のとおりである。
- (a) 信託銀行
- (b) 株式会社アイ・アールジャパン，東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社

(7) 単元株式数

第7号に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申

請者が、第4条第2項第8号に規定する書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(8) 株式の譲渡制限

第8号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合又は法第103条の2第1項若しくは法第106条の14第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

- a 放送法（昭和25年法律第132号）
- b 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）
- c 航空法（昭和27年法律第231号）

14 第8条（スタンダード上場審査基準）第2項関係

(1) 株式の分布状況

a 第1号aに規定する「1,000株単位銘柄」、「500株単位銘柄」、「100株単位銘柄」、「50株単位銘柄」、「10株単位銘柄」及び「1株単位銘柄」とは、公開価格が次の(a)から(f)までに定める価格の銘柄をいうものとする。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該上場申請に係る株券の評価額を用いるものとする。

- | | |
|----------------------|------------|
| (a) 500円未満 | 1,000株単位銘柄 |
| (b) 500円以上1,000円未満 | 500株単位銘柄 |
| (c) 1,000円以上5,000円未満 | 100株単位銘柄 |
| (d) 5,000円以上1万円未満 | 50株単位銘柄 |
| (e) 1万円以上5万円未満 | 10株単位銘柄 |
| (f) 5万円以上 | 1株単位銘柄 |

- b 前 a の規定にかかわらず、本国における会社制度等から、前 a によることが適当でないとして本所が認めた場合は、本所がその都度定める売買単位の銘柄とする。
- c 第 1 号 a において審査対象とする株券の公募又は売出しは、新規上場申請者が本邦内において行うものに限るものとする。
- d 13(1) a から e までの規定（外国証券業者に係る部分を除く。）は、第 1 号 a の場合に準用する。
- e 第 1 号 a に規定する「本所が定める場合」とは、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合をいうものとする。
- f 13(1) g から k までの規定は、第 1 号 b の場合に準用する。
- g 上場申請に係る株券の公募又は売出しを行う場合にあっては、13(1) a から e までの規定を準用する。この場合、株主数については、13(1) a 又は b に定める「公募又は売出予定書」に記載される株主等の状況に基づき算定するものとする。ただし、e の規定の適用を受ける場合には、株主数については、株式の分布状況に基づき算定するものとする。

(2) 浮動株時価総額

- a 第 2 号に定める額を算定するに当たり準用する 13(2) a に規定する「本所が定める価格」とは、公開価格をいうものとする。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わない場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該上場申請に係る株券の評価額をいうものとする。
- b 13(2) b から e までの規定は、第 2 号の場合に準用する。
- c 株式会社証券保管振替機構が上場株式数の 10% 以上の株式を所有する場合の当該株式は浮動株式数に算定することができるも

のとする。この場合において、第1項第2号に規定する株主及び役員が所有する株式が株式会社証券保管振替機構に保管されている場合は、当該株式数を浮動株式数から控除するものとする。

(3) 純資産の額

- a 第3号に規定する「純資産の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。ただし、自己株式がある場合であって、本所が適当と認めたときは、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額若しくは結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額から当該自己株式の取得価額を減じた後の額をいうものとする。
- b 前aの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。
- c 第3号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社になった場合で、本所が適当と認めるときは、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。
- cの2 新規上場申請者又はその子会社が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には、当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額に

ついて審査対象とするものとする。

(a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。） 合併主体会社

(b) 株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。） 株式交換主体会社

d 13(3) e の規定は，第3号の場合に準用する。

(4) 利益の額

a 第4号に規定する「利益の額」とは，新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは，連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとし，新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは，損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

b 第4号において，新規上場申請者又はその子会社が，審査対象期間において合併を行っている場合は，合併前については，合併主体会社の利益の額（前aに規定する利益の額に相当する額をいう。）に相当する額又は合併当事会社の連結若しくは結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

c 第4号において，新規上場申請者が審査対象期間において外国持株会社になった場合で，本所が適当と認めるときは，審査対象期間（上場申請日の属する連結会計年度に相当する期間を利益の額に相当する額算定時の連結会計年度とみなすものとする。）のうち外国持株会社になる前の期間については，本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

cの2 第4号において，新規上場申請者又はその子会社が審査対

象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の利益の額（aに規定する利益の額に相当する額をいう。）又は新規上場申請者の連結若しくは結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額（bに規定する利益の額に相当する額をいう。）又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

d 前(3) bの規定は、第4号の場合に準用する。この場合において「前aの場合において」とあるのは「aから前cの場合において」と読み替える。

e 13(4) d及びhの規定は、第4号の場合に準用する。

(5) 株式の譲渡制限

第6号に規定する「これに準ずる場合」とは、本国の政府からの要請など特別の事情により、何人に対してもその所有できる株式の数を一律に制限する方法により株式の譲渡に関して制限を行う場合をいうものとする。

15 第9条（グロース上場審査基準）第1項関係

(1) 純資産の額

a 第1号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、直前連結会計年度における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額を

いうものとする。

- b 前 a の規定にかかわらず，新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第 1 号に規定する「純資産の額」とは，貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし，当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は，貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- c 退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異が発生した新規上場申請者に対する第 1 号の規定の適用に当たっては，a に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び前 b に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について，会計基準変更時差異未処理額を控除したうえで税効果相当額を加算するものとする。
- d 13(3) c，c の 2，e 及び f の規定は，第 1 号の場合に準用する。この場合において，「第 3 号」とあるのは「第 1 号」と読み替える。

(2) 株式の分布状況

13(1)の規定は，第 2 号の場合に準用する。この場合において，「第 1 号 a」とあるのは「第 2 号 a」と読み替える。

(3) 浮動株時価総額

13(2)の規定は，第 3 号の場合に準用する。この場合において，「第 1 号 b に規定する」とあるのは「第 3 号に規定する浮動株時価総額を算定するに当たり使用する」と読み替える。

16 第 9 条（グロース上場審査基準）第 2 項関係

(1) 純資産の額

a 第 1 号に規定する「純資産の額」とは，新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは，連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし，新規

上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。ただし、自己株式がある場合であって、本所が適当と認めたときは、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額若しくは結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額から当該自己株式の取得価額を減じた後の額をいうものとする。

b 14(3) b の規定は、第 1 号の場合に準用する。

c 第 1 号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社になった場合で、本所が適当と認めるときは、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

c の 2 14(3) c の 2 の規定は、第 1 号の場合に準用する。

d 13(3) e の規定は、第 1 号の場合に準用する。この場合において、13(3) e 中「第 3 号」とあるのは「第 2 号」と読み替える。

(2) 株式の分布状況

14(1) の規定は、第 2 号の場合に準用する。この場合において、「第 1 号 a」とあるのは「第 2 号 a」と、「第 1 号 b」とあるのは「第 2 号 b」と読み替える。

(3) 浮動株時価総額

14(2) の規定は、第 3 号の場合に準用する。この場合において、「第 2 号」とあるのは「第 3 号」と読み替える。

17 第10条（上場審査）第 1 項関係

(1) 第10条に規定する「資本下位会社等」とは、子会社及び関連会社をいうものとする。

(2) 各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（第4条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次のaからeまでに掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び財政状態の見通しが今後の企業の存続に支障を来す状況にないこと。この場合において、次のイ又はロに該当するときは、当該損益及び財政状態の見通しが企業の存続に支障を来す状況にないものとして取り扱うものとする。

イ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び財政状態の水準を維持することができる合理的な見込みのあること。

ロ 新規上場申請者の企業グループの損益又は財政状態が悪化している場合又は良好でない場合において、当該企業グループの損益及び財政状態の水準の今後における回復又は改善が客観的な事実に基づき見込まれるなど当該状況の改善が認められること。

(b) 新規上場申請者の企業グループの仕入れ、生産、販売その他の経営活動が、取引先との取引実績、製商品の需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定的かつ継続的に遂行することができる状況にあること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る認可、許可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約をいう。以下「許認可等」という。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの企業規模に応じた役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、次のイからニまでのいずれかに該当するときは、当該状況が損なわれているとみなすものとする。

イ 常勤の役員が、資本下位会社等以外の会社の職務（非常勤を除く。）を兼ねているとき

ロ 管理部門に専任の役員が配置されていないとき

ハ 監査役会設置会社でないとき（委員会設置会社である場合を除く。）

ニ 取締役、執行役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は監査委員に就任しているとき

(b) 新規上場申請者の企業グループの会計組織が、採用する会計処理の基準等に照らして、適切に整備され、運用されている状況にあること。

(c) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備され、運用されていること。

(d) 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の規模に応じて、その事業活動、内部管理その他に関する社内諸規則が適切に整備され、運用されていること。

(e) 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の規模に応じて、内部監査制度が適切に整備され、運用されていること。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者（連結財務諸表規則第15条の4又は財務諸表等規則第8条第17項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）その他特定の者との間で不

当な取引を行っていないこと。この場合において、次のイ又はロに該当するときは、当該取引を行っているものとみなすものとする。

イ 新規上場申請者の企業グループが新規上場申請者の関連当事者その他特定の者と取引を行うことの合理性及び必然性が明確でないとき。

ロ 新規上場申請者の企業グループが新規上場申請者の関連当事者その他特定の者と取引を行うことの合理性及び必然性が明確であった場合でも、取引価格を含めた当該取引の条件が妥当でないとき。

(b) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合すること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ（親会社等、親会社等の子会社及び親会社等の関連会社をいい、新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。）の事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループと親会社等が、原則として通常の取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

ハ 親会社等又は新規上場申請者の企業グループが、原則として新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の不利益となる取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含

む。)を強制し、又は誘引していないこと。

ニ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が金融商品市場に上場する責任及び意義に関する識見を有していること。

(d) 次のイからハまでに該当しないこと。

イ 上場申請日以降、同日の属する事業年度の初日から3年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は新規上場申請者の子会社間の合併及び第15条第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、本所が別に定める場合は、この限りでない。

ロ 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の属する事業年度の初日から3年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

ハ 新規上場申請者の大株主、経営者、従業員その他特定者が行う株式の全部取得その他の方法による上場廃止を上場申請日の属する事業年度の初日から3年以内に行う予定のあ

る場合

- (e) 新規上場申請者が買収防衛策（企業行動規範に関する規則第11条に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。）を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第11条各号に掲げる事項を尊重していること。
- (f) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること。
- (g) 新規上場申請者の企業グループが法令違反又は公益に反する行為を行っていないこと。

d 第4号関係

- (a) 新規上場申請者の企業グループが、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。
- (b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規

上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項等，投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

イ 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

ロ 許認可等（(2) a の(c)に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令，契約等により定められている場合には，当該期限

ハ 許認可等の取消し，解約その他の事由が法令，契約等により定められている場合には，当該事由

ニ 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について，その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(c) 新規上場申請者の企業グループが，その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により，新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(d) 新規上場申請者が，新規上場申請者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き，会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所有している親会社を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに当該親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には，当該親会社の開示が有効であるものとして次のイ又はロに適合すること。ただし，新規上場申請者と当該親会社と

の事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社（親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社（前イに適合する親会社を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(e) 上場前公募売等規則における上場前の第三者割当等及び特別利害関係者等の株式等の移動の状況及び株価算定の方法（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い別添2に掲げる方式を採用している場合には、その旨及びその方式を採用した経緯、これらの方式によらない場合には、具体的な株価算定の考え方及びその考え方を採用した事由。以下同じ。）が「上場申請のための有価証券報告書」に具体的に記載されていること。

(f) 新規上場申請者が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者であって、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、第10条第1項第4号に規定する企業内容等の開示の適正性の審査を行うこととする。

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、同(2)cの(b)及びdの(d)に掲げる基準及びそれぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の連結財務諸表（新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、個別財務諸表又は結合財務諸表）上の損益及び財政状態の見通しが今後の企業の存続に支障を来す状況にないこと。この場合において、当該損益又は収支が悪化しているときであっても、新規上場申請者の企業グループの経営活動の健全な継続を損なう状況でないと認められるときは、当該損益及び収支が悪化していないものとして取り扱うものとする。

(b) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の遂行に重大な支障を来す状況が見られないこと。

(c) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 新規上場申請者の企業グループの経営管理に重大な支障を来す状況が見られないこと。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員 of 適正な職務の執行を確保するための体制や新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うための内部管理体制等が、整備、運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの資産の保全、経営活動の公正性及び内部牽制機能を確保するための経営管理組織（取締役会に相当する機関を含む。）が適切に整備され、運用されていること。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者に対し、取引行為等を通じて不当に利益を供与する又は当該新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者から取引行為等を通じて不当に利益を受ける状況が見られないこと。

(b) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が上場する意義、責任に関する意識を有していること。

(c) 直前事業年度の末日から起算して3年以内に新規上場申請者が解散会社となる合併等を行う予定がないこと。

(d) 企業行動規範に関する規則に規定する内容を尊重する状況にあること。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適

切な開示及び内部者取引の未然防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

- (b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、本国における法制等の概要、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る前(2) d (b)イからニに掲げる事項等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

- (c) 新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者との間の取引等により、当該新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めている状況が見られないこと。

- (d) 上場申請に係る株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書」に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの間における次に掲げる事項

(イ) 株主割当以外の方法による株式又は新株予約権の割当の状況

(ロ) 特別利害関係者等（開示府令第1条第31号イ又はロに規定する者をいう。）が所有する株式数の変動の状況

ロ 株式又は新株予約権の所有者が，新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において，上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には，その内容

(e) 新規上場申請者が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者であって，当該新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には，その状況を勘案して，第10条第1項第4号に規定する企業内容等の開示の適正性の審査を行うこととする。

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(4) (2)及び前(3)の規定にかかわらず，新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって，当該分割前に上場申請が行われた場合には，各号に掲げる事項の審査は，新規上場申請書類及び質問等に基づき，分割により承継する事業及び分割の計画等について，(2)又は前(3)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において，本国等における法制度，実務慣行等を勘案して行うものとする。

18 第10条（上場審査）第2項関係

(1) 各号に掲げる事項の審査は，新規上場申請書類及び質問等に基づき，それぞれ次のaからdまでに掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの損益又は財政状態の見通しが向上する見込みであること。この場合において、次のイ又はロに該当するときは、当該損益及び財政状態の見通しが向上する見込みがあるものとして取り扱うものとする。

イ 経営計画において、申請事業年度以降、持続的成長を達成することができる合理的な見込みがあること。

ロ 将来において持続的成長が見込まれる先行投資型企業の場合にあつては、経営計画において、申請事業年度から起算して5年以内に当期純利益が計上できる見込みがあること。

(b) 経営計画の基礎となっている競争優位性及び事業環境について、合理的な根拠を有すること。

(c) 経営計画の実現に向けた社内の人員体制及び設備の構築について、現状及び計画の根拠に疑義を抱かせるものでないこと。

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

(a) 企業規模及び成長の段階に応じた新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、次のイからニまでのいずれかに該当するときは、当該状況が損なわれているとみなすものとする。

イ 常勤の役員が、資本下位会社等以外の会社の職務（非常勤を除く。）を兼ねているとき

ロ 管理部門に専任の役員が配置されていないとき

ハ 監査役が2名以上でないとき又は常勤監査役が不在であるとき（委員会設置会社である場合を除く。）

- ニ 取締役、執行役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は監査委員に就任しているとき
- (b) 新規上場申請者の企業グループの会計組織が、採用する会計処理の基準等に照らして、適切に整備、運用されている状況にあること。
- (c) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が確立していること。
- (d) 新規上場申請者の企業グループにおいて、成長の段階に応じて、その事業活動、内部管理その他に関する社内諸規則が適切に整備され、運用されていること。
- (e) 新規上場申請者の企業グループにおいて、成長の段階に応じて、内部監査制度が適切に整備され、運用されていること。
- c 第3号関係
- (a) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他特定の者との間で不当な取引を行っていないこと。この場合において、次のイ又はロに該当するときは、当該取引を行っているとみなすものとする。
- イ 新規上場申請者の企業グループが新規上場申請者の関連当事者その他特定の者と取引を行うことの合理性及び必然性が明確でないとき。
- ロ 新規上場申請者の企業グループが新規上場申請者の関連当事者その他特定の者と取引を行うことの合理性及び必然性が明確であった場合でも、取引価格を含めた当該取引の条件が妥当でないとき。
- (b) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる

見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合すること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ（親会社等、親会社等の子会社及び親会社等の関連会社をいい、新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。）の事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループと親会社等が、原則として通常の取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

ハ 親会社等又は新規上場申請者の企業グループが、原則として新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の不利益となる取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含む。）を強制し、又は誘引していないこと。

ニ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が金融商品市場に上場する責任及び意義に関する識見を有していること。

(d) 次のイからハまでに該当しないこと。

イ 上場申請日以降、同日の属する事業年度の初日から3年以内に、合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び第15条第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化

若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、本所が別に定める場合は、この限りでない。

ロ 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の属する事業年度の初日から3年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

ハ 新規上場申請者の大株主、経営者、従業員その他特定者が行う株式の全部取得その他の方法による上場廃止を上場申請日の属する事業年度の初日から3年以内に行う予定のある場合

(e) 新規上場申請者が買収防衛策（企業行動規範に関する規則第11条に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。）を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第11条各号に掲げる事項を尊重していること。

(f) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること。

(g) 新規上場申請者の企業グループが法令違反又は公益に反する行為を行っていないこと。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を

管理し，当該会社情報を適時，適切に開示することができる状況にあること。また，内部者取引の未然防止に向けた体制が，適切に整備，運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており，かつ，次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ 新規上場申請者の企業グループの成長可能性のある技術又はビジネスモデルの特徴，事業環境，本格的な事業展開までの行程及び進捗状況，事業展開上のリスク，財政状態及び経営成績，役員・大株主・関係会社等に関する重要事項その他投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項

(イ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

(ロ) 許認可等の有効期間その他の期限が法令，契約等により定められている場合には，当該期限

(ハ) 許認可等の取消し，解約その他の事由が法令，契約等により定められている場合には，当該事由

(ニ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について，その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(c) 新規上場申請者が，中期経営計画を適切に策定し，投資者への説明会等を行える状況にあること。

(d) 新規上場申請者の企業グループが，その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により，

新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(e) 新規上場申請者が、新規上場申請者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所有している親会社を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに当該親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社の開示が有効であるものとして次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社（親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社（前イに適合する親会社を除く。）に関する事実等の会社情

報を適切に把握することができる状況にあり，新規上場申請者が，当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(f) 上場前公募売等規則における上場前の第三者割当等及び特別利害関係者等の株式等の移動の状況及び株価算定の方法が「上場申請のための有価証券報告書」に具体的に記載されていること。

(g) 新規上場申請銘柄が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場しており，新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には，その状況を勘案して，第10条第2項第4号に規定する企業内容等の開示の適正性の審査を行うこととする。

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(2) 前(1)の規定にかかわらず，新規上場申請者が外国会社である場合の各号に掲げる事項の審査は，新規上場申請書類及び質問等に基づき，同(1) c の(b)及び d の(e)に掲げる基準及びそれぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において，本国等における法制度，実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの損益又は財政状態の見通しが向上する見込みであること。この場合において，持続的成長が合理的に見込まれるときは，当該損益及び財政状態の見通しが向上する見込みがあるものとして取り扱うものとする。

(b) 経営計画の基礎となっている競争優位性及び事業環境について，合理的な根拠を有すること。

(c) 経営計画の実現に向けた社内の人員体制及び設備の構築につ

いて、現状及び計画の根拠に疑義を抱かせるものでないこと。

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制や新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うための内部管理体制等が、整備、運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの資産の保全、経営活動の公正性及び内部牽制機能を確保するための経営管理組織（取締役会に相当する機関を含む。）が適切に整備され、運用されていること。（新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制や新規上場申請者の企業グループが経営活動を有効に行うための内部管理体制等が、整備、運用されている状況にあると認められること。）

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者に対し、取引行為等を通じて不当に利益を供与する又は当該新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者から取引行為等を通じて不当に利益を受ける状況が見られないこと。

(b) 新規上場申請者の企業グループの経営陣が上場する意義、責任に関する意識を有していること。

(c) 直前事業年度の末日から起算して3年以内に新規上場申請者が解散会社となる合併等を行う予定がないこと。

(d) 企業行動規範に関する規則に規定する内容を尊重する状況にあること。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切な開示及び内部者取引の未然防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、本国における法制等の概要、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る前(1) d (b) ロ(イ)から(ニ)に掲げる事項等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

(c) 新規上場申請者が、中期経営計画を適切に策定し、投資者への説明会等を行える状況にあること。

(d) 新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者との間の取引等により、当該新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めている状況が

見られないこと。

(e) 上場申請に係る株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるときは、「上場申請のための有価証券報告書」に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの間における次に掲げる事項

(イ) 株主割当以外の方法による株式又は新株予約権の割当の状況

(ロ) 特別利害関係者等（開示府令第1条第31号イ又はロに規定する者をいう。）が所有する株式数の変動の状況

ロ 株式又は新株予約権の所有者が、新規上場申請者又は新規上場申請者が元引受契約を締結する金融商品取引業者との間において、上場後の一定期間におけるこれらの有価証券の保有に関する取決めを行っている場合には、その内容

(f) 新規上場申請者が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者であって、当該新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、第10条第2項第4号に規定する企業内容等の開示の適正性の審査を行うこととする。

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(3) (1)及び前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(1)又は前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討する

ものとする。この場合において、本国等における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

19 第11条（予備申請）関係

第4項に規定する本所が定める金額は200万円、本所が定める日は予備申請の日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（予備申請を行う者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

20 第13条（取引所規則の遵守に関する確認書等）関係

- (1) 第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。
- (2) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

21 第14条（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第14条に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）
- (2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由
- (3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- (4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(5) 独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が，次の a から e までのいずれかに該当する場合は，それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。）

a 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。以下同じ。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家，法律専門家（当該財産を得ている者が法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

d 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい，当該主要株主が法人である場合には，当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。）

e 次の(a)又は(b)に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）

(a) a から前 d までに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては，業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）

(6) その他本所が必要と認める事項（反社会的勢力排除に向けた体制整備に係る事項を含む。）

22 第15条（再上場の特例）関係

- (1) 第15条に規定する「上場を遅滞なく申請するとき」とは、第1号に該当する場合は、上場廃止日から起算して6か月を経過する日以前、第3号に該当する場合は、株式交換又は株式移転の効力発生日（株式交換及び株式移転によらない場合にあつては、本所が定める日）から起算して6か月を経過する日以前、第5号に該当する場合は、会社の分割の効力発生日から起算して6か月を経過する日以前に上場を申請する場合をいうものとする。
- (2) 第15条に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者の本国における法制度、実務慣行等の整備及び運営の状況等に照らして、当該新規上場申請者の外国株券の円滑な流通及び決済が確保される見込みがある場合をいうものとする。
- (3) 第15条ただし書に規定する「株式の分布状況に係る上場廃止基準に該当しないこと」とは、次に定める規定に適合することをいうものとする。

第47条第1項第1号又は同条第2項第2号

- (4) 第3号に規定する「これに準ずる状態となる場合」とは、他の会社が、上場会社の多数の株主を相手方として、当該他の会社の株券をもって対価とする公開買付け又は上場会社株券の現物出資による第三者割当増資を行うことにより、当該上場会社の親会社となる場合をいうものとする。
- (5) 第5号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、4(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この(5)において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度（当

該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う。

23 第16条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項等を記載するとともに、当該事項等を記載した有価証券上場通知書を当該有価証券の発行者に交付する。

有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、上場市場区分、上場承認番号、上場承認年月日及び上場年月日

24 第17条（新株券等の上場申請手続）関係

本所の上場有価証券の発行者が発行者である株券で公募により発行されるものの上場を申請する場合には、当該発行者は、第1項第3号に規定する「分布状況」について、当該公募に係る株券の取得者数等を記載した書面を、当該公募の申込期間満了の日後遅滞なく提出するものとする。

25 第18条（新株券等の上場）関係

(1) 第1項第1号に規定する「本所が定めるもの」とは、有償株主割当により新たに発行される内国株券であって、次に掲げる条件に適合しているものをいう。

a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力

が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること（法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）。

b 株式数が4,000単位以上であること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(2) 第1項第2号に規定する「本所が定める基準」とは、次に定める基準をいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日（基準日）が到来する株券については、aを適用しない。

a 株式数が2,000単位（当該株式数は、当該株券が外国会社が発行するものである場合には、売買単位を1,000株とする銘柄については200万株、売買単位を500株とする銘柄については100万株、売買単位を100株とする銘柄については20万株、売買単位を50株とする銘柄については10万株、売買単位を1株とする銘柄については2,000株をいうものとする。）以上であること。

b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 上場株券と権利関係が同一となると見込まれること。

(3) 第2項に規定する「本所が定める基準」とは、次に定める基準をいう。

a 第8条第1項第6号から第9号まで（外国株券にあつては同条第2項第5号及び第6号とする。）に適合する見込みがあること。

b 上場時において、第47条第1項第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同項第20号に該当しないこととなる見込みがあること。

(4) 第3項に規定する「本所が定める基準」とは、次に定める基準（当該新株予約権証券が、外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）をいい、その上場期間は、当該新株予約権の

行使期間満了の前日の日であって、本所が定める日までとする。

- a 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。
- b 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等後2か月以内に到来するものであること。
- c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
- d 新株予約権証券の数が2,000単位（当該株式数は、当該株券が外国会社が発行するものである場合には、売買単位を1,000株とする銘柄については200万株、売買単位を500株とする銘柄については100万株、売買単位を100株とする銘柄については20万株、売買単位を50株とする銘柄については10万株、売買単位を1株とする銘柄については2,000株をいうものとする。）以上であること。
- e 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。
- f 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないことと認められるものでないこと。

26 第19条（上場有価証券の変更上場申請手続）関係

- (1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合で、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。
- (2) 本所は、株式若しくは新株予約権の転換又は新株予約権の行使により発行される株券を、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

27 第21条（グロース上場会社による中期経営計画の策定等）関係

第2項に規定する「本所が定める日」とは、適時開示等規則第2条第1項第3号に規定する事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示した日から起算して2週間目の日をいうものとする。

28 第22条（投資者向け説明等）関係

- (1) 第22条に規定する「投資者」とは、個人投資家及び機関投資家（法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家その他これに相当する者をいう。）その他これらに相当する者、証券アナリスト（証券分析業務に従事する者をいう。）又は株主をいう。
- (2) 第22条に規定する「投資者向け説明会の開催」とは、投資者の全部又はいずれか（いずれかの場合にあつては、複数の場合を含む。）を対象として、上場有価証券の投資に関する説明会を開催することをいう。
- (3) 第22条に規定する「投資者向け説明会の開催に相当する活動」とは、中期経営計画若しくは中期経営計画の内容の説明資料に係る電磁的ファイルを、不特定多数の者が閲覧することができるよう、当該上場会社が開設するホームページに継続的に掲載することをいう。この場合において、第21条第3項に係る変更があつた場合には、当該変更内容についても掲載するものとする。

29 第25条（上場市場の変更）関係

- (1) 第1項に規定する「上場市場の変更」とは、競争売買市場の上場銘柄をJASDAQに係る上場制度に基づき上場する銘柄とすることをいう。
- (2) 第4項において準用する第4条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。
 - a 3(1)本文の規定を準用する。
 - b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」は、直前事業

年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

c 3 (1) b の 2 及び 7 (4) の規定は、前 b の「上場市場の変更申請のための有価証券報告書 (I の部)」について準用する。この場合において、3 (1) b の 2 中「「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この 3 及び 7 における「最近」の起算について同じ。」とあるのは「「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日 (上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して 1 か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。) を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

(3) 第 4 項において準用する第 4 条第 2 項第 9 号に掲げる書類については、3 (7) (b, e, f, h, i 及び 1 を除く。) 及び 3 (8) (c から e までを除く。) の規定を準用する。

(4) 第 4 項において準用する第 4 条第 7 項において定める書類については、7 の規定を準用する。

30 第 26 条 (上場市場の変更審査料等) 関係

(1) 第 26 条に規定する本所が定める金額は 100 万円、本所が定める日は上場市場の変更申請日から起算して 10 日 (休業日を除外する。) とし、消費税額及び地方消費税額を加算 (上場市場変更申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。) して支払うものとする。

(2) 第 2 項に規定する本所が特に必要と認める調査等に係る費用は、本所が実際に支出した金額を基礎として上場市場変更申請者ごとに本所が定めるものとし、同項に規定する本所が定める日は上場申請日から起算して 10 日 (休業日を除外する。) とし、消費税額及び地方消費税額を加算 (上場市場変更申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。) して支払うものとする。

30の2 第27条の2（上場市場の変更予備申請）関係

第4項に規定する「本所が定める金額」は100万円、「本所が定める日」は市場変更の予備申請の日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（市場変更の予備申請を行う者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

31 第28条（申請によらない上場市場の変更）関係

(1) 競争売買市場の上場会社（競争売買市場に上場している株券の発行者をいう。以下同じ。）が上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該競争売買市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日に、当該競争売買市場の上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、JASDAQへの上場市場の変更を行うものとする。

(2) 前(1)に規定する本所が定める行為とは、43(9)aに定める行為をいう。この場合において、同a中「非上場会社」とあるのは「上場会社（社会資本整備市場及び競争売買市場の上場会社を除く。）」と読み替えるものとする。

(3) (1)に規定する実質的な存続会社でないかどうかの審査は、第47条第1項第9号に規定する実質的な存続会社でないかどうかの審査に準じて行うものとする。

32 第29条（上場市場区分の変更）関係

(1) 第1項に規定する「上場市場区分の変更」とは、グロースに係る基準に基づき上場する有価証券をスタンダードに係る上場制度に基づき上場する有価証券又はスタンダードに係る基準に基づき上場する有価証券をグロースに係る上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。

- (2) 第1項後段の「本所が定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。
- a 上場市場区分変更申請者が上場後6か月を経過していない場合
 - b 上場市場区分変更申請者が第47条に該当するおそれがあり監理銘柄に指定されている銘柄及び同条に該当し整理銘柄に指定されている銘柄である場合
- (3) 第4項において準用する第4条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。
- a 3(1)本文の規定を準用する。
 - b 「上場市場区分の変更申請のための有価証券報告書」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。
- (4) 第4項において準用する第4条第2項第9号に掲げる書類については、3(7)(b, e, f, h, i及び1を除く。)及び3(8)(cからeまでを除く。)の規定を準用する。
- (5) 第4項において準用する第4条第7項において定める書類については、7の規定を準用する。

33 第30条（上場市場区分の変更審査料等）関係

- (1) 第30条に規定する本所が定める金額は100万円、本所が定める日は上場市場の変更申請日から起算して10日(休業日を除外する。)とし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場市場区分変更申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。
- (2) 第2項に規定する本所が特に必要と認める調査等に係る費用は、本所が実際に支出した金額を基礎として上場市場区分変更申請者ごとに本所が定めるものとし、同項に規定する本所が定める日は上場申請日から起算して10日(休業日を除外する。)とし、消費税額及び地方消費税額を加算（上場市場区分変更申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

34 第31条（上場市場区分の変更審査）関係

13から17までの規定（13(6)から(8)まで及び14(5)を除く。）は、第1項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場市場区分変更申請者」と、「上場審査」とあるのは「上場市場区分の変更審査」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場区分の変更申請日」と、「上場日」とあるのは「上場市場区分の変更日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場区分の変更申請」と読み替えるものとする。

34の2 第31条の2（上場市場区分の変更の予備申請）関係

第4項に規定する「本所が定める金額」は100万円、「本所が定める日」は市場区分変更の予備申請の日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（市場区分変更の予備申請を行う者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

35 第32条（申請によらない上場市場区分の変更）関係

31の規定は、第32条に規定する上場市場区分の変更について準用する。この場合において、31(1)中「競争売買市場の上場会社（競争売買市場に上場している株券の発行者をいう。以下同じ。）が上場会社」とあるのは「スタンダードの上場会社がグロースの上場会社又はグロースの上場会社がスタンダードの上場会社」と、「当該競争売買市場の上場会社」とあるのは「当該スタンダード又はグロースの上場会社」と、「JASDAQへの上場市場の変更」とあるのは「スタンダード又はグロースへの上場市場区分の変更」と読み替えるものとする。

36 第34条（重複上場申請手続）関係

- (1) 第1項に規定する「新規上場申請手続の一部を省略する」とは、第4条に規定する提出書類を第25条の規定に準じて一部省略することをいう。
- (2) 第3項において準用する第4条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。
 - a 3(1)本文の規定を準用する。
 - b 「上場申請のための有価証券報告書」は直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。
- (3) 第3項において準用する第4条第2項第9号に掲げる書類については、3(7)(b, e, f, i及び1を除く。)及び3(8)(cからeまでを除く。)の規定を準用する。
- (4) 第3項において準用する第4条第7項において定める書類については、7の規定を準用する。

37 第35条（重複上場審査料等）関係

- (1) 第35条に規定する本所が定める金額は100万円、本所が定める日は上場申請日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（重複上場申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。
- (2) 第2項に規定する本所が特に必要と認める調査等に係る費用は、本所が実際に支出した金額を基礎として重複上場申請者ごとに本所が定めるものとし、同項に規定する本所が定める日は上場申請日から起算して10日（休業日を除外する。）とし、消費税額及び地方消費税額を加算（重複上場申請者が外国にある又は外国法人である場合を除く。）して支払うものとする。

38 第36条（適時開示等に係る改善報告書の提出）第1項関係

第1項の規定に基づく改善報告書の徴求の要否の判断は次の(1)か

ら(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

(1) 第1号に掲げる場合

- a 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
- b 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- c 過去における適時開示等規則第2章の規定の遵守状況等

(2) 第2号に掲げる場合

- a 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- b 過去における企業行動規範に関する規則第2章の遵守状況等

(3) 第3号に掲げる場合

- a グロースの上場会社が第21条（第4項を除く。）及び第22条の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- b 過去における第21条（第4項を除く。）及び第22条の規定の遵守状況等

39 第40条（特設注意市場銘柄の指定及び解除）関係

(1) 第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定は、次のa及びbに掲げる場合においては、当該a及びbに定める事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 第1号に掲げる場合

本所が第47条第1項第10号、第12号、第13号又は第20号に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

b 第2号に掲げる場合

次の(a)及び(b)に定める事項

(a) 本所が第36条第1項若しくは第2項（第37条第7項において

準用する場合を含む。)又は第37条第6項の規定により改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状

(b) 第36条第3項(第37条第7項において準用する場合を含む。)の規定により提出された改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状況

(2) 第40条第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、3(1)fに規定する「JASDAQ上場申請レポート」に準じた書面をいう。

(3) 第40条第3項に規定する内部管理体制等に問題があるかどうかの認定は、次のaからgまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。

a 内部監査又は監査役による監査など、業務執行に対する監査の体制の状況及び当該監査の実施の状況

b 経営管理組織又は社内諸規則の整備などの内部管理体制の状況

c 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の管理状況及び当該会社情報に係る適時開示体制の状況

d 企業行動規範に関する規則第2章の規定の遵守を確保するための体制の状況

e 有価証券報告書の作成その他会計に関する社内組織の整備及び運用の状況

f 法令等の遵守状況

g 特設注意市場銘柄の指定後における適時開示等規則及び企業行動規範に関する規則の遵守状況

40 第41条(開示注意銘柄の指定及び指定解除)関係

第1項に規定する「当該事実が開示されていないことを周知させる必要があると認めるとき」とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合をいうものとする。

- (1) 適時開示等規則第2条及び第2条の2の規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合
- (2) 適時開示等規則第3条第2項又は第4条第1項の規定に基づく開示を直ちに行わないと認められる場合にあっては、次のa又はbのいずれかに該当するとき。
 - a 上場会社に関し、上場有価証券の上場廃止の原因となるおそれがあると認められる情報又はこれに準じると認められる情報が生じている場合
 - b 前aのほか、上場会社に関し、投資者の投資判断に影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、かつ、当該上場有価証券の約定値段又は気配値段に相当の影響が生じている場合（当該上場有価証券の売買停止の場合を含む。）

41 第42条（適時開示等に係る公表措置等）関係

- (1) 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反した場合における第1項の規定に基づく公表措置の要否の判断は、次のaからcまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。
 - a 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
 - b 上場会社が適時開示等規則第2章の規定に違反した経緯、原因及びその情状
 - c 当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況
- (2) 上場会社が企業行動規範に関する規則第2章の規定に違反した場合における第1項の規定に基づく公表措置の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事実のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

- a 企業行動規範に関する規則第2条の規定
同条に規定する手続の実施状況及び当該手続の内容
- b 企業行動規範に関する規則第3条の規定
株式分割等の比率，株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等
- c 企業行動規範に関する規則第4条の規定
MSCB等の行使条件，発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模，月間の行使数量に関し講じられる措置の内容
- d 企業行動規範に関する規則第7条の規定
企業行動規範に関する規則の取扱い3の規定に基づき上場内国会社が独立役員として届け出る者が，次の(a)から(e)までのいずれかに該当している場合におけるその状況
 - (a) 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
 - (b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - (c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者をいう。）
 - (d) 最近において(a)から前(c)までに該当していた者
 - (e) 次のイからハまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - イ (a)から前(d)までに掲げる者
 - ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては，業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
 - ハ 最近において前ロに該当していた者
- e 企業行動規範に関する規則第11条の規定

買収防衛策の内容，その開示状況

f 企業行動規範に関する規則第12条の規定

同条に規定する公開買付けに関して行う意見の公表又は株主に
対する表示についての開示における公正性を担保するための措置
及び利益相反を回避するための措置の開示状況

g 企業行動規範に関する規則第13条の規定

同条の規定の違反の内容，当該違反が行われた経緯，原因及び
その情状並びに内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体
制の整備状況

h 企業行動規範に関する規則第14条の規定

同条の規定の違反の内容，当該違反が行われた経緯，原因及び
その情状並びに反社会的勢力による関与を防止するための社内体
制の整備状況

i 企業行動規範に関する規則第16条の規定

流通市場の機能又は株主の権利の毀損の状況

(3) グロースの上場会社が第21条（第4項を除く。）及び第22条の規定
に違反した場合における第1項の規定に基づく公表措置の要否の判
断は，次のa及びbに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して
行う。

a グロースの上場会社が第21条（第4項を除く。）及び第22条の
規定に違反した経緯，原因及びその情状

b 当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況

42 第43条（監視区分への指定及び指定解除）関係

(1) 第1項に規定する「監視区分の指定」は，上場有価証券が第1項
各号に該当した日から指定するものとする。

(2) 第2項に規定する「監視区分の指定の解除」は，上場有価証券が
第1項各号に該当しなくなった日から解除するものとする。

43 第47条（上場廃止基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

- a 第1号aに規定する「1か年以内に500単位以上とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この43(3)から(5)まで、(9)及び48(1)を除き「猶予期間」という。）内において500単位以上とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。
- b 第1号に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14(1)の規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。
- c 第1号aに規定する浮動株式数が500単位未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、浮動株式数が500単位以上に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。
- (a) 基準日現在における浮動株式数が500単位以上となったと認められるとき。
- (b) 株式の公募又は売出し（以下「株式の公募等」という。）を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における浮動株式数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数

(当該株式のうち明らかに浮動株式とならないと認められる株式数を除く。)を加算した数が500単位以上となったとき。

- d 第1号aに規定する浮動株式数が500単位未満である銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるもの限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該基準日等の浮動株式数に当該株式分割又は株式無償割当てにより増加する浮動株式数を加算することができる。
- e 浮動株式数が第1号aに定める株式数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。)した場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第1号aに規定する浮動株式数を変更後の単元株式数により計算するものとする。
- f 第1号aに規定する「明らかに固定的所有でない」と認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。
- (a) 投資信託又は年金信託に組み入れられている株式その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者(法第28条

第4項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者をいう。)若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている株式

(b) 信託業務を営む銀行，金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のために所有する株式

(c) 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する株式のうち，信用取引に係る株式

(d) 国家公務員等共済組合，地方公務員等共済組合，私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合が所有する株式

(e) 全国共済農業協同組合連合会又は都道府県の共済農業協同組合連合会が所有する株式

(f) 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。以下同じ。）の名義の株式

(g) 保険会社が所有する株式（保険会社が株式の発行者と関係を有する場合には，当該保険会社が所有する株式のうち年金に関する保険契約に係る財産の運用に係る株式以外の株式を除く。）

(h) 従業員持株会（会員の持分の処分に制約のあるものを除く。）が所有する株式

(i) 50単位未満の株式を所有する者（株式の発行者が新規上場申請者又は市場第一部銘柄の指定の対象となる株式の発行者である場合は，当該株式の発行者と関係を有する者を除く。）が所有する当該株式

(j) その他明らかに固定的所有でないと認められる株式

(注) 1 (g)に定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には，次に掲げる場合を含むものとする。

イ 株式の発行者の有価証券報告書の有価証券明細表中の投

資有価証券に当該保険会社の発行する株式が計上されている場合

ロ 株式の発行者が当該保険会社からの長期借入金（財務諸表等規則第52条第1項第2号に規定する長期借入金をいう。）を貸借対照表に計上している場合（当該長期借入金の額の当該発行者の負債及び資本の額に占める比率等を勘案して本所が適当と認める場合を除く。）

ハ 株式の発行者の取締役，執行役，監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員）が当該保険会社の取締役，執行役，監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員）を兼任している場合

ニ 株式の発行者と当該保険会社との間に保険契約が結ばれている場合

(注)2 (i)に定める「当該株式の発行者と関係を有する者」には，当該株式の発行者と株式の相互保有関係，取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前(注)1のイからハまでに規定する場合に準ずる場合の50単位未満の株式を所有する者を含むものとする。

g 13(2) c（浮動株式数及び株主数算定の取扱い）の規定は，上場会社が所有する自己株式について，自己株式処分等決議を行った場合に準用する。

h 13(2) d（上場株式数算定の取扱い）の規定は，上場会社が所有する自己株式について，自己株式消却決議を行った場合に準用する。

i 株主数が150人未満である銘柄が，猶予期間内において，次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には，株主数が150人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は，上場会

社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が150人以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数（数量制限付分売については本所が認めた人数。）を加算した数が150人以上となったとき。

j 13(1) g（株主数算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後3か月以内に、株主について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第1号bに規定する株主数の算定について準用する。

k 第1号bに規定する株主数を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内（上場会社が基準日等を設けた場合は、当該基準日等の後3か月以内）、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

l 第1号bに規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるもの限り、同時

に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下この1において同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該株式分割又は株式無償割当てにより単元株式数以上の株式を所有する株主(単元株式数を定めない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

m 第1号bに規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このmにおいて同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により単元株式数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うもの

とする。

(2) 浮動株時価総額

- a 第2号に規定する「上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が2億5千万円未満である場合」とは、上場会社の事業年度の末日における本所の売買立会における最終価格（最終値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。）をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。以下同じ。）に、上場会社の事業年度の末日における第1号aに規定する浮動株式数を乗じて得た額が、2億5千万円未満である場合をいう。ただし、本所が当該浮動株時価総額を適当でないとする場合には、本所がその都度定める浮動株時価総額とする。
- b 第2号に規定する「1か年以内に2億5千万円以上とならないとき」とは、浮動株時価総額が猶予期間内において、2億5千万円以上とならないときをいうものとする。
- c 上場会社が株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割により増加する浮動株式数を当該株式分割前の浮動株式数に加えて算定するものとする。
- d 第2号に規定する浮動株時価総額が2億5千万円未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、2億5千万円以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。
- (a) 基準日等現在における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、当該基準日等における第1号aに規定する浮動株式

数を乗じて得た額が、2億5千万円以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行なった場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売が行なわれた日における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における浮動株式数に当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数を乗じて得た額が、2億5千万円以上となったと認められるとき。

e 上場会社が猶予期間の最終日の後3か月以内に行った株式の公募等又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であって、上場会社が当該期間内に当該株式の公募等の内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第2号に規定する浮動株時価総額は次に定めるところにより取り扱うものとする。

当該株式の公募等又は数量制限付分売が行なわれた日における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、上場会社が本所に提出した株式の分布状況表に記載された浮動株式数に当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数を乗じて得た額を猶予期間の最終日における浮動株時価総額とみなすものとする。

(3) 債務超過

a 第3号に規定する「債務超過の状態」とは、13(3) a に規定する連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定

の適用を受ける場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいうものとする。ただし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、当該連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）とする。)が負である場合をいうものとする。

b 13(4) d（監査意見に基づく修正）の規定は、第3号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは、「純資産」と読み替える。

c 第3号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合」とは、第3号に規定する「債務超過の状態」となった事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この(3)において「猶予期間」という。ただし、(3) fを除く。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

d 第3号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を適時開示等規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定す

る書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 第3号ただし書に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、適時開示等規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

e 第3号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

f 第3号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2か年目の日（事業年度の末日の変更により(3)cで規定する猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらな

いときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(この(3)fにおいて「猶予期間」という。)をいう。

(4) 株価

a 第4号に規定する「株券の価格が10円未満である場合」とは、月末終値(毎月末における本所の売買立会における当該株券の最終価格((2)aに規定する「最終価格」をいうものとする。以下同じ。))又は月間終値平均(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格の1か月間の平均をいうものとする。以下同じ。))が10円未満である場合をいうものとする。

b 第4号に規定する「3か月以内に10円以上とならないとき」とは、前aに該当した月の末日の翌日から起算して3か月目の日までの期間(以下この(4)において「猶予期間」という。)の最終日において、月末終値及び月間終値平均が10円以上とならないときをいうものとする。

(5) 業績

a 第5号に規定する「最近4連結会計年度」とは、直前連結会計年度の末日からさかのぼって4連結会計年度をいうものとする。ただし、直前連結会計年度の末日からさかのぼって4連結会計年度が、当該上場会社の上場申請事業年度以前にさかのぼる場合には、この規定を適用しない。

b 第5号に規定する「営業利益」とは、連結損益計算書等(比較情報を除く。以下同じ。)(審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書(比較情報を除く。以下同じ。))に記載される営業利益をいうものとする。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書上の営業利益に相当する額をいうものとする。

c 第5号に規定する「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、

連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書）に記載される営業活動によるキャッシュ・フローをいうものとする。ただし、上場会社が連結財務諸表規則第93条又は第95条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいうものとする。

d 第5号に規定する「1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなる時」とは、第5号に規定する「最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負」となった審査対象連結会計年度から1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（この(5) dにおいて「猶予期間」という。）において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなる時をいうものとする。

e 第5号の規定については、グロースの上場会社である場合には、上場申請事業年度の翌事業年度から起算して5事業年度の間は適用しないものとする。

(6) 銀行取引の停止

第6号に規定する「停止されることが確実となった場合」とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合をいうものとする。

(7) 破産手続、再生手続又は更生手続

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」と

は、上場会社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、次の(a)から(c)に掲げる場合を含むものとし、この場合には当該(a)から(c)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを決議した場合

当該上場会社から当該事業譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業譲渡が事業の大部分の譲渡であると本所が認めた日）

(c) 上場会社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当該上場会社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

c 第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」とは、

以下の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。

イ 上場会社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

ロ 上場会社が前 b (c)に規定する合意を行なった場合

当該再建計画が、前 b (c)に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること。

イ 当該上場銘柄の全部を消却するものでないこと。

ロ 前(a)のイに規定する見込みがある旨及びその理由又はロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の2日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。)を乗じて得

た額をいう。以下同じ。)又は当該1か月間の最終日の上場時価総額(当該最終日における本所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。)が5億円以上でないときをいうものとする。

e 上場会社は、本所が第7号後段に規定する上場時価総額が5億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には、審査対象となる1か月間における日々の上場株式数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日に本所に提出しなければならない。

(8) 事業活動の停止

a 第8号に規定する「事業活動を停止した場合」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に、同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日

イ 本所の上場株券(競争売買市場に上場している株券(社会资本整備市場に上場している株券を除く。))を含む。以下この号において同じ。)

ロ 第15条第1号又は株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受け、同号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券

(b) 上場会社が前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) 上場会社が(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合（前(7) bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(9) 実質的存続性の喪失（不適當な合併等）

a 第9号aに規定する「本所が定める行為」とは、次の(a)から(i)までに掲げる行為をいうものとする。

(a) 非上場会社（競争売買市場に上場する株券の発行者を除く。以下、この(9)において同じ。）を完全子会社とする株式交換

(b) 分割による非上場会社からの事業の承継

(c) 非上場会社からの事業の譲受け

(d) 非上場会社の子会社化

(e) 分割による他の者への事業の承継

(f) 他の者への事業の譲渡

(g) 非上場会社との業務上の提携

(h) 第三者割当による株式の割当て

(i) その他非上場会社の吸収合併又は(a)から前(h)までと同等の効果をもたらすと認められる行為

b 次の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（第15条

に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。)を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日(以下このbにおいて「行為決定日」という。)からさかのぼって3年間において、非上場会社(連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。)との間の合併、株式交換若しくは前aの(b)から(h)までに掲げる行為若しくは非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換(非上場会社との間の第15条に規定する行為を含む。)その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前aの(b)から(h)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらす行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社(以下この(b)、(d)及び(f)において「非上場会社連結会社」という。)に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額)が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社(以下この(b)から(d)までにおいて「連結会社」と

いう。)に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし，当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は，親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし，上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は，親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において，次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併，株式交換若しくは前 a の (b) から (h) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについて

その業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし，上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は，親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

(d) 非上場会社の子会社化その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において，次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併，株式交換若しくは前 a の (b) から (h) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 非上場会社連結会社に係る最近連結会計年度の末日にお

ける連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし，当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は，親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし，上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は，親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

(e) 分割による他の者への事業の承継（次の(f)に規定する場合を除く。），他の者への事業の譲渡，非上場会社との業務上の提携，第三者割当による株式の割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合又は第9号cに規定する上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合若しくは非上場会社により上場会社が子会社化された場合において，行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(そ

の関係会社を含む。)との間で合併,株式交換若しくは前 a の (b) から (h) までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(f) 当該上場会社が非上場会社との間で第15条第5号に規定する行為(吸収分割に限る。)を行う場合において,次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 当該決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間で合併,株式交換若しくは前 a (b) から (h) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 非上場会社連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は,当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額)が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は,当該非上場会社の最近事業年度の売上高)が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は,当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし,当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は,親会社の所

有者に帰属する当期利益金額とする。) が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

c 前 b に掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第 9 号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、原則として、第 9 号 a から c までに掲げる場合に該当した日の属する事業年度の末日から起算して 1 か年以内の当該上場会社((c) 及び(d)を除き、その企業グループを含む。) に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(a) 経営成績及び財政状態

(b) 役員構成及び経営管理組織 (事業所の所在地を含む。)

(c) 株主構成

(d) 商号

(e) 大幅な事業の変更

(f) その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項

d 第 9 号 a に規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

e 第 9 号 b に規定する「審査対象である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社 (第 15 条第 1 号の規定の適用を受ける場合に限る。), 非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社 (当該非上場会社が同条第 3 号の規定の適用を受ける場合に限る。) 又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社 (当該非上場会社が同条第 5 号の規定の適用を受ける場合に限る。) をいう。

- f 第9号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号aからcまでのいずれかに掲げる場合に該当した日又は該当すると本所が認めた日のいずれか遅い日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（この(9)において「猶予期間」という。）をいうものとする。
- g 第9号に規定する「上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しない」かどうかの審査は、上場株券がスタンダード銘柄である場合は第8条（第1項第1号a及び第2項第1号aを除く。）及び第10条、上場株券がグロース銘柄である場合は第9条（第1項第2号a及び第2項第2号aを除く。）及び第10条に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。
- (10) 第10号に規定する支配株主との取引の健全性の毀損の取扱いは次のaからeまでに掲げるところによる。
- a 第10号に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等（募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。以下同じ。）の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。
- b 第10号に規定する「3年以内」とは、上場会社が同号に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間をいうものとする。
- c 第10号に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年

を経過するごとに（前bに定める期間に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当を受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下この(10)において同じ。）との取引状況等について記載した書面の提出を速やかに行わなければならない。

d 第10号に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

e 第10号に規定する「支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき」に該当するかどうかの審査は、cに規定する書面及び前dに規定する報告の内容に基づき、支配株主との取引の合理性、取引条件の妥当性その他の事情を総合的に勘案して行う。

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

a 13(5)cの規定は、第12号aの場合に準用する。

b 第12号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(12) 上場契約違反等

第13号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次のaからhまでに掲げる場合を含むものとする。

a 上場会社が、第36条第3項（第37条第7項で準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する改善報告書又は適時開示等規則第3条の3第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次の(a)

から(c)までに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず，なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 第36条第3項に規定する改善報告書又は適時開示等規則第3条の3第2項に規定する書面を提出していない場合には，第13号に該当することになること。

(b) 請求理由

(c) 提出期限

b 本所が，第36条第1項又は第37条第6項の規定により上場会社に対して改善報告書の提出を求めたにもかかわらず，会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

c 第40条第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が，当該指定から3年を経過した場合で，かつ，当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるとき。

d 本所が，第40条第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず，内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合

e 第42条第3項の規定に基づき上場会社に対して警告措置を行うことが必要と認める場合で，次の(a)から(c)までのいずれかに該当するとき。

(a) 当該上場会社が，本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に第42条第1項に基づく公表措置及び同条第2項に基づく警告措置を受けているとき。

(b) 当該上場会社が，本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に第42条第2項に基づく警告措置及び同条第3項に基づく警告措置を受けているとき。

(c) 当該上場会社が，本所が当該警告措置を行うことが必要と認

めた日から起算して過去5年以内に第42条第3項に基づく警告措置を2回受けているとき。

f 適時開示等規則第2章の規定について重大な違反を行った場合

g 企業行動規範に関する規則第2章の規定について重大な違反を行った場合

h aから前gまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(13) 株式の譲渡制限

a 13(8)の規定は、第15号の場合に準用する。

b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第15号に該当するものとして取り扱う。

(14) 完全子会社化

第16号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日

(a) 本所の上場株券（競争売買市場に上場している株券（社会資本整備市場に上場している株券を除く。）を含む。以下この号において同じ。）

(b) 第15条第3号又は株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受け、同号に規定する会社が発行者である株券が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会の決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認

を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(15) 株主の権利の不当な制限

第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」とは、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして本所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止（企業行動規範に関する規則第11条第2号に規定する廃止をいう。）又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(6)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。）のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5(6)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。）を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現

を困難にする方策であると本所が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。ただし、会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

- d 上場株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、会社の事業目的、当該変更の目的、議決権の行使が制限される事項の内容及び議決権の行使条件その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。
- e 上場株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（会社の事業目的、当該株式の発行目的、発行する株式の数及び当該株式に係る議決権の数及び割当対象者の属性及び当該上場会社との関係その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）
- f 企業行動規範に関する規則の取扱い1に規定する議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、

この限りでない。

- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（議決権を失うこととなる株主の数、株式併合の目的及びキャッシュアウトされる株主の数その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと本所が認めるものに限る。）

(16) 全部取得

第19号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

- a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、第15条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日
- b 前 a 以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

(17) その他

第20号に規定する「上場廃止を適当と認めた場合」には、反社会的勢力が上場会社の企業グループの経営活動に関与（企業行動規範に関する規則の取扱い4に規定する「上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係」が存在する場合をいう）し、その実態が本所の市場の信用を著しく失墜させたと認められる場合において、公益又は投資者保護の観点から本所が当該上場会社の上場廃止を必要と認めるときを含むものとする。

44 第47条（上場廃止基準）第2項関係

- (1) 上場銘柄が外国株券である場合の第47条第1項第6号から第20号（第14号、第15号及び第17号を除く。）までの適用に当たっては、本国等における会社制度等を勘案するものとする。

(2) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

第1号bに規定する「組織された店頭市場」とは、3(3)に定める店頭市場をいうものとする。

(3) 株式の分布状況

a 第2号aに規定する「1か年以内に当該株式数以上とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、43(1)aに規定する猶予期間内において、1,000株単位銘柄については500,000株以上、500株単位銘柄については250,000株以上、100株単位銘柄については50,000株以上、50株単位銘柄については25,000株以上、10株単位銘柄については5,000株以上若しくは1株単位銘柄については500株以上とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。

b 第2号aの(a)から(f)までの区分については、外国株券の売買単位に関する規則第2条及び第3条の規定により本所が定める売買単位に基づくものとする。

c 14(1)gの規定は、第2号bの場合に準用する。この場合において、「第1号b」とあるのは、「第2号b」と読み替えるものとする。

d 43(1)の規定(a, eからhまで, l及びmを除く。)は、第2号aの場合に準用する。この場合において、「第1号」とあるのは「第2号」と、「第1号a」とあるのは「第2号a」と、「第1号b」とあるのは「第2号b」と、「500単位」とあるのは「1,000株単位銘柄については50万株, 500株単位銘柄については250,000株, 100株単位銘柄については50,000株, 50株単位銘柄については25,000株, 10株単位銘柄については5,000株又は1株単位銘柄については500株」とそれぞれ読み替えるものとする。

(4) 株式の譲渡制限

14(5)及び43(13)bの規定は、第4号の場合に準用する。この場合

において、14(5)中「第6号」及び43(13) b中「第15号」とあるのは「第4号」と読み替える。

45 第47条（上場廃止基準）第3項関係

(1) 「上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合」とは、上場申請連結会計年度の翌連結会計年度から起算して9連結会計年度の間、一度も営業利益（連結損益計算書等（比較情報を除く。以下同じ。））（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。以下同じ。））に記載される営業利益をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書上の営業利益に相当する額をいうものとする。）が負でなくなる場合をいう。

(2) 「1か年以内に営業利益の額が負でなくなる時」とは、9か年目の連結会計年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（連結会計年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場株券の発行者の連結会計年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する連結会計年度の末日。）までの期間（この(2)において「猶予期間」という。）において営業利益が負の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

46 第47条（上場廃止基準）第4項関係

上場銘柄が外国株券である場合の第47条第1項第6号から第20号（第14号、第15号及び第17号を除く。）までの適用に当たっては、本国等における会社制度等を勘案するものとする。

47 第50条（再建計画の審査に係る申請）

第2項に規定する本所が定める金額は、50万円とする。

48 第51条（実質的存続性の喪失（不適當な合併等）の審査に係る申請等）関係

- (1) 上場会社が第1項の申請を行うことのできる期限は、猶予期間（43(9) f に規定する猶予期間をいう。）が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。
- (2) 第2項に規定する本所が定める金額は、12(1)前段に規定する金額の半額とする。

49 第52条（上場廃止日の取扱い）関係

第52条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。

- (1) 第47条第1項第7号に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）することとなった銘柄又は同項第8号のうち43(8) b (c)の規定に該当することとなった銘柄（解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して原則として10日間（休業日を除外する。）を経過した日（解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）

- (2) 第47条第1項第8号のうち、43(8) b (a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (3) 第47条第1項第13号のうち、第15条第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前（休業日を除外する。）の日（当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前（休業日を除外する。）の日）

(4) 第47条第1項第16号のうち、43(14) a 又は b の規定に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(5) 第47条第1項第19号の規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(6) 第47条第1項第20号（同条第2項又は第4項による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄（(7)に該当する場合を除く。）

上場廃止の決定後遅滞なく

(7) 第47条第1項第20号に該当することとなった銘柄（前(6)に該当する場合を除く。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

(8) (1)から前(7)までに掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日（本所が当該上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該銘柄がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を決定した日の翌日から起算して2か月を経過した日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

50 第55条（上場手数料及び年賦課金等）関係

第2項に規定する「上場管理料」は、本所が指定する日までに納入

するものとする。

51 第56条（日本語又は英語による書類の提出等）関係

- (1) 第1項第2号に規定する「本所が指定する書類等」とは、適時開示等規則第2条、第3条又は第4条（これらの特例を含む。）の規定に基づく会社情報の開示に係る資料及び本所がその都度日本語によることを必要と認めた書類等をいうものとする。
- (2) 本所所定の様式が日本語である場合における第1項第2号の規定に基づき英語により記載する書類の様式は、当該日本語による様式と同一の内容を英語により記載したものとする。
- (3) 本所に提出する書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、原則としてその訳文を付するものとする。
- (4) 前(3)に規定する訳文のうち、本所が必要と認めるものについては、その訳文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を付するものとする。
- (5) 第2項に規定する「本所が指定する外国為替相場」は、原則として、提出日の最近日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値とする。

52 第60条（スタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手續きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。
- (2) 第2項に規定する「本所が定める書類」とは、次のaからcま

でに掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併，株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては，当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い，当該(a)から(c)までに掲げる書類

(a) 合併を予定している場合

適時開示等規則の取扱い5(3)e(a)から(f)までに掲げる書類

(b) 株式交換を予定している場合

適時開示等規則の取扱い5(3)dの3(a)から(f)までに掲げる書類

(c) 株式移転を予定している場合

適時開示等規則の取扱い5(3)dの4(a)から(d)までに掲げる書類

c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第4条第2項第2号，第3号，第8号及び第5項第3号並びに3(7)a，h，o及び18(1)d(b)ロ(上場申請に係る株券の発行者が外国会社である場合にあっては，第4条第2項第2号及び第3号並びに3(7)o及び18(1)d(b)ロ)に掲げる書類

(3) 第1項の規定の適用を受けてスタンダードへ新規上場申請を行う新規上場申請者は，第4条第11項に規定する書類のほか，前(2)cに掲げる書類のうち，第4条第2項第3号及び3(7)oに掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) 第1項の規定の適用を受けてスタンダードへ上場申請を行う新規上場申請者についての第14条の規定の適用については，同条中「新

規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。

(5) 第1項の規定の適用を受けてスタンダードへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての13及び14の適用については、13(1) a, b 前段, c, e, f, j (b)前段, k, 13(2) a, c, d, 14(1) a, g 及び14(2) a 中「新規上場申請者」とあるのは「新規上場申請に係る株券の発行者」と、13(1) k 及び13(2) a 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を新規上場申請する新規上場申請者」と、13(2) a (b)イ中「いずれか低い価格」とあるのは「いずれか低い価格を第60条第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」とする。

(6) (1)から前(5)までの規定のほか、(1)に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

53 第61条（グロースへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

(1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

(2) 第2項に規定する「本所が定める書類」とは、次のaからcまでに掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

- b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに掲げる書類
 - (a) 合併を予定している場合
適時開示等規則の取扱い5(3)e(a)から(f)までに掲げる書類
 - (b) 株式交換を予定している場合
適時開示等規則の取扱い5(3)dの3(a)から(f)までに掲げる書類
 - (c) 株式移転を予定している場合
適時開示等規則の取扱い5(3)dの4(a)から(d)までに掲げる書類
 - c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第4条第2項第2号、第3号、第8号及び第5項第3号並びに3(7)a, h, o及び18(1)d(b)ロ(上場申請に係る株券の発行者が外国会社である場合にあっては、第4条第2項第2号及び第3号並びに3(7)o及び18(1)d(b)ロ)に掲げる書類
- (3) 第1項の規定の適用を受けてグロースへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、第4条第11項に規定する書類のほか、前(2)cに掲げる書類のうち、第4条第2項第3号及び3(7)oに掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (4) 第1項の規定の適用を受けてグロースへ上場申請を行う新規上場申請者についての第14条の規定の適用については、同条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。
- (5) 第1項の規定の適用を受けてグロースへ新規上場申請を行う新規上場申請者についての15及び16の適用については、15(3)において準用する13(2)及び16(3)において準用する14(2)の規定中「新規上場申請者」とあるのは「新規上場申請に係る株券の発行者」と、「株券の

発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を新規上場申請する新規上場申請者」と、「いずれか低い価格」とあるのは「いずれか低い価格を第61条第1項に規定する合併，株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」とする。

(6) (1)から前(5)までの規定のほか，(1)に規定する場合における新規上場申請手続，上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は，本所がその都度定める。

54 第62条（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

(1) 第1項の規定に基づき上場市場の変更申請を行う場合には，原則として，「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出，参考となるべき報告，資料の提出，上場市場の変更審査に対する協力，上場市場の変更審査料等の納入等については，合併，株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし，合併，株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

(2) 第3項に規定する「本所が定める書類」とは，次のa及びbに掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併，株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては，当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第4条第2項第2号，第3号，第8号及び第5項第3号並びに3(7)a，h，o及び18(1)d(b)ロ（上場市場の変更を申請する株券の発行者が外国会社である場合にあっては，第4条第2項第2号及び第3号並びに3(7)o及び18(1)d(b)ロ）に掲げる書類

(3) 第1項の規定の適用を受けて上場市場の変更申請を行う上場会社は、前(2)に定める書類のうち、第4条第2項第3号、3(7)οに掲げる書類を上場市場の変更前及び変更後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) (1)から前(3)までの規定のほか、(1)に規定する場合における上場市場の変更申請の手續、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

55 第63条（上場市場区分の変更申請を行う上場会社が市場区分変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

(1) 第1項の規定に基づき上場市場区分の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場区分の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場区分の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場区分の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

(2) 第3項に規定する「本所が定める書類」とは、次のa又はbに掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第4条第2項第2号、第3号、第8号及び第5項第3号並びに3(7)a、h、ο及び18(1)d(b)ロ（上場市場区分の変更を申請する株券の発行者が外国会社である場合にあっては、第4条第2項第2号及び第3号並びに3(7)ο及び18(1)d(b)ロ）に掲げる書類

(3) 第1項の規定の適用を受けて上場市場区分の変更申請を行う上場会社は、前(2)に定める書類のうち、第4条第2項第3号、3(7)οに掲げる書類を上場市場区分の変更前及び変更後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) (1)から前(3)までの規定のほか、(1)に規定する場合における上場市場区分の変更申請の手續、上場市場区分の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

付 則

この取扱要領は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成23年10月31日から施行する。

付 則

1 この取扱要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の3(7)tの規定は、平成26年4月1日から適用する。

(注) 改正前の3(7)tの規定は、次のとおり。

t 上場申請に係る株券(外国株券を除く。以下このtにおいて同じ。)

(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、適時開示等規則第20条の3に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

付 則

- 1 この取扱要領は、平成24年5月28日から施行する。
- 2 改正後の3(1)c, d, (7)c, d, e, p, rの2, 10(2)e, 13(1)hの2, (3)cの2, (4)b, c, fの2, (5)g, 14(1)g, (3)cの2, (4)cの2, 15(1)d, 16(1)cの2, 17(2)c(d), 18(1)c(d), 21(1), 52, 53及び別添1の規定は、この取扱要領施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。
- 3 改正後の30の2及び54の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う上場市場変更申請者の審査から適用する。
- 4 改正後の34の2及び55の規定は、施行日以降に上場市場区分の変更の申請を行う上場市場区分申請者の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱要領は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の13(4)eの規定は、この取扱要領施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この取扱要領は、平成25年1月1日から施行する。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

3 (1) c 及び同(7) e に規定する「重要な影響」については、I に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（II に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る経緯及び今後の影響等を総合的に勘案して、決定するものとする。

I 合併等に係る影響度が、いずれかの項目で50%程度以上である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

II 合併等に係る影響度は、合併等の行われた日の属する連結会計年度の直前連結会計年度に係る合併当事会社又は新規上場申請者等の連結財務諸表（合併当事会社又は新規上場申請者等が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合又は連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、財務諸表とし、外国会社である場合は、財務書類とする。）における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目のそれぞれについて、次の各算式により計算するものとする。

1 合併に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当時会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額

合併主体会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、新規上場申請者）の総資産額

×100 (%)

(2) 純資産の額、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

2 分割に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

分割の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額

分割前の新規上場申請者の総資産額

×100 (%)

(2) 純資産の額，売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において，総資産額とあるのを，純資産の額，売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

3 事業の譲受け又は譲渡に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

事業の譲受け又は譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額

事業の譲受け又は譲渡前の新規上場申請者の総資産額

×100 (%)

(2) 純資産の額，売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において，総資産額とあるのを，純資産の額，売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

4 子会社化又は非子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

子会社となった会社又は子会社でなくなった会社の総資産額

子会社化又は非子会社化前の新規上場申請者の総資産額

×100 (%)

(2) 純資産の額，売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において，総資産額とあるのを，純資産の額，売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

5 同一事業年度中に合併，事業を承継する分割，事業の譲受け又は子会社化と事業を承継させる分割，事業の譲渡又は非子会社化が行われた場合の合併，事業を承継する分割，事業の譲受け又は子会社化に係る影響度

(1) 総資産額の影響度

合併主体会社以外の合併当事会社（新規上場申請者の子会社が合併する場合には、当該子会社以外の合併当事会社）の総資産額、分割により承継する部門等における総資産額に相当すると認められる額、事業の譲受けの対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社となった会社の総資産額

合併主体会社(新規上場申請者の子会社が合併する場合には,新規上場申請者)又は新規上場申請者の総資産額	—	分割により承継させる部門等における総資産額に相当すると認められる額, 事業の譲渡の対象となった部門等における総資産額に相当すると認められる額又は子会社でなくなった会社の総資産額	$\times 100 (\%)$
--	---	--	-------------------

(2) 純資産の額（子会社化又は子会社株式の処分が行われた場合には、これを除く。）、売上高及び利益の額の影響度

前(1)の算式において、総資産額とあるのを、純資産の額、売上高又は利益の額とそれぞれ読み替えて計算する。

(注) 事業を承継させる分割、事業の譲渡又は子会社株式の処分に係る影響度は、3又は前4の算式により計算する。

6 同一事業年度中に合併、事業を承継する分割、事業の譲受け又は子会社化が複数行われた場合の影響度及び事業を承継させる分割、事業の譲渡又は子会社株式の処分が複数行われた場合の影響度は、合併等の対象会社の総資産額、純資産の額（子会社化又は子会社株式の処分が行われた場合には、これを除く。）、売上高又は利益の額について、各項目ごとにそれぞれ合算した額をもって計算するものとする。

別添 2 被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に係る基準

本所は、新規上場申請者が本所に提出する 9 (1) に規定する書類（以下「被合併会社等の財務諸表等」という。）に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が被合併会社等の財務諸表等について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び対象となる会社（以下「被合併会社等」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2 対象となる被合併会社等の財務諸表等の範囲

意見表明等の対象となる財務諸表等は、合併等の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除く。）とする。

3 目的

公認会計士等は、対象となる財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成され、財務諸表等規則、連結財務諸表規則又は会計計算規則（平成18年法務省令第13号）に従って開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質

問又は分析的手続を実施する。

- (1) 被合併会社等の業務及び当該被合併会社が属している業界の状況についての質問
- (2) 被合併会社等が採用している会計処理の原則及び手続の内容とこれらの変更の有無についての質問
- (3) 会計取引を記録し、これを分類、集計する方法についての質問
- (4) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間の矛盾又は異常な変動の有無を検討し、財務諸表等の合理性を確かめる分析的手続
- (5) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (6) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問
- (7) 対象とした被合併会社等の財務諸表等についての経営者による確認書の入手

5 報告書の記載事項

公認会計士等は、被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明のための報告書（以下「報告書」という。）に、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象とした被合併会社等の財務諸表等の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 意見表明手続が財務諸表等に対して付与する保証が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨
- (5) 報告書が、被合併会社等の財務諸表等に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

- (6) 意見表明手続を実施した結果、被合併会社等の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論（重要な手続が実施されなかったことにより、結論の表明を行うことができない場合にあっては、結論の表明を差し控える旨及びその理由）
- (7) 新規上場申請者及び被合併会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

別添3 分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準

本所は、新規上場申請者が3(7)c及び4(2)cの規定により提出する他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び3(7)eの(b)の規定により提出する分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び承継される事業を分割した会社（以下「分割会社」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下この基準において「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2 対象となる部門財務情報

意見表明等の対象となる部門財務情報は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類とする。

3 目的

公認会計士等は、対象となる部門財務情報が、「部門財務情報の作成基準」に従って作成及び開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質

問又は分析的手続を実施する。

- (1) 分割会社の業務及び当該分割会社が属している業界の状況についての質問
- (2) 部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則及び手続の内容，これらの変更の有無に関する質問
- (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該承継対象部門への配賦方法についての質問
- (4) 内部取引を分類，集計する方法及び当該承継対象部門における内部取引の計上基準についての質問
- (5) 会計取引を記録し，これを分類，集計する方法についての質問
- (6) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間に存在する関係を利用して推定値を算出し，推定値と財務情報を比較することによって財務情報を検討する分析的手続
- (7) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
- (8) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問
- (9) 対象とした部門財務情報についての経営者による確認書の入手

5 報告書の記載事項

公認会計士等は，部門財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に，以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象とした部門財務情報の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 意見表明手続が部門財務情報に対して付与する保証が，一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨

- (5) 報告書が，部門財務情報に対して，一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨
- (6) 意見表明手続を実施した結果，部門財務情報が，部門財務情報作成基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論（重要な手続が実施されなかったことにより，結論の表明を行うことができない場合にあっては，結論の表明を差し控える旨及びその理由）
- (7) 新規上場申請者及び分割会社と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

別添 4 譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類 に対する意見表明に係る基準

本所は、新規上場申請者が3(7)c及びeの(d)の規定により提出する「譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算書に関する書類」に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下「意見表明等」という。）は、新規上場申請者及び事業譲渡会社又は事業譲受け会社（以下事業譲渡会社及び事業譲受け会社を「事業譲渡会社等」という。）との間に公認会計士法に定める利害関係を有しない独立した公認会計士又は監査法人（以下この基準において「公認会計士等」という。）が実施するものとする。

2 対象となる部門財務情報

意見表明等の対象となる部門財務情報は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成された譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務計算に関する書類とする。

3 目的

公認会計士等は、対象となる部門財務情報が、「部門財務情報の作成基準」に従って作成及び開示されているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

4 意見表明に要する手続

公認会計士等は、意見表明の手続として、主として以下に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

- (1) 事業譲渡会社等の業務及び当該事業譲渡会社等が属している業界の状況についての質問
 - (2) 部門財務情報を作成するために採用している会計処理の原則及び手続の内容，これらの変更の有無に関する質問
 - (3) 資産・負債及び部門共通損益の当該事業譲渡等部門への配賦方法についての質問
 - (4) 内部取引を分類，集計する方法及び当該事業譲渡等部門における内部取引の計上基準についての質問
 - (5) 会計取引を記録し，これを分類，集計する方法についての質問
 - (6) 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間に存在する関係を利用して推定値を算出し，推定値と財務情報を比較することによって財務情報を検討する分析的手続
 - (7) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧
 - (8) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問
 - (9) 対象とした部門財務情報についての経営者による確認書の入手
- 5 報告書の記載事項

公認会計士等は，部門財務情報に対する意見表明のための報告書(以下「報告書」という。)に，以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象とした部門財務情報の範囲
- (2) 意見表明のための手続が本基準に準拠して実施された旨
- (3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨
- (4) 意見表明手続が部門財務情報に対して付与する保証が，一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的なものである旨
- (5) 報告書が，部門財務情報に対して，一般に公正妥当と認められる

監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

(6) 意見表明手続を実施した結果、部門財務情報が、部門財務情報作成基準に準拠していないと認められる重要な事項が発見されたかどうかに関する結論（重要な手続が実施されなかったことにより、結論の表明を行うことができない場合にあっては、結論の表明を差し控える旨及びその理由）

(7) 新規上場申請者及び事業譲渡会社等と公認会計士等との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱い

次に掲げる株券（外国株券を除き，優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場日は，次に掲げるそれぞれの日とする。ただし，上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは，この限りでない（(1)，(3)又は(6)に定める株券については，有価証券上場規程に関する取扱要領14(2)又はJASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領25（2）の規定は適用しない。）。

(1) 上場会社（本所の上場会社をいう。以下同じ。）が他の上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券

吸収合併がその効力を生ずる日

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第1号又はJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第15条第1号の規定により上場される株券吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日

(3) 上場会社が他の上場会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する株券

株式交換がその効力を生ずる日

(4) 上場会社が株式交換により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第3号又はJQ有価証券上場規程第15条第3号の規定により上場される当該他の会社の株券

前(3)に定める日

(5) 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第3号又はJQ有価証券上場規

程第15条第3号の規定により上場される当該他の会社の株券

株式移転がその効力を生ずる日

- (6) 上場会社が他の上場会社等から事業を承継する人的分割に伴い発行する株券

吸収分割がその効力を生ずる日

- (7) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に事業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第5号又はJQ有価証券上場規程第15条第5号の規定により上場される当該設立された会社又は事業を承継した会社の株券

新設分割がその効力を生ずる日

付 則

この取扱いは平成11年11月10日から施行する。ただし、この取扱い施行の日前に合併期日が到来した合併に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは平成14年12月16日から施行する。

付 則

この取扱いは平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは平成15年5月8日から施行する。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併及び吸収分割に伴う上場日の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に伴う上場日の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。
- 2 この取扱いの施行の日（以下「施行日」という。）の前に、廃止前のJASDAQ等における株券上場審査基準の特例第3条第5項又はニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第10条の規定による申請（上場日が施行日以後となる申請に限る。）は、JASDAQにおける有価証券上場規程第15条の規定による申請とみなし、同条の規定を適用するものとする。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

有価証券上場規程別表の取扱い

第1 株 券

(1) 上場手数料関係

- a 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- b 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。
- c 外国株券の1株当たりの発行価格の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。
- d 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていないかかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

(a) 上場に際して自己株式として取得される場合

上場に際して取得した自己株式の処分(会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。)を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額の半額とする。この場合に

おける納入期は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。

(b) 前(a)以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額の半額とする。

- e 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。
- f 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。
- g 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格により計算する。
- h 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- i 外国会社の株式配当、株主割当若しくは配当再投資等又は公募等により積み立てられた資本準備金の資本組入れに伴い新たに発行した株券の上場手数料は、当該株券の額面金額（当該株券が無額面株式の場合には1株当たりの資本組入額）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。
- j 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、d

の規定に該当し、上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

(2) 年賦課金関係

a 年賦課金の計算は、前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。

b 新規上場申請者に係る年賦課金の計算は、前 a の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。

c 年賦課金は、1月1日現在における上場有価証券の発行者を対象とし、年2回に分けて、有価証券上場規程別表に定める期日に各々半額を納入するものとする。ただし、7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その半額を免除するものとする。

d 新規上場申請者に係る年賦課金は、前 c の規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

e 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前(1)上場手数料関係 b に該当し、上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。

f 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）の年賦課金については、d の規定を適用しないものとし、他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場

合の年賦課金については、当該株券が前年の12月末日に追加上場されていたものとみなして計算した額を納入させるものとする。

(3) T D n e t 利用料関係

a 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場する株券の発行者については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。

b 2月末日に納入するT D n e t 利用料は4月から9月までの期間に対応することとし、8月末日に納入するT D n e t 利用料は10月から翌年の3月までの期間に対応するものとする。

c 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者又は株券が東京証券取引所を上場廃止されることとなる上場会社に係るT D n e t 利用料については、上場日又は上場廃止日の属する月の翌月末日までに、次に定める区分に従い、次に定めるT D n e t 利用料を納入するものとする。

(a) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までの間に、新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の4分の3

(b) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までの間に、新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の4分の1

d bの規定にかかわらず、本所は、上場廃止となった会社のT D n e t 利用料について、以下に定める区分に従い、以下に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までに上場廃止となった会社

T D n e t 利用料の4分の1（2月末日又は8月末日におい

て4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応するTDnet利用料が納入されている場合にあっては、TDnet利用料の4分の3)

(b) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までに上場廃止となった会社

TDnet利用料の4分の1

e bの規定にかかわらず、本所は、東京証券取引所に株券を上場した上場会社(前dに該当する会社を除く。)のTDnet利用料について、以下に定める区分に従い、以下に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までに東京証券取引所に株券を上場した上場会社

TDnet利用料の4分の1(2月末日又は8月末日において4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応するTDnet利用料が納入されている場合にあっては、TDnet利用料の4分の3)

(b) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までに東京証券取引所に株券を上場した上場会社

TDnet利用料の4分の1

第1の2 優先出資証券

第1の規定は、優先出資証券の料金について準用する(TDnet利用料に係る規定を除く。)

第1の3 外国株預託証券

第1の規定は、外国株預託証券の料金について準用する(TDnet利用料に係る規定を除く。)

第2 新株予約権証券

第1(1)aの規定は、新株予約権証券の上場手数料について準用する。

第4 社会資本整備市場上場有価証券（株券，優先株及び社債券）

(1) 上場手数料関係

a 上場廃止された株券，優先株又は社債券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については，当該株券，優先株又は社債券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として，当該株券，優先株又は社債券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において，「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は，再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。

b 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項から第3項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については，これを免除することができる。ただし，前aの規定に該当し，上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の前日に上場した株券，優先株又は社債券に係る上場手数料については，免除しないものとする。

c 第1株券(1)上場手数料関係a及びfからiまでの規定は，第4社会資本整備市場上場有価証券（株券，優先株及び社債券）（上場手数料）の場合に準用する。

(2) 年賦課金関係

a 年賦課金は，年2回に分けて，有価証券上場規程別表に定める期日に各々半額を納入するものとする。

b 新規上場申請者に係る年賦課金は，前aの規定にかかわらず，

当該新規上場申請者の株券、優先株又は社債券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

c 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項から第3項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前(1)上場手数料関係 a に該当し、上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。

d 上場廃止された株券、優先株又は社債券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）の年賦課金については、bの規定を適用しないものとする。

(3) T D n e t 利用料関係

第1株券(3) T D n e t 利用料関係の規定は、社会資本整備市場上場有価証券（株券及び優先株）の T D n e t 利用料に準用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1株券(2)年賦課金関係 c 及び d の規定は、この取扱い施行の日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う

株式の発行，資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は，株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

4 改正後の第1株券(1)上場手数料関係 b 及び c の規定は，平成5年4月1日以後上場する新規上場申請者から適用する。

5 改正後の第1株券(2)年賦課金関係 c 及び d の規定は，平成5年8月末日を納入期とするものから適用する。

付 則

1 この取扱いは，平成9年8月1日から施行する。

2 改正後の第1株券(2)年賦課金関係の規定は，平成9年8月末日を納入期とするものから適用する。

付 則

この取扱いは，平成10年12月1日から施行する。ただし，改正後の第1株券(1)上場手数料関係 d の規定は，平成10年10月1日から適用する。

付 則

1 この取扱いは，平成12年7月25日から施行する。

2 改正後の第1株券(1)上場手数料関係 b 及び c の規定は，平成12年7月1日以後上場する新規上場申請者から適用する。

付 則

1 この取扱いは，平成13年10月1日から施行する。

2 改正後の第1 1 (1) a ， b 及び e から i まで並びに改正前の第1 1 (1) b 及び c の規定は，当分の間，有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第3条の規定に基づく上場手数料について準用する（ただし，同条第1項第2号の規定に基づく上場手数料については，改正前の第1 1 (1) b 及び c の規定を適用しない。）。この場合において，この取扱い施行の日以後に1単元の株式の数の変更を行っている場合には，改正前の第1 1 (1) b 及び c 中「1単

位の株式の数」とあるのは「1単元の株式の数」と読み替えるものとする。

- 3 改正後の第1-1(2)の規定は有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第4条の規定に基づく年賦課金について準用し、改正前の第1-1(2)c及びdの規定は、同条第1号に規定する上場会社にあつてはこの取扱い施行の日の前日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更について、同条第2号に規定する上場会社にあつては上場日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更若しくは1単元の株式の数の変更について、それぞれ準用する。この場合において、この取扱い施行の日以後に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、改正前の第1-1(2)d中「1単位の株式の数」とあるのは「1単元の株式の数」と読み替えるものとする。

付 則

この取扱いは、平成14年12月16日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年9月16日から施行し、同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料から適用する。

付 則

この取扱いは、平成16年7月1日から施行し、同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料から適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行し、同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、本所が定める日から施行する。
- 2 平成18年2月末日を納入期とするT D n e t 利用料に係る第1

株券(3) b (第4社会資本整備市場上場有価証券(株券, 優先株及び社債券)(3) T D n e t 利用料関係において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については, 同(3) b 中「7月から12月まで」とあるのは「平成17年12月」と読み替える。

- 3 前2項の規定にかかわらず, 東京証券取引所以外の証券取引所に株券を上場している上場会社については, 平成18年2月末日を納入期とする T D n e t 利用料の納入を要しないこととし, 同年8月末日を納入期とする T D n e t 利用料に係る第1株券(3) b の規定の適用については, 同(3) b 中「1月から6月まで」とあるのは「平成18年4月から6月まで」と読み替える。

付 則

この取扱いは, 平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは, 平成18年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは, 平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1株券(2)年賦課金関係の規定にかかわらず, 外国株券の年賦課金の計算は, 当分の間, 上場日現在における上場株式数を基準とする。

付 則

この取扱いは, 平成19年9月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは, 本所が定める日から施行する。
- (注) 「本所が定める日」は平成20年7月1日
- 2 改正後の第1(3)の規定にかかわらず, 平成20年8月末日を納入期限とする T D n e t 利用料は, 以下の各号に定める金額の合計額とするものとする。
- (1) 平成20年1月から6月までの期間に対応する改正前の T D n e

t 利用料

(2) 平成20年7月から平成21年3月までの期間に対応する改正後の

T D n e t 利用料

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年6月10日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

JASDAQにおける有価証券上場規程別表の取扱い

第1 株 券

(1) 上場手数料関係

- a 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- b 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。
- c 外国株券の1株当たりの発行価格の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。
- d 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていないかかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、免除するものとする。
- e 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。
- f 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。

- g 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格により計算する。
- h 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- i 外国会社の株式配当、株主割当若しくは配当再投資等又は公募等により積み立てられた資本準備金の資本組入れに伴い新たに発行した株券の上場手数料は、当該株券の額面金額（当該株券が無額面株式の場合には1株当たりの資本組入額）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。
- j JASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第46条の規定による場合の上場廃止の日又はJQ有価証券上場規程第47条第1項から第4項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、dの規定に該当した会社の上場廃止の前日に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

(2) 年賦課金関係

- a 年賦課金の計算は、前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。
- b 新規上場申請者に係る年賦課金の計算は、前aの規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。
- c 年賦課金の計算に当たって適用する「本所が定める価格」とは、前年12月の最終営業日における上場会社が発行する株券の最終値

段（当該日において上場会社が J A S D A Q に上場していない場合は、上場後最初の約定値段）をいうものとする。ただし、本所が市場情勢の推移等により当該最終値段を「本所が定める価格」とすることが適当でないと認める場合又は約定値段がない場合は、本所がその都度定める価格を「本所が定める価格」とするものとする。

d 年賦課金は、1月1日現在における上場有価証券の発行者を対象とし、年2回に分けて、J A S D A Q における有価証券上場規程別表に定める期日に各々半額を納入するものとする。ただし、7月1日までに上場廃止となった上場有価証券の発行者に係る年賦課金は、その半額を免除するものとする。

e 新規上場申請者に係る年賦課金は、前cの規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

f J Q 有価証券上場規程第46条の規定による場合の上場廃止の日又は J Q 有価証券上場規程第47条第1項から第4項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前(1)上場手数料関係 b に該当し、上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。

g 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。）の年賦課金については、dの規定を適用しないものとし、他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の年賦課金については、当該株券が前年の12月末日に追加上場されていたものとみなして計算した額を納入させるものとする。

(3) T D n e t 利用料関係

- a 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場する株券の発行者については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。
- b 2月末日に納入するT D n e t 利用料は4月から9月までの期間に対応することとし、8月末日に納入するT D n e t 利用料は10月から翌年の3月までの期間に対応するものとする。
- c 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者又は株券が東京証券取引所を上場廃止されることとなる上場会社に係るT D n e t 利用料については、上場日又は上場廃止日の属する月の翌月末日までに、次に定める区分に従い、次に定めるT D n e t 利用料を納入するものとする。
- (a) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までの間に、新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合
T D n e t 利用料の4分の3
- (b) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までの間に、新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合
T D n e t 利用料の4分の1
- d bの規定にかかわらず、本所は、上場廃止となった会社のT D n e t 利用料について、次に定める区分に従い、次に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。
- (a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までに上場廃止となった会社
T D n e t 利用料の4分の1（2月末日又は8月末日において4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応するT D n e t 利用料が納入されている場合にあっては、T D n e t 利用料の4分の3）

(b) 4月1日から6月末日まで又は10月1日から12月末日までに
上場廃止となった会社

TDnet 利用料の4分の1

e bの規定にかかわらず，本所は，東京証券取引所に株券を上場した上場会社（前dに該当する会社を除く。）のTDnet 利用料について，次に定める区分に従い，次に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までに
東京証券取引所に株券を上場した上場会社

TDnet 利用料の4分の1（2月末日又は8月末日において4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応するTDnet 利用料が納入されている場合にあっては，TDnet 利用料の4分の3）

(b) 4月1日から6月末日まで又は10月1日から12月末日までに
東京証券取引所に株券を上場した上場会社

TDnet 利用料の4分の1

第2 新株予約権証券

第1(1)aの規定は，新株予約権証券の上場手数料について準用する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

債券の上場手数料及び年賦課金

債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場手数料及び年賦課金については、次のとおりとする。

(1) 上場手数料（国債証券を除く。）

残存年数10年未満のもの 1 銘柄につき 30万円

残存年数10年以上のもの 1 銘柄につき 40万円

(a) 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に納入するものとする。

(b) 上場会社の合併などにより上場廃止された債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) 年賦課金

1 銘柄につき10万円

ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは

そのうち 1 銘柄につき 10万円

その他の銘柄 1 銘柄につき 5万円

(a) 年賦課金は、年2回にわけて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする（国債証券については、最近1年間（「最近」の起算は、前年12月末日からさかのぼるものとする。）において、当該国債証券の売買が本所の開設する取引所金融商品市場において行われた銘柄に限る。）。

(b) 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（2月末日納入分）を免除する。

(c) 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。

(d) 6月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8月末日納入分）を免除する。

(e) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料(b)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年賦課金は、免除しないものとする。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の(1)の規定は、この規則の施行の日以後に第1回目の利払期日を迎える国債証券から適用する。
- 3 改正後の(2)の規定は、この規則の施行の日以後に納入日を迎える国債証券から適用する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

株券上場審査基準の取扱い

1 第2条（上場審査）関係

(1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社をいう。以下同じ。）及び資本的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社をいう。以下同じ。）のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は所有している他の会社（新規上場申請者が外国会社である場合には、当該他の会社に相当する会社）をいうものとする。

(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(2)及び(3)において同じ。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる合理的な見込みのあるとき。

ロ 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が客観的な事実に基づき見込まれる

など当該状況の改善が認められるとき。

ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該グループが近い将来に相応の利益を計上することが合理的に見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復若しくは改善が認められるとき。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの仕入れ、生産、販売その他の経営活動が、取引先との取引実績、製商品の需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定的かつ継続的に遂行することができる状況にあること。この場合において、資本下位会社等に係る状況の検討については、新規上場申請者の企業グループに及ぼす影響の重要性を考慮して行うものとする（以下この(2)において同じ。）。

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。)について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、その特別利害関係者、人的関係会社又は資本関係会社その他の特定の者に対し、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含む。以下この(2)において同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと。

(b) 新規上場申請者の役員相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役

員としての公正，忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において，取締役，執行役（協同組織金融機関の理事長，副理事長及び理事を含む。以下同じ。）又は会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員）の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は監査委員（協同組織金融機関の監事を含む。以下同じ。）に就任しているときは，有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。），その他の関係会社（同条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。）又はその親会社をいう。以下同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には，当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合すること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ（新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。）の事業内容の関連性，親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ，事実上，当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループと親会社等が，通常取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

ハ 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の不利益となる取引行為を親会社等又は新規上場申請者の企業グループが強制し，又は誘引していないこと。

ニ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないこと。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。

ロ 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の継続及び効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

(b) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織（社内諸規則を含む。以下同じ。）が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

ロ 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

(d) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理

基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(e) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。この場合において、優先出資証券の上場を申請するときは、普通出資の総口数が増加した場合に優先出資の希薄化が生じるおそれがある旨及び当該希薄化への対応方針についても分かりやすく記載されていること。

イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項

(イ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その

他の期限が法令，契約等により定められている場合には，
当該期限

(ハ) 許認可等の取消し，解約その他の事由が法令，契約等により定められている場合には，当該事由

(ニ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について，その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(c) 新規上場申請者の企業グループが，その特別利害関係者，人的関係会社若しくは資本的関係会社その他の特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により，新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には，当該親会社等の開示が有効であるものとして，次のイ又はロに適合すること。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には，新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし，その影響が同等であると認められるときは，いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券，優先出資証券又は外国株預託証券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券，優先出資証券若しくは外国株預託証券等が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており，かつ，当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(e) (a)から前(d)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) 新規上場申請者が買収防衛策（企業行動規範に関する規則第11条に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。）を導入している場合には、同条各号に掲げる事項を遵守していること。

(c) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること。

(d) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、前(2) b (c)及び d (d)に掲げる基準及びそれぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び当該上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等又は上場申請に係る外国株預託証券等若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引

所等の所在する国（以下「本国等」という。）における法制度，実務慣行等を勘案して行うものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の連結財務諸表（新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は，個別財務諸表又は結合財務諸表）上の損益及び収支が悪化していないこと。この場合において，当該損益又は収支が悪化しているときであっても，新規上場申請者の企業グループの経営活動の健全な継続を損なう状況でないと認められるときは，当該損益及び収支が悪化していないものとして取り扱うものとする。

(b) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の遂行に重大な支障を来す状況が見られないこと。

(c) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について，その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

新規上場申請者及びその主要な子会社が，当該新規上場申請者の役員，主要株主その他の特定の者に対し，取引等を通じて不当に利益を供与する状況が見られないこと。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの経営管理に重大な支障を来す状況が見られないこと。

(b) 新規上場申請者の企業グループが採用する会計制度が投資者保護の観点から適当と認められること。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの経営に重大な影響を与える事実等の会社情報の適切な管理及び適時，適切な開示の実施に重大な支障を来す状況が見られないこと及び内部者取引の未然

防止のための体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ 本国等の法制度、新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る前(2) d (b) ロに掲げる事項

(c) 新規上場申請者の企業グループが、当該新規上場申請者の役員、主要株主その他の特定の者との間の取引等により、当該新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めている状況が見られないこと。

(d) (a)から前(c)までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

e 第5号関係

(a) 株主（外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、上場申請に係る外国株預託証券等の所有者を含む。）の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第11条各号に掲げる事項を遵守していること。

(c) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(4) (2)及び前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の

人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号又は第2項に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(2)及び前(3)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

2 第4条（上場審査基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

a 第1号に規定する浮動株式数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 第1号aに規定する「明らかに固定的所有でない認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ 投資信託又は年金信託に組み入れられている株式その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者（法第28条第4項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた金融商品取引業者をいう。）若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている株式

ロ 信託業務を営む銀行、金融商品取引業者その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のために所有する株式

ハ 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する株式のうち、信用取引に係る株式

ニ 国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合が所有する株式

- ホ 全国共済農業協同組合連合会又は都道府県の共済農業協同組合連合会が所有する株式
- へ 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。以下同じ。）の名義の株式
- ト 保険会社が所有する株式（保険会社が株式の発行者と関係を有する場合には，当該保険会社が所有する株式のうち年金に関する保険契約に係る財産の運用に係る株式以外の株式を除く。）
- チ 従業員持株会（会員の持分の処分に制約のあるものを除く。）が所有する株式
- リ 50単位未満の株式を所有する者（株式の発行者が新規市場申請者又は市場第一部銘柄の指定の対象となる株式の発行者である場合は，当該株式の発行者と関係を有する者を除く。）が所有する当該株式
- ヌ その他明らかに固定的所有でないと認められる株式
- （注）1 トに定める「保険会社が株式の発行者と関係を有する場合」には，次に掲げる場合を含むものとする。
- (イ) 株式の発行者の有価証券報告書の有価証券明細表中の投資有価証券に当該保険会社の発行する株式が計上されている場合
- (ロ) 株式の発行者が当該保険会社からの長期借入金（財務諸表等規則第52条第1項第2号に規定する長期借入金をいう。）を貸借対照表に計上している場合（当該長期借入金の額の当該発行者の負債及び資本の額に占める比率等を勘案して本所が適当と認める場合を除く。）
- (ハ) 株式の発行者の取締役，執行役，監査役又は会計参与（会計参与が法人であるときは，その職務を行うべき社員）が当該保険会社の取締役，執行役，監査役又は会計参与（会

計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)を兼任している場合

(ニ) 株式の発行者と当該保険会社との間に保険契約が結ばれている場合

(注) 2 リに定める「当該株式の発行者と関係を有する者」には、当該株式の発行者と株式の相互保有関係、取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前(注)1の(イ)から(ハ)までに規定する場合に準ずる場合の50単位未満の株式を所有する者を含むものとする。

(b) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなして浮動株式数及び株主数を算出する。この場合において、当該自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして浮動株式数及び株主数を算定する。

(c) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消却したものとみなして上場株式数を算定する。

(d) 株式に係る権利を表示する預託証券が発行されている場合には、当該預託証券を所有する者(1単位以上の株式に係る権利を表示する預託証券を所有する者に限る。)の数は、株主数に加算することができるものとする。

(e) 浮動株式数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当

該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日等における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。

b 新規上場申請者が、前 a の(e)又は(f)の規定により浮動株式数及び株主数の算定の基礎とした基準日等（(f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。）の後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合には、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき浮動株式数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者又は外国証券業者（以下「金融商品取引業者等」という。）である本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない

場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下この取扱いにおいて同じ。）。

ロ 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

ハ 元引受取引参加者は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

ニ 前ハに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した本所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「数量制限付分売予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、

その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び立会外分売取扱取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ハ 立会外分売取扱取引参加者は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日以内に、本所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

(c) 上場申請に係る株券の公募又は売出しについて本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の現物取引参加者又はIPO取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元引受契約等を締結する非取引参加者金融商品取引業者等（本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者が、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を主たる金融商品取引所として指定し、本所に通知した場合であって、当該指定に係る金融商品取引所（以下「指定金融商品取引所」という。）が本所以外の金融商品取引所であるときは、当該金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者等に限る。）との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者金融商品取引業者

等が引き受け又は取り扱う株主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

- c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

- (a) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

- イ 株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数が当該買付株式数を超える場合

当該買付株式数を、株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数を当該区分の株主数の欄に記載された人数で除して得た数で、除して得た人数（端数は切り上げる。）

- ロ イ以外の場合

次の(イ)及び(ロ)を合算した人数

(イ) 株主のある最も小さい単位の区分の所有株式数の欄に記載された株式数に，当該単位の区分を超える区分の所有株式数の欄に記載された株式数を小さい単位の区分から順次合算し，その株式数が当該買付株式数を超えることとなる区分の前区分までの株主数の欄に記載された人数を合算した人数

(ロ) 当該買付株式数から株主のある最も小さい単位の区分より前(イ)に規定する前区分までの所有株式数の欄に記載された株式数を順次合算した株式数を減じて得た株式数を，前(イ)に規定する当該買付株式数を超えることとなる区分の所有株式数の欄に記載された株式数を当該区分の株主数の欄に記載された人数で除して得た数で，除して得た人数(端数は切り上げる。)

(b) (a)以外の新規上場申請者

自己株式取得決議に係る売主(当該買付けに対し，その所有するすべての株券の売付けを行わないことが明らかな売主を除く。)の人数

d 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売(50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。)を行った場合であって，新規上場申請者及び幹事取引参加者が，当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果について，bの(a)ハ，(b)ハ又は(c)の規定に基づき新規上場申請者，元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは，第2号に規定する株式の分布状況は，次の(a)及び(b)に定め

るところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 浮動株式数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した浮動株式数を最近の基準日等における浮動株式数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、本所が認めた人数）を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

e 新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、a から前 d までの規定に準じて算定した上場日における新規上場申請者の株式の分布状況について審査を行うものとする。

f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数及び浮動株式数については、前 e の規定を準用する。

(2) 浮動株時価総額

第2号に規定する浮動株時価総額とは、次の a 又は b に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該 a 又は b に定める価格に、前(1)に従い算定する浮動株式数を乗じて得た額をいう。

a 国内の金融商品取引所に上場されている株券（外国会社の場合には、国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券）の発行者である新規上場申請者

(a) 当該新規上場申請者が上場申請に係る公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格（当該株券が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における日々の最終価格のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の(b)において同じ。）のいずれか低い価格

(b) 前(a)以外の場合

本所が当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の上場を承認する日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格

b 前 a に規定する新規上場申請者以外の新規上場申請者

上場申請に係る公募又は売出しの見込み価格（上場申請に係る公募又は売出しを行う場合以外の場合には、本所が合理的と認める算定式により計算された当該新規上場申請者の上場申請に係る株券の評価額）

(3) 上場時価総額

第3号に規定する上場時価総額とは、前(2)に掲げる新規上場申請者の区分に従い前(2)に定める価格に、上場時において見込まれる上場株式数を乗じて得た額をいう。

(4) 事業継続年数

a 第4号に規定する「継続的に事業活動をしている」とは、新規上場申請者の上場申請日における主要な事業に関する活動が、継続的になされている状態をいうものとする。この場合において、新規上場申請者が前(2) e の規定の適用を受けるときには、分割時における主要な事業に関する活動について審査対象とするものとする。

b 第4号において、新規上場申請者が過去に合併を行っている場

合若しくは持株会社である場合又は上場の時までに相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には，合併主体会社若しくは当該持株会社の被支配会社（主体会社）又は当該相互会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

c 第4号において，新規上場申請者が会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（新規上場申請者の主要な事業が当該他の会社から承継されるものである場合に限る。）である場合には，当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

d 新規上場申請者（b及び前cに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）がb及び前cに規定する行為を重ねて行っている場合については，b及び前cの規定の趣旨に照らして本所が適当を認める会社における主要な事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとする。

(5) 純資産の額

a 第5号に規定する「純資産の額」とは，連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に，同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から，当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし，新規上場申請者がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し，内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は，連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

- b 前 a の場合において，上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に，同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から，当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負でないことを要するものとする。
- c a 及び前 b の規定にかかわらず，新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の額」とは，貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし，当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は，貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- d 第5号において，新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には，その子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の連結貸借対照表（当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は，貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は，当該複数の子会社の当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額）について審査対象とするものとする。
- d の 2 新規上場申請者又はその子会社が新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合には，当該(a)又は(b)に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。
- (a) 合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）
- 合併主体会社

(b) 株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）
株式交換主体会社

e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

g 新規上場申請者（dから前fまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する事業年度の初日以後においてdから前fまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、dから前fまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査の対象とするものとする。

(6) 利益の額

- a 第6号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。(以下「最近」の起算については、この2(6)において同じ。)
- b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等(比較情報(財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される利益の額(財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

- d 第6号において、利益の額が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの利益の額を審査対象とする。
- e 第6号において、審査対象期間に事業年度の末日の変更を行っているため、審査対象期間の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合には、連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額又はこれを月割按分した額を用いて、本所が定めるところにより審査対象期間の利益の額を算定するものとする。この場合において、b及びcの規定は、四半期連結損益計算書等又は四半期損益計算書に基づいて算定される利益の額について準用する。
- f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。4(5)bにおける「合併」の取扱いにおいて同じ。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。
- fの2 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成

すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額（bに規定する利益の額に相当する額をいう。）又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前fの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近1年間のうちその持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)dの2

の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲渡される事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

- i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。
- j 新規上場申請者（gから前iまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後においてgから前iまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、gから前iまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査の対象とするものとする。
- k 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次の(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合におい

ては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。

(a) 当該事業年度又は連結会計年度において適用される会計方針を用いた財務諸表又は連結財務諸表

(b) 前(a)に掲げる書類に準ずるものとして、本所が相当と認める書類

(7) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第3号に規定する上場時価総額に当該新規上場申請者が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（本所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書等（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

bの2 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、7号に規定する「売上高」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に掲記される売上高に相当する額又は結合損益計算書に掲記される売上高をいうものとする。

c 前(6) d, e 及び h の規定は, 第 7 号の場合に準用する。この場合において, これらの規定中「第 6 号」とあるのは「第 7 号」と, 「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

d 前(6) f から g まで, i 及び j の規定は, 第 7 号の場合に準用する。この場合において, これらの規定中「第 6 号」とあるのは「第 7 号」と, 「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と, 「利益の額」とあるのは「売上高」とそれぞれ読み替えるものとする。

e 最近 2 年間に終了した事業年度 (直前事業年度を除く。) 又は連結会計年度 (直前連結会計年度を除く。) に係る財務諸表又は連結財務諸表が, 法第 5 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は, 当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて, 次の (a) 又は (b) に掲げる書類に基づき, 第 7 号に規定する売上高を算定することができるものとする。この場合においては, 公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を, 当該書類に添付することを要するものとする。

(a) 当該事業年度又は連結会計年度において適用される会計方針を用いた財務諸表又は連結財務諸表

(b) 前(a)に掲げる書類に準ずるものとして, 本所が相当と認める書類

(8) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第 8 号 a に規定する「虚偽記載」とは, 有価証券報告書等について, 内閣総理大臣等から訂正命令 (原則として, 法第 10 条 (法第 24 条の 2, 第 24 条の 4 の 7 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。) 又は第 23 条の 10 に係る訂正命令) を受けた場合又は内閣総理大臣等から法第 172 条の 2 第 1 項 (同条第 4 項において

準用される場合を含む。)又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る課徴金納付命令を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。

b 前aに該当することとなるおそれがあると認められる場合には、上場審査を延期するものとする。

c 第8号bに規定する「本所が適当と認める場合」には、次の(a)又は(b)に定める場合を含むものとする。

(a) 監査報告書において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。

(b) 監査報告書において、公認会計士等の「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が継続企業の前提に関する事由によるものであるとき。

d 第8号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e 第8号において、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以

上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社となった場合を除く。）には、審査対象期間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。）及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。

f 第8号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者（外国会社を除く。）又はその子会社が審査対象期間又は新規上場申請日の属する事業年度の初日以降に合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）又は株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(9) 株式事務代行機関の設置

a 第9号に規定する「株式事務代行機関」とは、会社法第123条に規定する株主名簿管理人（優先出資証券に係る事務にあつては、優先出資法に規定する優先出資名簿管理人）であつて、名義書換事務のほかに株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b 第9号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するのは、次のとおりである。

(a) 信託銀行

(b) 株式会社アイ・アールジャパン，東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社

(10) 単元株式数

第10号に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第8号に規定する書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合又は法第103条の2第1項若しくは法第106条の14第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a 放送法（昭和25年法律第132号）

b 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）

c 航空法（昭和27年法律第231号）

3 第4条（上場審査基準）第2項関係

(1) 第4条第2項に規定する「アジア太平洋地域」とは、本邦を除く東アジア，東南アジア及びオセアニア地域をいうものとする。

(2) 浮動株式数

a 第1号に規定する「1,000株単位銘柄」、「500株単位銘柄」、「100株単位銘柄」、「50株単位銘柄」、「10株単位銘柄」及び「1株単位銘柄」とは、原則として当該上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の金融商品取引所等における毎日の終値の平均又は気配相場の平均（外国の金融商品取引所等における終値又は気配相場がない銘柄については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う株券の公募又は売出しにおける発行価格又は売出価格等を勘案して本所がその都度定める価格）が、次の(a)から(f)までに定める価格の銘柄をいうものとする。

(a) 500円未満 1,000株単位銘柄

(b) 500円以上1,000円未満 500株単位銘柄

(c) 1,000円以上5,000円未満 100株単位銘柄

(d) 5,000円以上1万円未満 50株単位銘柄

(e) 1万円以上5万円未満 10株単位銘柄

(f) 5万円以上 1株単位銘柄

b 前aの規定にかかわらず、本国における会社制度等から、前aによることが適当でないと本所が認めた場合は、本所がその都度定める売買単位の銘柄とする。

(3) 株主数

a 第2号に規定する上場申請に係る株券の「流通の状況が円滑である」かどうかの認定については、次の(a)、(b)又は(c)に掲げる事項を勘案して行う。

(a) 上場申請に係る株券の外国の金融商品取引所等における売買単位以上の株式を所有する株主数及び当該株主により所有される株式数

(b) 上場申請に係る株券の外国の金融商品取引所等における売買

の成立の状況

(c) 上場申請に係る株券の上場申請後上場することとなる日までの期間の外国における公募又は売出しの内容

b 新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う上場申請に係る株券の公募又は売出しの取扱いについては、2(1)bの(a)及び(c)の規定（外国証券業者に係る部分を除く。）を準用する。

c 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株主数及び浮動株式数については、2(1)eの規定を準用する。

(4) 純資産の額

a 第3号に規定する「純資産の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、自己株式がある場合であって、本所が適当と認めるときは、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額若しくは結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額から当該自己株式の取得価額を減じた後の額をいうものとする。

b 前aの場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼって3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

c 第3号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後外国持株会社になった場合で、本所が適当と認めるときは、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

cの2 2(5)dの2の規定は、第3号の場合に準用する。d 2(5)eの規定は、第3号において準用する。この場合において、2(5)e中「第5号」とあるのは「第3号」と読み替えるものとする。

e 2(5)gの規定は、第3号の場合に準用する。この場合において、2(5)g中「dから前fまで」とあるのは「c」と読み替えるものとする。

(5) 利益の額

a 第4号に規定する「利益の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数株主持分を控除した額）をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される利益の額をいうものとする。

b 第4号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間において合併を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の利益の額（前aに規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の連結若しくは結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

c 第4号において、新規上場申請者が審査対象期間において外国

持株会社になった場合で、本所が適当と認めるときは、審査対象期間のうちその設立前の期間については、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される利益の額について審査対象とするものとする。

d 第4号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)dの2及びeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する譲渡される事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

dの2 前2(6)fの2の規定は、第4号の場合に準用する。この場合において「第6号」とあるのは「第4号」と、「bに規定する」とあるのは「aに規定する」とそれぞれ読み替える。

e 第4号に規定する「年平均利益の額」については、最近2年間の各々の利益の額（aから前dまでに定める「利益の額」をいう。）の合計額を2で除して算定するものとする。

f 前(4)bの規定は、第4号の場合に準用する。この場合において「前aの場合において」とあるのは「aから前eの場合において」と読み替える。

g 2(6)d、e及びjの規定は、第4号の場合に準用する。この場合において、2(6)d及びe中「第6号」とあるのは「第4号」、2(6)j中「gから前iまで」とあるのは「c及びd」と読み替えるものとする。

(6) 株式の譲渡制限

第6号に規定する「これに準ずる場合」とは、本国の政府からの

要請など特別の事情により，何人に対してもその所有できる株式の数を一律に制限する方法により株式の譲渡に関して制限を行う場合をいうものとする。

4 第4条（上場審査基準）第3項関係

(1) 第3項に規定する「上場を遅滞なく申請するとき」とは，第1号に該当する場合は，上場廃止日から起算して6か月を経過する日以前，第3号に該当する場合は，株式交換又は株式移転の効力発生日（株式交換及び株式移転によらない場合にあっては，本所が定める日）から起算して6か月を経過する日以前，第5号に該当する場合は，会社の分割の効力発生日から起算して6か月を経過する日以前に上場を申請する場合をいうものとする。

(1)の2 第3項に規定する「本所が適当と認める場合」とは，新規上場申請者の本国における法制度，実務慣行等の整備及び運営の状況等に照らして，当該新規上場申請者の外国株券又は外国株預託証券等の円滑な流通及び決済が確保される見込みがある場合をいうものとする。

(2) 第3項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは，新規上場申請者が次のaからdまでに掲げる区分に従い，当該区分に定める事項に適合することをいうものとする。

a 上場後最初に終了する事業年度の末日までに，浮動株式数（役員，第3項各号に定める会社が自己株式を所有している場合の当該会社，上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式（2(1)a(a)に規定する株式をいう。以下同じ。）を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下この(2)において同じ。）が1,000単位以上となる見込みのあること。

- b 上場後最初に終了する事業年度の末日までに、浮動株式数が上場株式数の5%以上となる見込みのあること。
 - c 上場後最初に終了する事業年度の末日までに、株主数が150人以上となる見込みのあること。
 - d 上場後最初に終了する事業年度の末日までに、浮動株時価総額が2億5千万円以上となる見込みのあること。
- (3) 第3号に規定する「これに準ずる状態となる場合」とは、他の会社が、上場会社の多数の株主を相手方として、当該他の会社の株券をもって対価とする公開買付け又は上場会社株券の現物出資による第三者割当増資を行うことにより、当該上場会社の親会社となる場合をいうものとする。
- (4) 第5号に規定する「当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するもの」かどうかの認定については、当該他の会社の経営成績等を勘案して行うものとする。この場合において、有価証券上場規程に関する取扱要領4(2)cの規定により提出される書類に記載される当該他の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書（部門連結損益計算書を作成すべきでない場合には、部門個別損益計算書。以下この(4)において同じ。）における売上高及び経常利益金額が、当該上場会社の最近連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の最近事業年度）における当該上場会社が当該他の会社及び当該他の会社以外の会社に承継させる事業以外の事業に係る部門の売上高及び経常利益に相当する金額並びに当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る部門連結損益計算書における売上高及び経常利益金額を超える額である場合は、当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものとして取り扱う

5 第5条（上場市場の変更審査）関係

- (1) 1から前4までの規定(2(9)から(11)まで及び3(6)を除く。)は、

第5条の場合に準用する。

- (2) JASDAQからの上場市場の変更審査にあつては、上場市場変更申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、第5条において準用する第2条第1項第4号に規定する企業内容等の開示の適正性の審査を行うこととする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この取扱いの施行前に決議があつた準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の2(4)c(2(6)dにおいて準用する場合を含む。)及び2(5)jの規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成4年12月28日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、この改正規定施行の日前に上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出しに係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定(改正後の2(2)c及び2(5)hを除く。次項において同じ。)は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があつた準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算

期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成8年1月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1(1)eの(a)の規定は、この取扱いの施行の日以後に株券の上場を申請する新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3(4)b中「3年間」とあるのは、当分の間、「5年間」とする。

付 則

この取扱いは、平成9年6月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の

発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成10年1月1日から施行する。ただし、改正後の2(11)の規定は、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律（平成9年法律第100号）の施行の日から施行する。
- 2 平成8年4月1日前に開始した連結会計年度に係る連結損益計算書についての改正後の2(5)bの規定の適用については、同規定中「同規則第65条第1項第3号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成10年大蔵省令第8号）による改正前の連結財務諸表規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額及び為替換算調整勘定に計上される金額」とする。

付 則

この取扱いは、平成10年3月1日から施行する。ただし、改正後の5(4)の規定は、同年4月1日から、改正後の6(3)の規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日から施行する。

（注）「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日」は平成10年3月11日

付 則

- 1 この取扱いは、平成11年2月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に開始した連結会計年度の連結貸借対照表についての改正後の2(4)aの規定の適用については、同規定中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第42条により掲記される資本金、資本準備金及び連結剰余金」とあるのは

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第42条により掲記される資本金，資本準備金，利益準備金及びその他の剰余金」とする。

- 3 平成10年4月1日前に開始した連結会計年度の連結損益計算書（平成10年1月1日改正付 則第2項の規定の適用を受ける連結損益計算書を除く。）についての改正後の2(5)bの規定の適用については，同規定中「同規則第65条第1項第2号により記載される金額」とあるのは「同規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額」とする。

付 則

- 1 この取扱いは，平成11年8月1日から施行する。
- 2 改正後の4(2)の規定の適用については，株券上場廃止基準昭和58年11月1日改正付 則第2項及び第3項，平成4年2月1日改正付 則第2項並びに平成10年12月1日改正付 則第2項の規定を準用する。

付 則

この取扱いは，平成12年11月30日から施行する。ただし，改正後の2(2)の規定は，特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

（注） 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

- 1 この取扱いは，平成13年5月1日から施行する。
- 2 改正後の2(5)a及びbの規定は，同日以後に上場申請が行われた場合の上場審査から適用する。

付 則

この取扱いは，平成13年9月4日から施行し，同日以後に上場申

請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。ただし、この取扱い施行の際、現に予備申請を行っている場合であって、「公募又は売出予定書」に準じて作成した書類を提出しているときは、なお従前の例によることができる。
- 2 改正後の2(1)b並びに同(2)a及びcの規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）付 則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この取扱いは、平成14年3月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成16年2月26日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。
- 2 平成16年8月2日から平成17年8月1日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては、改正後の1(2)c又は(3)cの規定に適合しないときは、それぞれ改正前の1(2)c又は(3)cの規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の2(3)a(a)に規定する期間内に日本証券業協会に登録されていた期間が含まれる株券に関する当該規定の適用については、当該期間に日本証券業協会が公表した日々の最終価格（午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。）を当該期間における国内の証券取引所の売買立会における日々の最終価格とみなす。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年12月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する外国株券に関するこの取扱いの適用については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この取扱い施行の日前に終了する連結会計年度又は事業年度に係る連結貸借対照表又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額については、改正後の2(5)a中「連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額」とあるのは「連結貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額」と、同b中「貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額」とあるのは「貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定す

る準備金等を加えて得た額」とする。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2(8)a及びdの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の2(9)の2の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱いは、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年12月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年6月12日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1(2)d(d)ロの規定はこの取

扱い施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正後の2(5)及び(6)の規定は、この取扱い施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号）付 則第2条の規定により連結財務諸表を同府令第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により作成する場合は、株券上場審査基準第2条第1項第5号に規定する純資産の額については、改正前の2(5)aの規定を、同基準第2条第1項第6号に規定する利益の額については、改正前の2(6)bの規定を適用する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年10月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年5月28日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の2(6)eの規定は，この取扱い施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

社会資本整備市場上場審査基準の取扱い

1 第2条（社会資本整備市場への上場審査）関係

第2条各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この(1)において同じ。）が健全に継続される状況にあると認められ、かつ、新規上場申請者の特定事業の事業計画が合理的と認められる策定方法（新規上場申請者及びその資本下位会社等が関係当事者との間で締結する契約の内容に沿っていること。）に基づいて作成されており、当該事業計画におけるキャッシュ・フローについて安定的に推移する状況にあると認められるときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

(b) 上場申請に係る有価証券が株券である場合には、新規上場申請者が事業計画の実施の状況に応じて相応の剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c) 上場申請に係る有価証券が優先株である場合には、新規上場申請者が継続して優先配当を行える見込みのあること。

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）につ

いて、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、その特別利害関係者、人的関係会社又は資本的関係会社その他の特定の者に対し、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含む。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与するおそれのないこと。

(b) 新規上場申請者の役員相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、取締役、執行役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は監査委員に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等からの健全な経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合すること。

イ 新規上場申請者の企業グループが、事実上、親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループが親会社等と通常取引条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる不利益な取引の条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

ハ 新規上場申請者の企業グループが親会社等から不利益となる取引行為を強制又は誘引されていないこと。

ニ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないこと。

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの資産の保全，経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するため，経営管理組織（社内諸規則を含む。）が適切に整備，運用されている状況にあること。

(b) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの会計組織が，採用する会計処理の基準等に照らして，適切に整備，運用されている状況にあること。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが，会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し，当該会社情報を適時，適切に開示することができる状況にあること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており，かつ，新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績，事業計画の内容及びその策定根拠となる契約，役員・大株主・関係会社等に関する重要事項，配当政策，リスク情報としての性格を有する情報等，投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において，リスク情報としての性格を有する情報と

は、特定事業の事業期間、新規上場申請者及びその関係当事者の間の責任・役割分担を定めた契約内容、用地確保の状況、法制上及び税制上の措置の状況、金融支援に関する状況、住民対策に関する状況、累積欠損又は事業損失の発生の状況、国又は地方公共団体の政策・法令等の変更、事業終了時の対応、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

イ 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

ロ 許認可等(有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。)の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

ハ 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由

ニ 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(c) 新規上場申請者の企業グループが、その特別利害関係者、人的関係会社若しくは資本的関係会社その他の特定の者との取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効で

あるものとして、次のイ又はロに適合すること。

イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。)が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)

ロ 新規上場申請者の親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)が継続開示会社であって、かつ、新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える当該親会社等に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14(3)の規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

e 第5号関係

(a) 新規上場申請者の関係当事者であって、かつ、株主(上場日の前日までに株主になる者を含む。)である者の新規上場申請者の特定事業に対する協力、支援及び責任が明確にされていること。

- (b) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。
- (c) 新規上場申請者が買収防衛策（企業行動規範に関する規則第11条に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。）を導入している場合には，同条各号に掲げる事項を遵守していること。
- (d) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し，当該関与の防止に努めていること。
- (e) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

2 第3条（上場審査基準）第1項関係

(1) 上場株式数

第1号に規定する上場株式数については，上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数から新規上場申請者が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には，当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。この場合において，新規上場申請者は，上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。

(2) 株式の分布状況

- a 新規上場申請者及び上場申請に係る株券の公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者又は外国証券業者（以下この(2)において「金融商品取引業者等」という。）である本所の現物取引参加者（以下この(2)において「元引受現物取引参加者」という。）は，当該公募又は売出し（以下この(2)において「上場に係る公募等」という。）の内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし，当該予定書に変更を生じた場合には，直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし，本所の現物取引参加者が上場に係

る公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては，当該上場に係る公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者を元引受現物取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下この(2)において同じ。）。

- b 本所が新規上場申請者の株式の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し，当該予定書の内容を不相当と認めて，その変更を要請した場合には，新規上場申請者及び元引受現物取引参加者は，その内容を改善し，かつ，改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。
- c 元引受現物取引参加者は，原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日以内に，本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに，当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。
- d 前cに規定する「公募又は売出実施通知書」は，元引受現物取引参加者が2社以上ある場合には，当該元引受現物取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)bの(c)の規定は，上場に係る公募等について本所の現物取引参加者以外の金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合において準用する。

(3) 上場時価総額

株券上場審査基準の取扱い2(3)の規定は，第3号に規定する「上場時価総額」について準用する。

(4) 純資産の額

- a 株券上場審査基準の取扱い2(5)の規定は，第4号に規定する「純資産の額」について準用する。この場合において同取扱い2(5)中「第5号」とあるのは「第4号」と読み替える。
- b 株式会社として設立された時から上場の時までには財務諸表等又

は中間財務諸表等が作成されない場合は、上場申請日における純資産の額に第2号aに規定する公募により得た額を加えた額をいうものとする。

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

株券上場審査基準の取扱い2(8)の規定は、第5号の規定に準用する。この場合において同取扱い2(8)中「第8号」とあるのは「第5号」と読み替える。

(6) 株式事務代行機関の設置

株券上場審査基準の取扱い2(9)a及びbの規定は、第6号の場合に準用する。この場合において同取扱い2(9)a及びb中「第9号」とあるのは「第6号」と読み替える。

(7) 単元株式数

株券上場審査基準の取扱い2(10)の規定は、第3条第1項第7号の場合に準用する。

付 則

この取扱いは、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成16年8月2日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の有価証券の審査から適用する。
- 2 平成16年8月2日から平成17年8月1日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては、改正後の1(1)cの規定に適合しないときは、改正前の1(1)cの規定を適用する。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行し、施行の際現に上場申請を行っている新規上場申請者の株券、優先株及び社債券の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2(6)の2の規定は、施行日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この取扱いは、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、新規上場申請者のうち国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者並びに外国会社以外の新規上場申請者の発行する株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式（優先出資を含む。以下同じ。）の譲受け又は譲渡及び第三者割当等（有価証券上場規程第7条の4に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。）による募集株式（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第4号に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の割当等について、必要な事項を定める。

第2条 削 除

第2章 上場前の公募又は売出し

第1節 総 則

(公募又は売出予定書の提出)

第3条 新規上場申請者（第1条に規定する新規上場申請者をいう。以下同じ。）が、上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募又は売出し（以下「上場前の公募等」という。）を行う場合には、新規上場申請者及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）

又は外国証券業者（以下「金融商品取引業者等」という。）である本所の取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいう。以下同じ。）（以下「元引受取引参加者」という。）は、上場申請後遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を本所に提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下同じ。）。

- 2 本所が「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

（上場前の公募等の手続）

第3条の2 新規上場申請者が、上場前の公募等を行う場合には、新規上場申請者及び元引受取引参加者は、次の各号に定めるいずれかの手続を行うものとする。ただし、新規上場申請者が、JASDAQにおける有価証券上場規程第8条又は第9条の規定の適用を受けようとする場合には、第1号に定める手続を行うものとする。

- (1) この規則の定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査（以下「ブック・ビルディング」という。）

- (2) この規則の定めるところにより行う競争入札の方法による上場前の公募等（以下「競争入札による公募等」という。）

(公開価格の決定)

第3条の3 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格（競争入札による公募等を行う場合にあっては、競争入札による公募等を除く上場前の公募等（以下「入札後の公募等」という。）の価格をいう。以下「公開価格」という。）を決定するものとする。

(1) ブック・ビルディングを行う場合

ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況

(2) 競争入札による公募等を行う場合

競争入札による公募等における落札加重平均価格（落札価格をもとに本所が定める方法により加重平均して得た価格をいう。）その他の当該競争入札の実施状況

2 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

(上場前の公募等に係る配分)

第3条の4 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。

2 元引受取引参加者は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、本所が必要と認める場合には、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

(委託販売に係る事務の委託)

第3条の5 元引受取引参加者は、上場前の公募等についてブック・ビルディングを行う場合であって、元引受取引参加者以外の金融商品取引業者等（当該上場前の公募等について第3条の7に規定する本所が必要と認める事項を内容とする契約又は第3条の8に規定する本所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結した金融商品取引業者等及びこれらの契約と同種の契約を国内の他の金融商品取引所の会員又は取引参加者と締結した金融商品取引業者等を除く。）に当該上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを行わせるときは、当該募集又は売出しの取扱いに関し、本所が適当と認める事務を本所に委託することができる。

(公募又は売出実施通知書等の提出)

第3条の6 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間（競争入札による公募等を行う場合にあっては、入札後の公募等の申込期間をいう。以下この条において同じ。）終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した本所所定の「公募又は売出実施通知書」を本所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

2 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る株式の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第3条の7 上場前の公募等について本所の取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元

引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、当該上場前の公募等の公正を確保するため、新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

（同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等）

第3条の8 前条の規定にかかわらず、本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者の上場前の公募等について当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者等（次条第1項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、当該指定に係る金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者金融商品取引業者等に限る。以下この条において同じ。）が元引受契約等を締結する場合には、当該新規上場申請者は、当該非取引参加者金融商品取引業者等と当該上場前の公募等について本所が必要と認める書面の元引受取引参加者への提供等を内容とする契約を締結するものとする。この場合において、当該契約を締結した新規上場申請者は、当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

（上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等）

第3条の9 本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った新規上場申請者及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った国内の金融商品取引所のうちいずれか1か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関し主たる事務を取り扱う金融商品取引所として指定

するものとし、これを本所に通知するものとする。

- 2 新規上場申請者及び元引受取引参加者が、前項の規定により本所以外の金融商品取引所を指定した場合には、第3条の3第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の4第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の5、第3条の7、第3条の11第2項（公表に係る部分に限る。）、第3条の12第2項（公表に係る部分に限る。）、第5条、第6条第1項及び第6条の2から第9条までの規定は、適用しない。

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第3条の10 本所は、第3条の6第1項若しくは第8条に規定する書類又は第3条の6第2項若しくは第3条の14第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他新規上場申請者又は元引受取引参加者がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から、上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

第2節 公開価格の決定手続等

（ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定）

第3条の11 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づきブック・ビルディングを行うものとする。

- 2 元引受取引参加者は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

（公開価格に係る仮条件の決定等）

第3条の12 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、新規上場申請者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。）を決定するものとする。

2 元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写し及びブック・ビルディングの仮条件の算定に関する資料を本所に提出するものとする。

（需要状況の調査に含めてはならない需要）

第3条の13 元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

(1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要

(2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

（需要状況の調査の記録の保存等）

第3条の14 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。

2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保

存するものとする。

- 3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(競争入札の実施)

第4条 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、競争入札による公募等を行う場合には、本所が定める数量の株式を競争入札に付するものとする。

- 2 前項の規定に基づく競争入札による公募等においては、本所が定めるところに従い、入札を行う場合の下限価格をあらかじめ定めて行うものとする。

(競争入札事務の委任)

第5条 元引受取引参加者は、競争入札による公募等を行う場合には、当該競争入札による公募等に係る事務を本所に委任するものとする。この場合における事務の委任は、本所が定める様式による競争入札事務委任契約書をもって行うものとする。

(入札の取次等)

第6条 競争入札による公募等における本所での入札は、取引参加者に限り、これを行うことができる。

- 2 入札は、取引参加者が顧客の入札を取り次いで行うものとし、取引参加者は自己の計算に基づく入札を行ってはならない。
- 3 取引参加者は、次の各号に掲げる者の入札（金融商品取引業者等にあつては、自己の計算に基づく入札）の取次を行ってはならない。
 - (1) 新規上場申請者の特別利害関係者
 - (2) 新規上場申請者の所有株式数の多い順に10名の株主（新規上場申請者の従業員持株会を除き、優先出資証券の場合には、優先出資者

をいう。)

(3) 新規上場申請者の従業員

(4) 金融商品取引業者等並びにその役員，人的関係会社及び資本的関係会社

4 取引参加者は，あらかじめ定められた下限価格に満たない価格の入札その他の不適当な入札の取次を行ってはならない。

(入札の不成立等)

第6条の2 本所は，競争入札による公募等における入札申込総株式数が著しく少ない場合には，当該競争入札を不成立とし，一切の入札を取り消すものとする。

2 本所は，前項の規定により当該競争入札を不成立とした場合には，直ちにこれを公表するものとする。

(落札結果の公表及び通知)

第7条 競争入札による公募等の落札結果に関して本所が必要と認める事項の公表は，本所がこれを行うものとする。

2 本所は，元引受取引参加者及び入札を取り次いだ取引参加者に対し，原則として入札が行われた日に，競争入札による公募等における落札結果の通知を行うものとする。

(落札者名簿等の提出)

第8条 競争入札による公募等において落札した取引参加者（以下「落札取引参加者」という。）は，前条第2項に規定する落札結果の通知が行われた日（以下「落札結果の通知日」という。）の翌日（休業日に当たる場合は，順次繰り下げる。）までに，当該落札結果に係る取得者の割当内訳の状況を記載した書面を元引受取引参加者に提出するものとする。

2 落札取引参加者は、落札結果の通知日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日までに、当該落札結果に係る取得者の住所、氏名及び株式数等を記載した本所所定の「落札者名簿」を本所に提出するものとする。

（落札の取消し等）

第9条 本所は、前条に規定する書類の内容及び競争入札による公募等の実施の状況等から、談合その他組織的な不正行為により、競争入札による公募等の公正性が著しく害されたと認められる場合には、一切の落札を取り消すことができる。

2 本所は、前項の規定により落札を取り消した場合には、直ちにこれを公表するものとする。

第10条から第14条まで 削 除

第3章 上場前の株式等の譲受け又は譲渡

（上場前の株式等の移動の状況に関する記載）

第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本関係会社並びにこれらの役員（以下「特別利害関係者等」という。）が、直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等)

第16条 新規上場申請者は、上場日から5年間、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事取引参加者は、新規上場申請者が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとする。

2 新規上場申請者は、前項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならない。

3 本所は、新規上場申請者が前項の提出請求に応じない場合は、当該新規上場申請者の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができる。

4 本所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該新規上場申請者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

第4章 上場前の第三者割当等による募集株式の割当等

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制)

第17条 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の1年前の日以後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないとき

は、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(所有に関する規制)

第18条 第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による募集株式の割当を受けた者の当該募集株式の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当等に関する規定の準用)

第19条 前2条の規定は、直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、次条に規定する新株予約権を除く。)の割当(募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)の割当を含む。以下同じ。)を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の1年前の日以後において、その役員又は従業員その他本所が定める者であって、かつ、本

所が適当と認めるもの（以下「役員又は従業員等」という。）に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割り当てた新株予約権（会社が当該新株予約権を取得するのと引換えに他の新株予約権又は新株予約権付社債の交付を行うときは、当該新株予約権を含む。）の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、本所が必要と認める書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

- 2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わない場合及び前項の適用を受ける新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等が、前項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合（本所が正当な理由があるものとして認める場合を除く。）には、本所は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

（ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制）

第20条の2 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において前条の規定の適用を受ける新株予約権の行使による株式の交付（会社が当該新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することを含み、直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限る。以下「ストックオプションとしての新株予約権の行使等」という。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、株式の交付を受けた者との間で、書面により当該株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制)

第20条の3 スtockオプションとしての新株予約権の行使等により株式を取得した者が、第18条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、ストックオプションとしての新株予約権の行使等により株式を取得した者が第18条第1項に規定する確約に定める期間内において当該株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、ストックオプションとしての新株予約権の行使等により株式を取得した者の当該株式の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該株式の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式又は新株予約権の割当(以下「第三者割当等による募集株式等の割当」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリー

ンシート銘柄である場合は、この限りでない。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等に関する規定の準用)

第20条の5 第16条の規定は、新規上場申請者が前条の規定に基づき本所に提出した書類の記載内容についての記録の保存等について準用する。

第5章 雑則

(委任規定)

第21条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が規則により定める。

付 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 第2章の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力の発生する上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者について適用する。
- 3 第3章の規定は、施行日以後に行う株券、転換社債券、新株引受権付社債券及び新株引受権証券の譲受け又は譲渡について適用する。
- 4 第4章の規定中第17条から第19条までの規定は新規上場申請者が施行日以後に行う第三者割当等による新株発行並びに転換社債及び新株引受権付社債の発行について、第20条第1項の規定は新規上場申請者が施行日以後に発行する転換社債及び新株引受権付社債の転換及び新株引受権の行使による新株の発行について、同条第2項の規定は新規上場申請者が施行日以後に発行する転換社債及

び新株引受権付社債の制限期間における転換及び新株引受権の行使による新株発行について、それぞれ適用する。

5 新規上場申請者の株券を、有価証券上場規程第13条第1号の規定に基づき市場第二部特別指定銘柄に指定することとなる場合で、上場申請日の直前事業年度の末日が平成2年9月30日以前に該当する場合は、第17条第2項並びに第19条及び第20条第2項において準用する第17条第2項中「2年前の日から」とあるのは「1年6か月前の日から」と、当該直前事業年度の末日が平成2年10月1日から平成3年3月31日までに該当する場合は、同条同項中「上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から」とあるのは「平成元年4月1日から上場申請日の直前事業年度の末日の」と、それぞれ読み替えるものとする。

6 施行日前に発行された転換社債及び新株引受権付社債について、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる日までに転換又は新株引受権の行使が行われていない場合には、本所は上場申請の不受理の措置をとるものとする。

(1) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成3年3月31日以前に該当する新規上場申請者

上場申請日の直前事業年度の末日まで

(2) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成3年4月1日から平成4年3月31日までに該当する新規上場申請者

平成3年3月31日まで

(3) 上場申請日の直前事業年度の末日が平成4年4月1日以後に該当する新規上場申請者

制限期間の最終日まで

7 上場申請日の直前事業年度の末日が平成4年4月1日以後に該当する新規上場申請者が施行日前に発行した転換社債及び新株引受権付社債の制限期間における転換又は新株引受権の行使による

新株発行が，平成3年4月1日以後に行われるときは，第20条第2項において準用する第17条第2項（第1号及び第2号を除く。）及び第18条の規定の例による。

付 則

- 1 この規則は，平成4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第6条第4項の規定にかかわらず，平成4年4月1日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規則は，平成4年12月28日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2，第9条，第10条及び第12条の規定にかかわらず，この改正規定施行の日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については，なお従前の例による。

付 則

- 1 この規則は，平成8年4月1日から施行する。
- 2 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けようとする株券を発行している新規上場申請者が平成8年4月1日から平成8年12月31日までに上場申請を行い，かつ，制限期間終了後上場申請日の直前事業年度末日までに転換社債又は新株引受権付社債（第20条の2の適用を受ける新株引受権付社債を除く。）を発行し，次の一に該当する場合は，第19条の規定で準用する第17条第1項の規定を適用しないことができるものとする。
 - (1) 上場申請日の直前事業年度の末日までに当該転換社債の転換請求期限を繰り上げて償還することにより転換請求期間が終了し，かつ，転換による新株発行が行われていない場合
 - (2) 上場申請日の直前事業年度の末日までに当該新株引受権付社債の新株引受権の行使請求期間が終了（最終償還期限を繰り上げて償還することにより行使請求期間を終了する場合を含む。）し，

又は新株引受権を他の適正な手続により失効しており，かつ，新株引受権の行使による新株発行が行われていない場合

付 則

この規則は，平成9年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成9年9月1日から施行する。
- 2 改正前の第4条第1項の規定により競争入札による公募等を行った新規上場申請者については，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成11年7月1日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

付 則

この規則は，平成12年5月8日から施行する。

付 則

この規則は，平成13年7月16日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成13年9月4日から施行し，同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず，この規則施行の際，現に上場申請を行っている新規上場申請者が，この規則施行の日以後に新株，新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う場合には，改正後の規定を適用する。
- 3 この規則施行の日から当分の間，改正後の第20条の2の規定の適用については，同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使又は転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをいう。）による」とあるのは，「前条に規定する新株予約権の行使若しくは転換（その発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は新株予約権を交付することをい

う。)による又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59条。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。)に基づき」と、「割り当てられた新株予約権」とあるのは「割り当てられた新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

- 4 この規則施行の日から当分の間、新規上場申請者は、上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議(上場日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に行われた改正前の新規事業法等の規定による決議であって、上場申請日の前日までの間に改正前の新規事業法等の規定による決議に基づき新株発行を行った場合の当該決議を除いたものをいう。)がある場合又は上場申請日の後に改正前の新規事業法等の規定による決議がなされた場合若しくは改正前の新規事業法の規定による決議が失効した場合には、本所が定めるところにより通知するものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権及びその行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債(次項ただし書きに規定

する新株引受権付社債を除く。)は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。ただし、当該新株引受権証券のうち、改正前の第20条の規定に適合する新株引受権証券並びにその新株引受権証券に係る新株引受権付社債及びその新株引受権証券の新株引受権の行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成14年12月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行し、同日前に行われた自己株式及び自己新株予約権の処分については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い

(目 的)

第1条 この取扱いは、上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）に基づき、本所が定める事項並びに上場前公募等規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(これらに準じる者の定義)

第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者
- (2) JASDAQにおける有価証券上場規程第15条の規定の適用を受ける新規上場申請者
- (3) 本邦以外の地域の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国の金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者
- (4) 上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその事業を承継する会社（当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者

(入札後の公募等の価格の算出方法)

第1条の3 上場前公募等規則第3条の3第1項第2号に規定する「本所が定める方法」は、落札価格に落札株式数を乗じて得た金額の合計

額を総落札株式数で除する方法とする。

(委託販売に係る事務の委託の取扱い)

第1条の4 上場前公募等規則第3条の5に規定する「本所が適当と認める事務」は、元引受取引参加者が上場前の公募等に係る募集又は売出しの取扱いを同条に規定する元引受取引参加者以外の金融商品取引業者等に行わせることとした旨の当該金融商品取引業者等への通知、当該金融商品取引業者等からの当該募集又は売出しの取扱いに係る申込みの受付、当該募集又は売出しの取扱いを行う当該金融商品取引業者等の選定のための抽選及びその結果の元引受取引参加者への通知等の事務をいう。

2 上場前公募等規則第3条の5の規定による本所への事務の委託は、本所が定める様式による書面をもって行うものとする。

(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)

第1条の5 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目の日までをいうものとする。

2 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」及び同条第2項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

3 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して本所に提出することができるものとする。

(非取引参加者金融商品取引業者等の上場前の公募等の取扱い等)

第1条の6 上場前公募等規則第3条の7に規定する「本所が相当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等の取扱い)

第1条の7 上場前公募等規則第3条の8に規定する「本所が相当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任される場合の適用除外)

第1条の8 第3条第6号及び第7号の規定は、上場前公募等規則第3条の9第2項の場合において、国内の他の金融商品取引所に競争入札による公募等に係る事務が委任されるときは、適用しない。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第1条の9 上場前公募等規則第3条の10に規定する「その他必要な措置」には、同第3条の4第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。

(需要状況の調査の記録の提出方法)

第1条の10 上場前公募等規則第3条の14第3項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(競争入札による公募等に係る株式数)

第2条 上場前公募等規則第4条第1項に規定する「本所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が400単位（1単位は、単元株式数を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。）未満となる場合には400単位とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、上場前の公募等に係る総株式数が多大であると認められる場合には、当該総株式数に100分の50を乗じて得た株式数未満の数量とすることができる。

（競争入札による公募等の方法）

第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。

(1) 元引受取引参加者は、原則として上場前の公募等に係る有価証券届出書（添付書類及び訂正届出書を除く。以下この号において同じ。）の提出日（当該有価証券届出書に競争入札による公募等の発行価格又は売出価格の記載がない場合には、当該有価証券届出書の提出日及び当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日（この場合において、当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募等に係る株式数に変更があるときは、当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。））に、競争入札による公募等についての公告を行うものとする。

(2) 入札日は、原則として上場前の公募等のうち競争入札による公募等に関する届出の効力発生日の翌日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）とする。

(3) 元引受取引参加者は、別添1「類似会社比準価格の算定基準」により算出した類似会社比準価格の85%の価格を入札を行う場合の下限価格とするものとする。

- (4) 新規上場申請者及び元引受取引参加者は、元引受取引参加者が前号に規定する方法により下限価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該決定に際して選定した類似会社の商号又は名称及び選定理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写し及び入札の下限価格の算定に関する資料を本所に提出するものとする。
- (5) 落札は、入札価格の高いものから順次行い、当該入札価格を落札価格とする。
- (6) 落札に係る株券の引渡し及び代金の授受は、元引受取引参加者と落札取引参加者との間で行うものとする。
- (7) その他入札の実施に関し必要な事項は、本所が「入札実施要領」により定める。

(競争入札による公募等に係る事務)

第4条 上場前公募等規則第5条に規定する「競争入札による公募等に係る事務」とは、入札の受付、開札、落札の決定並びにその結果の元引受取引参加者（新規上場申請者があらかじめ定めた事務取扱元引受取引参加者1社に限る。）及び入札を取り次いだ取引参加者への通知等をいうものとする。

2 上場前公募等規則第5条の規定により、元引受取引参加者が競争入札による公募等に係る事務を本所に委任する場合には、競争入札事務取扱手数料を納入するものとする。ただし、新規上場申請者の同意がある場合には、新規上場申請者に当該競争入札事務取扱手数料を納入させることができるものとする。

(特別利害関係者の定義等)

第5条 上場前公募等規則第6条第3項第1号に規定する「特別利害関係者」とは、開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者をい

うものとする。

- 2 上場前公募等規則第6条第3項第3号の規定の適用については、「従業員」には従業員持株会は含まれないものとする。
- 3 上場前公募等規則第6条第3項第4号又は第15条に規定する「人的関係会社」とは、開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社をいうものとする。
- 4 上場前公募等規則第6条第3項第4号又は第15条に規定する「資本的関係会社」とは、開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社をいうものとする。

(入札の不成立の取扱い)

第5条の2 上場前公募等規則第6条の2第1項に規定する「著しく少ない場合」とは、競争入札による公募等における入札申込総株式数が新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の25を乗じて得た株式数未満の数量である場合をいうものとする。

(落札結果の公表の範囲)

第6条 上場前公募等規則第7条第1項に規定する本所が必要と認める事項は、最高落札価格、最低落札価格、落札加重平均価格(同第3条の3第1項第2号に規定する落札加重平均価格をいう。)及び総落札株式数等とする。

(落札者名簿の取扱い)

- 第7条 上場前公募等規則第8条第2項に規定する「落札者名簿」は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。
- 2 落札取引参加者は、他の金融商品取引業者等からの取次により入札を行った場合には、当該他の金融商品取引業者等から上場前公募等規

則第8条第2項に規定する「落札者名簿」の提出を受け、落札結果の通知日から起算して3日目の日までに本所に提出するものとする。

第8条から第12条まで 削 除

(日数の計算)

第13条 上場前公募等規則第15条に規定する「直前事業年度の末日の2年前の日」とは、例えば、直前事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日をいう。(以下、上場前公募等規則における日数の計算については、同様に扱うものとする。)

(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)

第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」又はJASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」をいうものとし、新規上場申請者は、当該書類中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。

(上場前の株式等の移動に関する記録の保存等の取扱い)

第14条の2 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第16条の規定の適用を受けるものとする。

(第三者割当等による募集株式の割当に関する規制の取扱い)

第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の割当を

行っている」かどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。

2 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）

を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本

所に提出すること。

(4) 新規上場申請者は、割当株式又は取得株式等の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当株式又は取得株式等の所有状況を本所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合には、その内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

3 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の募集株式の割当を行っている場合
上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の募集株式の割当を行っている場合
当該割当後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第16条 上場前公募等規則第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当株式又は取得

株式等の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

- 2 上場前公募等規則第18条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。
- 3 上場前公募等規則第18条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当株式又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。
- 4 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあっては、上場前公募等規則第18条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

第17条 削 除

(第三者割当等による新株予約権の割当等に関する規制の取扱い)

第18条 上場前公募等規則第19条において同第17条第1項を準用するにあたっては、同第1項中「募集株式の割当を行っている」とあるのは「募集新株予約権の割当を行っている」と読み替えるものとし、「募集新株予約権の割当を行っている」かどうかの認定は、割当日を基準として行うものとする。

- 2 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当新株予約権の割当日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、新株予約権の割当

日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当新株予約権について新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付が行われたときには、当該新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付により取得した株式(当該株式に係る株式の分割等により取得した株式、新株予約権又は新株予約権付社債を含む。)、新株予約権又は新株予約権付社債(以下この条において「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。

- (2) 割当を受けた者は、割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、新株予約権総数(株式にあつては株式数)、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新株予約権又は取得株式等の所有状況を本所に報告すること。
- (5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。
- (6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

3 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に上場前公募等規則第19条の募集新株予約権の割当を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に上場前公募等規則第19条の募集新株予約権の割当を行っている場合

当該募集新株予約権の割当後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当新株予約権又は取得株式等の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

5 上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当新株予約権又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

6 上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株予約権又は取得株式等の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

7 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあっては、上場前公募等規則第19条において準用する同第18

条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第19条 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「本所が定める者」は、次の各号に掲げる者をいうものとする。

- (1) 新規上場申請者の役員又は従業員
- (2) 新規上場申請者の子会社の役員又は従業員

2 上場前公募等規則第20条第1項の報酬としての割当には、役員又は従業員等に新株予約権の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場合その他の有償で割り当てる場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「報酬として割り当てた新株予約権の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当を受けた新株予約権」という。)を、原則として、新株予約権の割当日から当該新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付を行う日まで所有すること。

(2) 新規上場申請者は、割当を受けた者が報酬として割当を受けた新株予約権の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、新株予約権総数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(3) 新規上場申請者は、報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて

割当を受けた者に対し報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況を本所に報告すること。

(4) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する報酬として割当を受けた新株予約権の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(5) その他本所が必要と認める事項

4 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の新株予約権の割当を行っている場合
上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の新株予約権の割当を行っている場合
当該新株予約権割当後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

5 上場前公募等規則第20条第1項に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 新規上場申請者が同項の規定により役員又は従業員等に割り当てた新株予約権について、新規上場申請者と新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等との間で、同項に規定する事項の確約を行ったことを証する書面

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当に関する事項を記載した取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

6 上場前公募等規則第20条第2項に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権の行使又は他の種類の株式等の交付が行われていない場合をいう。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第19条の2 上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

- (1) 割当を受けた者は、ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式及び当該株式に係る株式の分割等により取得した株式(以下この条及び次条において「取得株式」という。)を、原則として、当該株式に係る払込期日等の日から上場日の前日まで所有すること。
- (2) 割当を受けた者は、取得株式の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- (3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が取得株式の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。
- (4) 新規上場申請者は、取得株式の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し取得

株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく取得株式の所有状況を本所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する取得株式の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式又は取得株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

2 上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の株式の交付を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の株式の交付を行っている場合

当該株式又は新株予約権の交付後遅滞なく提出するものとする。

ただし、上場日の前日を超えてはならない。

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当に係る株主総会及びその発行に関する取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。）内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株予約権の割当を受ける者との新株予約権の割当に関する契約内容を証する書面

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等の所有に関する規制の取扱い)

第19条の3 上場前公募等規則第20条の3第1項ただし書に規定する

「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により取得株式の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 上場前公募等規則第20条の3第2項に規定する書面は、当該取得株式の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

3 上場前公募等規則第20条の3第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し当該取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記載の取扱い)

第19条の4 上場前公募等規則第20条の4に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」又はJASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領3(1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」をいうものとし、新規上場申請者は、当該書類中「株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」の「摘要」欄において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。

(第三者割当等による募集株式等の割当の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第19条の5 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第20条の5において準用する同第16条の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第20条 上場前の公募等には，上場前公募等規則第15条及び第17条の規定の適用はないものとする。

2 上場前公募等規則第3章及び第4章の規定は，名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者について適用する。

付 則

第13条において，規制規則付則5の規定に基づき，規制規則第17条第2項（規制規則第19条及び第20条第2項において準用する場合を含む。）中「2年前の日から」とあるのを「1年6か月前の日から」と読み替えて適用する場合の「1年6か月前の日」とは，例えば，上場申請日の直前事業年度の末日が3月31日の場合，その1年6か月前の10月1日をいうものとする。

付 則

- 1 この取扱いは，平成4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条，第3条，第14条第1項，第15条第2項及び第18条第2項の規定にかかわらず，平成4年4月1日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については，なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日前における第9条の2第1項及び第3項の規定の適用については，同条第1項中「毎年の4月1日から1年以内の」とあるのは「この取扱い施行の日以後」と，同条第3項中「4回」とあるのは「1回」とする。

付 則

- 1 この取扱いは，平成4年12月28日から施行する。
- 2 改正後の第3条，第5条の2，第8条，第9条第1項，第11条第

1 項及び第3 項並びに別添「類似会社比準価格の算定基準」の規定にかかわらず、この改正規定施行の日前に上場前の公募等に係る有価証券届出書を提出する新規上場申請者については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成9 年6 月1 日から施行する。ただし、改正後の第15条の2 の規定は、同年10月1 日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年9 月4 日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この取扱い施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この取扱い施行の日以後に新株、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う場合には、改正後の規定を適用する。
- 3 この取扱い施行の日から当分の間、改正後の第19条の2 の規定の適用については、同条第4 項第1 号中「新株予約権の割当」とあるのは「新株予約権の割当又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その割当」とあるのは「その割当又はその決議」と、同項第2 号中「新株予約権の割当を受ける者」とあるのは「新株予約権の割当を受ける者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株予約権の割当」とあるのは「新株予約権の割当又は新株発行」とする。
- 4 この取扱い施行の日から当分の間、上場前公募等規則平成13年9 月4 日改正付則第4 項に規定する通知は、次の各号に掲げる書面を、本所に提出することにより行うものとする。
 - (1) 上場前公募等規則平成13年9 月4 日改正付則第4 項に規定する上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議に係る株主総会及び当該株主総会に関する取締役会

の決議内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の株主総会決議により新株の割当を受ける者とされたものとの新株発行に関する契約内容を証する書面

5 前項の書面の提出は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日において前項第1号の決議がある場合又は同号の決議が失効している場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4条の改正前の新規事業法等の規定による決議を行った場合又は改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合

改正前の新規事業法等の規定による決議を行った後又は当該株主総会決議が失効した後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

付 則

この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 商法等改正法附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権及びその行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債（次項ただし書きに規定する新株引受権付社債を除く。）は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。ただし、当該新株引受権証券のうち、改正前の第20条の規定に適合す

る新株引受権証券並びにその新株引受権証券に係る新株引受権付社債及びその新株引受権証券の新株引受権の行使により発行又は移転された株式に関しては，なお従前の例による。

5 改正後の第5条の規定は，この取扱い施行の日以後に行う公募又は売出し若しくは株券等の移動から適用する。

付 則

この取扱いは，平成14年12月16日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月2日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年5月8日から施行する。

付 則

この取扱いは，本所が定める日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

別添 1 類似会社比準価格の算定基準

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1 類似会社の選定

類似会社（新規上場申請者の株式の発行価格又は売出価格の算定の基礎とすることが適当な会社をいう。以下同じ。）については、国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者のうちから、次に掲げる事項並びに株価（優先出資証券にあっては、優先出資証券の価格をいう。以下この別添 1 において同じ。）の形成及び株券の流通面を総合的に勘案し、原則として 2 社以上（本所が選定した会社 1 社以上を含む。）を選定するものとする。

- (1) 主要事業部門又は主要製品
- (2) 部門別又は製品別の売上高構成比
- (3) 業績及び成長性（1 株当たり（優先出資証券の発行者にあっては、1 口当たりと読み替える。以下この別添 1 において同じ。）の純利益額及び純資産額、売上高及び純利益等の伸び率等）
- (4) 企業規模（売上高、純利益額、総資産額、純資産額、発行済株式総数等）
- (5) その他（地域性、販売形態、販売系列等）

2 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の算式により算定した価格とする。

$$\text{類似会社比準価格} = \text{類似会社株価} \times \frac{1}{2} \left(\frac{\text{新規上場申請者の 1 株当たり純利益額}}{\text{類似会社の 1 株当たり純利益額}} + \frac{\text{新規上場申請者の 1 株当たり純資産額}}{\text{類似会社の 1 株当たり純資産額}} \right)$$

- (1) 1 株当たり純利益額及び純資産額について
 - a 1 株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の税引後当期純利益額に基づき算出する。

- b 1株当たり純資産額は、貸借対照表における直前事業年度の純資産の部の額に基づき算出する。
- (2) 類似会社が、直前事業年度の末日の翌日以後増資等により発行済株式総数（優先出資証券にあっては、優先出資法に規定する普通出資の総口数と優先出資の総口数を合計した数と読み替える。以下この別添1において同じ。）に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について
- a 1株当たり純利益額は、純利益額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。
- b 1株当たり純資産額は、直前事業年度の末日純資産額に増資等による増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。
- (3) 新規上場申請者が、直前事業年度の末日の翌日以後増資（上場申請日から上場日の前日までの期間における株券の公募を除く。）等により発行済株式総数に増減があった場合の当該会社の1株当たりの純利益額及び純資産額の修正について
- a 1株当たり純利益額は、純利益額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。
- b 1株当たり純資産額は、増減後の純資産額を増減後の発行済株式総数で除して得た額とする。
- (4) 前2号の発行済株式総数に増加があった場合には、新株予約権若しくはこれに準ずる権利又は転換請求権が存在する場合を含むものとする。この場合における1株当たり純利益額及び1株当たり純資産額は、前2号に規定する算出方法にかかわらず、財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後の1株当たり純利益金額の算出方法その他の合理的な算出方法により算出した金額とする。
- (5) 異常な特別損益等により税引後当期純利益額を採用することが適

当てない場合又は最近数年間における業績に大きな変動が認められるなど、第1号により難しい場合には、合理的な方法によることができる。

(6) 類似会社の株価について

原則として、最近1か月の単純平均株価とする。ただし、市況等により株価変動の著しい銘柄については、相当と認められる期間の単純平均株価を採用することができる。

(7) 類似会社の数値について

類似会社の株価、1株当たりの純利益額及び純資産額については、原則として各類似会社の数値を単純平均した数値とする。

3 その他

算定された類似会社比準価格が異常と認められる場合又は前2項により算定することが困難な場合には、他の合理的な方式により算定できるものとする。

別添 2 価格の算定根拠の記載について

価格の算定方式は、新規上場申請者の経営成績、財政状態、成長性、株主構成、株式所有者の経営参加の関係、株式取引実態により大きく異なるものであり、以下に掲げる株価算定方式は、記載の際の参考とするものである。なお、以下の算定方式を採用している場合には、その旨及びその方式を採用した経緯、また、これらの方式によらない場合には、具体的な価格算定の考え方及びその考え方を採用した事由を記載するものとする。

1 純資産方式

(1) 簿価純資産法

(計算式)

$$\text{簿価純資産価額} \div \text{発行済株式総数}$$

(2) 時価純資産法

(計算式)

- ・(時価純資産価額－含み益対応法人税等) ÷ 発行済株式総数 (法人税等控除方式)
- ・時価純資産価額 ÷ 発行済株式総数 (法人税等非控除方式)

2 収益方式

(1) 収益還元法

(計算式)

$$(\text{将来の予想年間税引後利益} \div \text{資本還元率}) \div \text{発行済株式総数}$$

(2) ディスカウントキャッシュフロー法

(計算式)

将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額 ÷ 発行済株式総数

(将来の予想ディスカウントキャッシュフローの合計額は、各年度のキャッシュ・フローを年度別に複利現価率 $((1 + \text{資本還元率})^n$ で

算定) で割り引いて合計したもの)

3 配当方式

(1) 配当還元法

(計算式)

(将来の年間予想配当 ÷ 資本還元率) ÷ 発行済株式総数

(2) ゴードンモデル法

(計算式)

1株当たり配当金 ÷ (資本還元率 - 投資利益率 × 内部留保率)

4 比準方式

(1) 類似会社比準法

(計算式)

$$A \times L \times (B' / B + C' / C + D' / D) \div 3$$

A : 類似会社平均株価

B : 類似会社平均1株当たり配当金額

C : 類似会社平均1株当たり利益金額

D : 類似会社平均1株当たり純資産価額

B' : 新規上場申請者1株当たり配当金額

C' : 新規上場申請者1株当たり利益金額

D' : 新規上場申請者1株当たり純資産価額

L : 類似安定度を加味する項目 (①自己資本, ②総資産, ③取引金額, ④自己資本比率, ⑤企業利潤率等について, 新規上場申請者と類似会社を比較考慮して算出)

(2) 類似業種比準法

(計算式)

$$A \times 0.7 \times (B' / B + C' / C \times 3 + D' / D) \div 5$$

A : 類似業種株価

B : 類似業種1株当たり配当金額

C : 類似業種1株当たり利益金額

D : 類似業種1株当たり純資産価額

B' : 新規上場申請者1株当たり配当金額

C' : 新規上場申請者1株当たり利益金額

D' : 新規上場申請者1株当たり純資産価額

(3) 取引事例法

過去に実際の取引事例がある場合，当該価格を基にして株価を算出する方法

5 併用方式

各種方式を組み合わせて株価を算出する方法

(注) 記載に当たっては，原則として，その算定式を併せて記載するものとする。この場合において，当該算定式が，上記の計算方式に準じるものである場合には，上記の計算方式に準じて算定した旨を注記することにより，算定式の記載を省略することができるものとする。

競争入札事務委任契約書

上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「上場前公募等規則」という。）第5条の規定により，上場前の公募又は売出しのうち競争入札による公募又は売出しに係る事務（以下「入札事務」という。）を第1条から第7条の記載のとおり貴所に委任し，入札の広告を第8条の記載のとおり行います。

（入札の要領）

第1条 貴所に委任する入札事務に係る入札の要領は次のとおりです。

(1) 入札に付する株券の概要

- a 銘柄
- b 種類
- c 額面，無額面の別及び額面金額
- d 1単位の株式の数 株

(2) 公募又は売出しの別

(3) 競争入札による公募又は売出しの数量

- a 上場前の公募又は売出しに係る総株式数 株
- b 入札対象株式数 株

(4) 入札を行う場合の1人当たりの上限株式数 株

(5) 入札日 平成 年 月 日

(6) 株券の交付日 平成 年 月 日

2 入札事務の委任に際し，前項第3号bに掲げる事項に係る数量を変更したときは変更後，直ちに書面により貴所に通知します。

（入札事務の範囲）

第2条 貴所に委任する入札事務の範囲は，入札の受付け，開札，落札

の決定及び落札結果の通知並びにこの契約において別途定める事務その他競争入札による公募又は売出しに係る事務を行うに当たり貴所が必要と認める事項とします。

(競争入札の不成立又は落札結果の公表)

第3条 競争入札の不成立又は落札結果に関して貴所が必要と認める事項の公表は、貴所に委任するものとし、当該公表については一切の異議の申立てをしません。

(落札の取消し等)

第4条 上場前公募等規則第8条に規定する落札者名簿の内容並びに競争入札による公募又は売出しの実施の状況等から、談合その他組織的な不正行為により競争入札による公募又は売出しの公正性が著しく害されたと認められる場合の一切の落札の取消し及び当該取消しに関して貴所が必要と認める事項の公表を、貴所に委任するものとし、当該取消し及び公表については一切の異議の申立てをしません。

(競争入札事務取扱手数料)

第5条 競争入札事務取扱手数料を、次のとおり貴所に納入します。

- (1) 金額 円
- (2) 納入年月日 平成 年 月 日
- (3) 支払方法 (新規上場申請者が支払う場合は、その旨。元引受取引参加者が支払う場合には記載を要しない。)

(便益の提供)

第6条 競争入札による公募又は売出しに関し、貴所からの照会があった場合には直ちに照会に応じるなど、貴所に対し必要な便益を提供します。

(遵守事項)

第7条 上場前公募等規則及びその取扱いその他競争入札による公募又は売出しに関し貴所が定める諸規則並びに貴所の決定事項を遵守します。

(入札の広告)

第8条 競争入札による公募又は売出しに際し，原則として上場前の公募又は売出しに係る有価証券届出書の提出日に，国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙に上場前の公募又は売出しに関する次の各号に掲げる事項を広告します。

(1) 第1条第1項に記載する事項（同項第3号aに記載する事項を除く。）及び入札を行う場合の下限価格

(2) 入札を取り次ぐ金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る登録を受けた者に限る。）

(3) 入札申込書受付日

(4) 入札後の公募又は売出しに関する事項

2 前項の有価証券届出書に競争入札による公募又は売出しの発行価格又は売出価格の記載がない場合には，原則として当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日（この場合において，当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募又は売出しに係る株式数に変更があるときは，当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。）に，国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙に入札を行う場合の下限価格及び前項第3号に掲げる事項（競争入札による公募又は売出しに係る株式数の変更にあつては，第1条第1項第3号bに掲げる事項を含む。）を広告します。

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

取締役社長 殿

(事務幹事現物取引参加者)

現物取引参加者名

代表者の役職氏名

現物取引参加者名

代表者の役職氏名

現物取引参加者名

代表者の役職氏名

付 則

この契約書は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この契約書は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

入札実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い（以下「上場前公募等規則の取扱い」という。）第3条第7号に基づき、競争入札による公募等における入札の実施に関し、必要な事項を定める。

(入 札)

第2条 取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者、同条第4項に規定するIPO取引参加者又は同条第6項に規定するジャスダック取引参加者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した本所所定の入札書（以下「入札書」という。）を本所に差し出す方法により入札を行う。

- (1) 取引参加者名及び取引参加者代表者名
- (2) 銘柄
- (3) 入札価格ごとの入札株式数及び入札金額

2 取引参加者は、入札を変更し又は取り消すことができない。

(入札を行う場合の下限価格の取扱い)

第3条 上場前公募等規則の取扱い第3条第3号の規定により算出する入札を行う場合の下限価格について、次条に定める入札価格の単位に満たない端数が生じる場合は、これを切り上げた価格を入札を行う場合の下限価格とするものとする。

(入札価格の単位)

第4条 入札を行う場合の入札価格の単位は、1株（優先出資にあつて

は、1口。以下同じ。)につき、当該1株の入札価格が1,000円以下の場合には5円、1,000円を超え1万円以下の場合には10円、1万円を超え10万円以下の場合には100円、10万円を超え100万円以下の場合には1,000円、100万円を超える場合は1万円とする。

(入札株式数の単位)

第5条 入札を行う場合の入札株式数の単位は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号の規定に基づき新規上場申請者が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。

(入札の無効)

第6条 入札が次の各号の一に該当する場合には、該当する入札書の全部を無効とする。

- (1) 第2条第1項に定めるところによらずに入札が行われた場合
- (2) 本所がその全部を無効とする必要があると認める場合

2 入札が次の各号の一に該当する場合には、該当する入札書の当該各号に掲げる部分を無効とする。

- (1) 入札を行う場合の下限価格に満たない価格の入札が行われた場合
当該下限価格に満たない部分
- (2) 第4条に定める入札価格の単位によらずに入札が行われた場合
当該入札価格の単位によらない部分
- (3) 前条に定める入札株式数の単位の整数倍の株式数によらずに入札が行われた場合
当該価格に係る部分
- (4) 本所がその一部を無効とする必要があると認める場合
本所が無効とする必要があると認める部分

(落札)

第7条 上場前公募等規則の取扱い第3条第5号に定める方法による落札を行う場合において、最後に同一価格による入札株式数が入札対象株式数の残数量を超えているときは、取引参加者単位でその入札株式数に比例させ、対当させる。ただし、入札株式数の単位未満の数量(以下「最小単位」という。)未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 前項ただし書の規定により切り捨てた分については、切捨数量の多い取引参加者から最小単位を順次対当させる。ただし、その数量が同一の取引参加者については、抽選により対当させる。

(落札加重平均価格の算出方法の取扱い)

第8条 総落札株式数が入札対象株式数に達しない場合における落札加重平均価格の算出については、落札されなかった数の株式は入札を行う場合の下限価格で落札されたものとして取り扱うものとする。

付 則

この実施要領は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この実施要領は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この実施要領は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この実施要領は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この実施要領は，平成25年1月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い

1 第2条（会社情報の開示）第1項関係

(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第1号aに掲げる事項

会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。）の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収防衛策（企業行動規範に関する規則第11条に規定する買収防衛策をいう。）の導入又は発動（同条第2号に規定する発動をいう。）に伴う場合を除く。

b 第1号hに掲げる事項

(a) 事業の全部又は一部を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 最近連結会計年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における連結純資産額（連結財務諸表

における純資産額をいう。以下同じ。)の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。)の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結当期純利益(I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下同じ。)の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が最近連結会計

年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項

c 第1号jに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第9号に定める事項

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の最近連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)において同じ。）を乗じて得たものがいずれも上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗

じて得たものがいずれも最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の最近連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

(ロ) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年

度の売上高に出資比率を乗じて得たものが最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項

e 第1号1に掲げる事項

次の(a)から(j)まで（上場会社が子会社取得（子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、(h)及び(i)を除く。）に掲げるもののいずれにも該当する子会社（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

(a) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額）が最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

- (d) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 上場会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社からの仕入高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社からの仕入高の見込額）が上場会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 上場会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社に対する売上高の見込額）が上場会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (g) 子会社又は新たに子会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。
- (h) 子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この(h)及び(i)において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。
- (i) 子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為と

して行った，又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

(j) 取引規制府令第49条第11号に定める事項

f 第1号mに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 上場会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項

(b) 固定資産を取得する場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の取得価額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項

g 第1号nに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第49条第13号に定める事項

i 第1号rに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第14号に定める事項

j 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号a bに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の

総額の100分の10に相当する額未満であること。

1 第1号 a i に掲げる事項

定款の変更理由が次の(a)から(c)までのいずれかに該当すること。

(a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更

(b) 本店所在地の変更

(c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由

(1)の2 第1号1に規定する「資本下位会社等」とは、株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。

(1)の3 連結財務諸表を作成すべきでない会社に対する(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下同じ。）の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の」とあるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金の額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aから

i までに定めることとする。ただし、IFRS 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号 a に掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第1号に定める事項

b 第2号 d に掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 訴訟の目的の価額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)イに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第50条第3号ロに掲げる事項

c 第2号eに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発

せられたとした場合，当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ

ること。

ニ 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項

d 第2号fに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第5号に定める事項

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金，貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金，貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金，貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結当期純利益金の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第6号に定める事項

f 第2号1に掲げる事実

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第7号に定める事項

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第8号に定める事項

h 第2号nに掲げる事実

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が最

近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第9号に定める事項

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近連結会計年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(2)の2 第2号gに規定する本所が定める者とは、自己の計算において所有している議決権と次のa及びbに掲げるものが所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている主要株主（親会社を除く。）をいう。

a 当該主要株主の近親者（有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「有価証券上場規程取扱要領」という。）11の4(5)eに定める近親者をいう。以下同じ。）

b 当該主要株主及び前aに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社

(2)の3 連結財務諸表を作成すべきでない会社に対する(2)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この項において同じ。）」と、

「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(3) 上場会社が親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、JASDAQの上場会社である場合には、当該上場会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を実質的に所有している会社をいう。以下この(3)において同じ。）を有している場合は、第2号xに掲げる事実には、親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。以下この(3)において同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。以下この(3)において同じ。）に係る決算の内容が定まったことを含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると本所が認める者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと

して本所が定める基準は、次の a から d までに掲げる区分に応じ当該 a から d までに掲げることとする。

a 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

b 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合にはすべてこの基準に該当することとする。）であること。

c 企業集団の経常利益（上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、税引前利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合にはすべてこの基準に該当することとする。）であること。

d 企業集団の純利益（上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益）

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場

合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合
はすべてこの基準に該当することとする。) であること。

- (5) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(4)の規定
の適用については、同(4)中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、
「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

1の2 第2条（会社情報の開示）関係

- (1) 第1項から第3項までの規定に基づき開示すべき内容は、原則と
して、次のaからdまでに掲げる内容とする。

a 第1項第1号及び同条第2項第1号に定める事項(以下この(1)
において「決定事実」という。)を決定した理由又は同条第1項
第2号及び同条第2項第2号に定める事実(以下この(1)におい
て「発生事実」という。)が発生した経緯

b 決定事実又は発生事実の概要

c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し

d その他本所が投資判断上重要と認める事項

- (2) 第2条第1項第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集
株式等の割当を行うときの開示は、次のaからdまでに掲げる内容
を含めるものとする。

a 割当を受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した
内容

b 次の(a)及び(b)に掲げる事項((b)に掲げる事項については、本
所が必要と認める場合に限る。)

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

(b) 払込金額が割当を受ける者に特に有利でないことに係る適法
性に関する監査役又は監査委員会の意見等

c 企業行動規範に関する規則第2条に定めるところにより同条各
号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし

書の規定の適用を受ける場合は、その理由)

2 第2条（会社情報の開示）第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。ただし、第1項第1号1に規定する上場外国会社（本所が必要と認める者に限る。）については、本所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第1号bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

cの2 第1号cの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該分割による当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該分割による当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

dの2 第1号eに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該解散による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e 第1号fに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

f 第1号gに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新た

に取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

- ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)において同じ。）を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

- イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

g 第1号hに掲げる事項

次の(a)から(h)まで（子会社が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。）に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の

30に相当する額未満であること。

- (b) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 上場会社の最近事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額）が上場会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 上場会社の最近事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社に対する売上高の見込額）が上場会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(g) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。

(h) 孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この(h)において同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

h 第1号 i に掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満である

と見込まれること。

i 第1号jに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号mに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

l 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該子会社等に係る最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 当該子会社等の最近事業年度の売上高が連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 当該子会社等の最近事業年度の経常利益金額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 当該子会社等の最近事業年度の当期純利益金額が連結会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

m 第1号qに掲げる事項

当該子会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとするものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第2号bに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは

一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。) の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により給付する財産の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第2号cに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ

ること。

- (b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第2号dに掲げる事実

- (a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該

処分による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号hに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金，貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金，貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金，貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

f 第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には，当該債務の額）が最近連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当す

る額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

2の2 第2条（会社情報の開示）第6項関係

第2条第6項に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、最近事業年度の末日からさかのぼって1か年における本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（最終値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。）をいう。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、最近事業年度の末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（最終値段をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。）をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。ただし、本所が当該投資単位を適当でないとする場合には、本所がその都度定める投資単位とする。

2の3 第2条（会社情報の開示）第6項の2関係

第2条第6項の2ただし書に規定する本所が定める場合とは、上場株券（外国会社を除く。）の発行者が第2条第1項第3号の規定に基づき事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、公益財団法人財務会計基準機構の会員マークを表示している場合をいう。

2の4 第2条（会社情報の開示）第7項関係

(1) 第2条第7項に規定する「本所が定める有価証券」とは、上場会社が第三者割当により発行する次のaからcまでに掲げる有価証券をいう。

a 新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。）

b 新株予約権証券

c 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。）

(2) 第2条第7項に規定する「本所が定める発行条件」とは、上場会社が発行するCB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下この2の4において「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件をいう。

2の5 第2条（会社情報の開示）第8項関係

(1) 第8項に規定する「本所が定める支配株主等に関する事項」とは、次のaからfまでに定める事項をいうものとする。

- a 親会社等の商号又は名称，上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の商号又は名称
- b 親会社等が複数ある場合は，親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等であると認められるときは，そのすべての会社）の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由（影響が同等であると認められるときは，その理由）
- c 親会社等（親会社等が複数あるときは，親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし，その影響が同等であると認められるときは，いずれか一つの会社をいうものとする。）が1(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には，当該ただし書の適用を本所に認められた理由
- d 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係
- e 支配株主等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表規則第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち，次の(a)から(c)までに掲げる者との取引に関する事項（上場外国会社にあつてはこれに相当する事項）をい

う。)

(a) 親会社等

(b) 支配株主（親会社を除く。）及びその近親者

(c) 前(b)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

f 有価証券上場規程取扱要領11の4(1)又はJASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「JQ有価証券上場規程取扱要領」という。）21(1)に規定する指針（第4条の5の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。）に定める方策の履行状況

(2) 前(1)の規定にかかわらず、継続開示会社等（継続開示会社及びJQ有価証券上場規程取扱要領17(2)d(d)口の確約の対象である会社をいう。）でない親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社）をいう。以下この(2)において同じ。）を有するJASDAQの上場会社における第8項に規定する「本所が定める支配株主等に関する事項」は、前(1)aからfまで（aのうち、親会社等が発行する株券が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の商号又は名称を除く。）に定める事項のほか、親会社等に関する次のa及びbに定める事項をいうものとする。

a 親会社等が継続開示会社等ではない旨

b 親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係

2の6 第3条の2（調査委員会の設置）第1項関係

第1項に規定する「照会事項」には、次に掲げる場合を含むものと

する。

- (1) 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」(株券上場審査基準の取扱い2(8)aに規定する虚偽記載をいう。)を行った場合
- (2) 上場会社において、反社会的勢力の介入が認められるなど金融商品市場の信用を失墜させるような企業不祥事が起こった場合
- (3) その他公益又は投資者保護のため本所が必要と認めた場合

2の7 第3条の2(調査委員会の設置)第3項関係

第3項に規定する報告書には、上場有価証券の発行者の当該報告書に対する見解を記載した書面を添付するものとする。

3 削 除

4 第4条の3(情報取扱責任者の届出)関係

第4条の3に規定する情報取扱責任者は、上場会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準じる役職の者のうちから選定するものとする。

4の3 第4条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)第2項関係

第2項に規定する「本所が定める事項」とは、有価証券上場規程取扱要領11の4(1)又はJQ有価証券上場規程取扱要領21(1)に掲げる事項のうち資本構成及び企業属性に関する事項をいうものとする。

5 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

- (1) 第1項に規定する本所が定める基準は、1(1)に規定する基準(同(1)a及び1を除く。)をいうものとする。
- (2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会(協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)

において同じ。)で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について開示を行う場合には、当該通知書の提出を要しないものとし、上場外国会社又は第1項第10号に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国株預託証券等の発行者である場合には、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからoまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからoまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、電子開示手續(法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (a) 募集又は売出しの日程表 | 確定後直ちに |
| (b) 有価証券届出効力発生通知書の写し | 交付後直ちに |
| (c) 目論見書(届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。) | |

この場合において、上場会社は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

作成後直ちに

- | | |
|----------------------------------|--|
| (d) 安定操作取引関係者(施行令第20条第3項各号に規定する安 | |
|----------------------------------|--|

定操作取引の委託等を行うことができる者をいう。)のリストの
写し

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引
を行うことができる期間の初日の前日まで

(e) 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

b 第2条第1項第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行
登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した
場合には、(a)ロに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子
開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出
した場合には、(a)ハに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 発行登録に関する次の書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 交付後直ちに

ロ 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書及びこれらの訂正
事項分を含む。） 作成後直ちに

ハ 発行登録追補目論見書 作成後直ちに

ニ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに

ホ 発行登録取下届出書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 需要状況の調査の開始に関する次の書類本所所定の「需要状
況の調査開始通知書」

決定後直ちに（調査開始日の前日まで）

c 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)に掲げ
る書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次
の(a)から(c)までに掲げる書類

(a) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表

- 確定後直ちに
(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 受領後直ちに
(c) 有価証券通知書及び変更通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

c の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 d の 3 に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

- (a) 発行登録に関する次のイからハまでに掲げる書類

- イ 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに
ロ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
ハ 発行登録取下届出書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

- (b) 需要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類

本所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」 決定後直ちに（調査開始日の前日まで）

d 第 2 条第 1 項第 1 号 e に掲げる事項

株式の分割又は併合日程表 確定後直ちに

d の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 f に掲げる事項

臨時計算書類を作成した場合は、臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 作成後直ちに

d の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 f の 2 に掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 株式交換契約書の写し 契約締結後直ちに
(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法

定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

- (c) 株式交換日程表 確定後直ちに
- (d) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 株式交換の効力発生日以後速やかに
- (e) 他の会社を完全子会社とする株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有する者が、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

- (f) 他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合(当該他の会社(非上場会社である場合に限る。)又は当該他の会社の親会社(非上場会社である場合に限る。)の株券について株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条に係る上場申請が行われるときに限る。)又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(b)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 会社法第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の

写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 株式移転日程表 確定後直ちに

(c) 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有する者が、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条に係る上場申請が行われるときに限る。）

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

取締役会決議後遅滞なく

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 合併契約書の写し 契約締結後直ちに

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c) 合併日程表 確定後直ちに

(d) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し 合併の効力発生日以後速やかに

(e) 他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。）

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有する者が、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(f) 他の会社と合併する場合であって上場会社が当該合併により解散するとき（新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は存続会社の親会社である非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条に係る上場申請が行われるときに限る。）又は非上場会社を吸収合併する場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」

決議又は決定後遅滞なく

eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、上場外国会社である場合には、(a)及び(c)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(e)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 吸収分割の場合には、分割契約書の写し

契約締結後直ちに

(b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(c) 分割日程表

確定後直ちに

(d) 会社法第791条第2項, 第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

分割の効力発生日以後速やかに

(e) 分割により承継される事業及び相手会社等について記載した本所所定の「会社分割概要書」 決議又は決定後遅滞なく

(f) 他の上場会社と吸収分割を行う場合又は他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 当事会社以外の者であって, 企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが, 当該分割に係る株式の割当比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

(g) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法第784条第3項, 第796条第3項若しくは第805条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。）

前(f)に規定する書面

作成後直ちに

e の 3 第2条第1項第1号hに掲げる事項

非上場会社から事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「事業の譲受け（譲渡）概要書」 決議又は決定後遅滞なく

この場合において, 上場会社は, 当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 4 第2条第1項第1号1に掲げる事項

本所が定めるところにより作成する「異動子会社に関する概要書」

この場合において, 上場会社は, 当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

子会社の異動後遅滞なく

e の 5 第 2 条第 1 項第 1 号 m に掲げる事項

非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合

本所が定めるところにより作成する「事業上の固定資産の譲受け(譲渡)概要書」 決議又は決定後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

e の 6 第 2 条第 1 項第 1 号 s に掲げる事項

本所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等（以下この5において「株券等」という。）の同項に規定する公開買付け（以下この5において「公開買付け」という。）により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって本所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

e の 7 第 2 条第 1 項第 1 号 t に掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付け者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の支配株主である場合は、当該会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

する。

- e の 8 第 2 条第 1 項第 1 号 v に掲げる事項（本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役の異動の場合に限る。）

本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」

異動後直ちに

- f 第 2 条第 1 項第 1 号 a d に掲げる事項（社債権者集会の招集に限る。）

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ決議後遅滞なく

- f の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 a i に掲げる事項

(a) 変更後の定款

変更後遅滞なく

(b) 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合

取締役会決議通知書又は決定通知書

決議又は決定後直ちに

この場合において、上場会社（上場外国会社を除く。）は、(a) に掲げる書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- g 第 2 号に掲げる事項

株式の種類変更日程表及び変更内容説明の通知書

確定後直ちに

- h 第 3 号に掲げる事項

割当確定日及び内容説明の通知書

確定後直ちに

- i 第 4 号に掲げる事項

割当確定日及び内容説明の通知書

確定後直ちに

j 第5号に掲げる事項

信託契約，発行契約又は社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更に係る契約書の写 契約変更後直ちに

k 第7号に掲げる事項

基準日（記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には，株主名簿の閉鎖期間又は基準日，無記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には，株券供託期間，配当金支払日等の権利確定のための期間又は期日）に関する日程表

当該期日（上場外国会社の場合には，当該期間の初日又は期日）の3週間前（3週間前より後に決議又は決定を行った場合は，決議又は決定後直ちに）（上場外国会社が当該期限前に提出することが困難な場合には，本国等において要する提出の期限によることができる。）

l 第8号に掲げる事項

- (a) 預託証券の募集又は売出しの日程表 確定後直ちに
- (b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 交付後直ちに
- (c) 目論見書（届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。）

この場合において，上場会社は，当該目論見書（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

作成後直ちに

- (c)の2 安定操作取引関係者（施行令第20条第3項各号に規定する安定操作取引の委託等を行うことができる者をいう。）のリストの写し

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引を行うことができる期間の初日の前日まで

- (d) 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(e) 発行登録に関する次の書類

- イ 発行登録効力発生通知書の写し 交付後直ちに
 - ロ 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。） 作成後直ちに
 - ハ 発行登録追補目論見書 作成後直ちに
 - ニ 発行登録通知書の写し 閣総理大臣等に提出後直ちに
 - ホ 発行登録取下届出書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに
- へ 発行登録を行っている場合で、募集に係る投資者の需要状況の調査の開始を決定したとき本所所定の「需要状況の調査開始通知書」 決定後直ちに（調査開始日の前日まで）

m 第9号に掲げる事項

次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」

(a) 記載事項

- イ 氏名
- ロ 住所
- ハ 上場会社との関係

(b) 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

n 第10号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」

イ 記載事項

上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者

の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

- (b) 発行価格若しくは売出価格（他の種類の株式への転換が行われる株式（これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格，新株予約権又は新株予約権付社債（新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。）にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）が決定された場合

次に掲げるところによる「発行価格（売出価格）通知書」

イ 記載事項

(イ) 発行価格又は売出価格

(ロ) 発行価額又は売出価額の総額

ロ 提出時期

発行価格又は売出価格の決定後直ちに

- (c) 前(b)の規定にかかわらず，発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」及び「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

イ 「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」

(イ) 記載事項

i 算式表示（開示府令第1条第30号に規定する算式表示をいう。以下同じ。）による発行価格又は売出価格

ii 発行価額又は売出価額の総額の見込額

(ロ) 提出時期

算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

(イ) 記載事項

i 発行価格又は売出価格の確定値

ii 発行価額又は売出価額の総額

(ロ) 提出時期

発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

o 第11号に掲げる事項

「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」 作成後直ちに

(4) 第5号に規定する「その他本所が必要と認める委託契約」には次に掲げる契約を含むものとする。

a 発行事務委託契約

b 期中事務委託契約

(5) 第11号に規定する「本所が定める者」とは次に掲げる者をいうものとする。

a 上場会社

b 本所又はその他の国内の金融商品取引所の取引参加者

c 反社会的勢力の関与に係る上場廃止基準を有している金融商品取引所において株券を上場している会社

(6) 第12号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a 決算取締役会決議事項（本所所定の「決算取締役会決議通知書」に記載して提出すること。）。ただし、上場外国会社には適用しない。

b 臨時株主総会の招集

c 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換条件又は新株予約権の内容の変更

d 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の取得条件の変更

e 基準日の設定の中止

- f 優先株，子会社連動配当株（発行者がその連結子会社の業績，配当等に応じて株主に剰余金の配当を支払うことを内容とする種類株をいう。）又は優先出資証券の累積未払配当金があるときは，支払配当の見込額（権利確定日の2週間前に通知のこと。）
 - g 新株の発行を伴わない資本金の額の増加
 - h 株式取扱規則の変更（変更後の株式取扱規則を提出すること。）
 - i 株主名簿管理人の設置，変更
 - j 失権株の処理
 - k 目的及び本店所在地の変更
 - l 削除
 - m 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式（会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。）又は取締役選任権付種類株式（会社法第108条第1項第9号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式をいう。）の発行
- (7) 第2項に規定する書類の提出は，次のaからeまでに定めるところにより行うものとする。
- a 第2条第1項第2号mに規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合

最近事業年度の末日における債務の総額，債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面

当該合意後直ちに
 - b 第2条第1項第2号rに規定する事実が発生した場合

変更後の株主間基本協定書の写し

受理後遅滞なく
 - c 第2条第1項第2号sに規定する事実が発生した場合

- 当該期限の利益の喪失に係る通知書の写し 受理後遅滞なく
- d 第2条第1項第2号sの2に規定する事実が発生した場合
社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の
決議通知書の写し それぞれ受理後遅滞なく
- e 第2条第1項第2号uに規定する内閣総理大臣等の承認を受け
た場合
当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し

受理後遅滞なく

- (8) 第3項に規定する「本所が必要と認める書類」とは、上場債券の
発行者（国，地方公共団体及び本所へ有価証券報告書の写しの提出
を行うこととされている者を除く。）に係る事業年度の財務計算に関
する書類をいうものとし，当該発行者は，毎事業年度の決算確定後
遅滞なく当該書類を本所に提出するものとする。

6 第6条（権利確定のための期間又は期日の届出及び公告）関係

- (1) 第1項に規定する期間又は期日は，記名式の株券を発行している
上場外国会社の場合には，株主名簿の閉鎖期間又は基準日，無記名
式の株券を発行している上場外国会社の場合には，株券供託期間，
配当金支払日等をいうものとする。ただし，上場外国株預託証券等
の発行者である場合には，上場外国株預託証券等に関しこれらに準
ずる期間又は期日をいうものとする。

- (2) 第6条第1項ただし書に規定する「本所が別に定める場合の公告」
とは，次に掲げるものとする。

- a 株主総会における議決権を行使する者を確定するために一定の
期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告。ただし，
議決権を行使するために必要な書類が当該総会開催日前に株主
に交付される場合に限る。

- b 配当を受ける者を確定するための一定の期間又は期日があらか

じめ定められている場合の当該期間又は期日の公告

c 本邦内において行使することが不可能又は著しく困難な権利のうち、特にその経済的価値が低いと本所が認めたものを行行使する者を確定するために、一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告

d 公告すべき内容に相当する内容について本所が定める方法により開示した場合の当該内容の公告

(3) 第6条の規定により上場外国会社が行う公告は、内国株券の発行者である上場会社が行う公告に準じて行うものとする。

7 第7条（上場申請の手続）関係

(1) 第7条の規定により、上場外国会社が行う上場申請の手続は、当分の間、当該上場外国会社の上場株式と同一種類の株式（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等に表示される権利に係る株式と同一種類の株式に係る権利を表示する外国株預託証券等）について行えば足りるものとする。

(2) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、発行される外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の数。この(2)において同じ。）又は新株予約権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(3) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場の申請を行うものとする。

(4) 上場外国会社は、株式買取権証書の発行及びストック・オプション

ンの付与又はこれに類するものの付与を決議した場合その他の新たに発行される外国株券（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等）について発行の都度上場申請を行うことが困難な場合には、当該株式買取権証書の買取権の行使等によって発行することとなる株式数（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の数）について、原則として、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(5) 上場外国会社は、記名株式及び無記名株式の間の転換等により上場株式数又は上場外国株預託証券等の数を変更する場合には、遅滞なく変更上場申請の手続を行うものとする。

(6) 上場外国株預託証券等の発行者は、新たに外国株券（上場外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券と権利関係が同一である株式に限る。）を発行する場合には、当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の数について、原則として、一括して上場申請の手続を行うものとする。

8 第7条の2（自己株式取得の状況に関する報告等）関係

第7条の2第1項（第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面には、第7条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び自己株式の取得の状況を記載するものとする。

9 第8条（新株予約権の行使の通知等）関係

(1) 第8条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 上場株式数等報告書

(a) 上場会社（本所が適当と認める上場外国会社を除く。）の場合
合（月間報告） 翌月初

(b) 上場外国会社（本所が適当と認める上場会社に限る。）の場合
合（年間報告） 事業年度開始後遅滞なく

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、上場優先株等又は上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の発行総額の10%以上となった場合
その都度遅滞なく

(b) 上場新株予約権付社債等の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は他の種類の株式への転換が行われる上場株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合 直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(d) 上場している新株予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合
その都度直ちに

(2) 第8条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 期中償還請求権行使報告書 期中償還請求期間満了後直ちに

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

むものとする。

- (1) 株主総会招集通知書及びその添付書類
- (2) 株主総会決議通知書（株主総会決議の内容が本所に提出する他の書類に記載されている場合を除く。）

13 第14条（本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出）関係

- (1) 第14条の規定において本所が指定する書類とは，次に掲げるものとする。
 - a 募集又は売出しに係る登録届出書写し（訂正届出書写しを含む。）
 - b 年次報告書，半期報告書，四半期報告書及び臨時報告書の写し（これらの訂正報告書写しを含む。）
- (2) 第14条の規定により上場外国会社が本所に提出する書類には，その訳文を付することを要しないものとする。

14 第15条（その他書類の提出）関係

第15条の規定に基づき請求する書類には，次の(1)から(4)までに掲げる書類を含むものとする。

- (1) 各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場種類株の分布状況表（事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）。ただし，上場外国会社（JASDAQの上場会社を除く。）である場合には，提出を要しないものとし，JASDAQの上場外国会社である場合は，事業年度経過後6か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。
- (2) 上場会社が発行者である有価証券の外国の金融商品取引所における上場（外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。）若しくは上場廃止

(外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。)に関する報告書(上場会社が発行者である有価証券が外国の金融商品取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合)

(3) 上場会社(上場外国会社を除く。)が、その発行する株券(種類株を除く。)について、単元株式数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

(4) 株券上場審査基準第4条第3項又はJQ有価証券上場規程第15条の規定の適用を受けて株券を上場した会社(外国会社を除く。)である場合には、次のaからcまでに掲げる区分に従い、当該aからcまでに定める書面(法定事後開示書類)の写し

この場合において、上場会社は、上場後速やかに当該書類を提出するものとし、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 株券上場審査基準第4条第3項第1号又はJQ有価証券上場規程第15条第1号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第1号又は第815条第3項第1号に規定する書面

b 株券上場審査基準第4条第3項第3号又はJQ有価証券上場規程第15条第3号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第3号又は第815条第3項第3号に規定する書面

c 株券上場審査基準第4条第3項第5号又はJQ有価証券上場規程第15条第5号の規定の適用を受けた会社

会社法第801条第3項第2号又は第815条第3項第2号に規定する書面

15 削 除

16 第17条（株式事務代行機関への委託）関係

第17条の規定による委託が行われた場合には，株式事務代行委託契約書写を契約締結後遅滞なく提出するものとし，株式事務代行機関を変更した場合にも同様とする。

17 第18条（適切な株式事務及び配当金支払事務の確保）関係

(1) 第18条に規定する株式事務には，次に掲げる通知を外国株券等実質株主に対して行うことを含むものとする。ただし，上場外国会社が株主（上場外国株預託証券等の発行者である場合には，上場外国株預託証券等の所有者を含む。）に対して当該通知を行なわない場合はこの限りでない。

a 剰余金配当，新株予約権の付与その他株主の権利又は利益に関する上場外国会社（上場外国株預託証券等の発行者である場合には，上場外国株預託証券等に係る預託機関等を含む。）による措置に係る通知

b 年次報告書，半期報告書，四半期報告書等の事業報告書（半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。）の通知。
この場合において，当該報告書は，本所が定めるところにより，要約して作成し又は他のもので代替することができるものとする。

(2) 前(1)に規定する通知は，本所の承認を得て，本邦内における公告（6(3)に定める公告に準じて行うものとする。），株式事務取扱機関等に備え置く方法その他本所が定める方法により行うことができるものとする。

18 第20条（会社の代理人等の選定）関係

(1) 第20条に規定する代理人は、原則として当該上場外国会社の役職員から選定するものとする。ただし、役職員からの選定が困難な場合には、本所の承認する者とする。

(2) 第20条に規定する代理人又は代表者（以下「代理人等」という。）の選定が行われた場合には、速やかに代理権又は代表権の付与を証する書面を提出するものとし、代理人等を変更した場合にも同様とする。

19 第21条（新規上場申請書類等の公衆縦覧）関係

第21条に規定する「有価証券上場規程第3条又はJQ有価証券上場規程第4条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、有価証券上場規程取扱要領9(2)又はJQ有価証券上場規程取扱要領10(2)に規定する書類をいうものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の3(2)の規定は、改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する募集又は売出しについて適用する。この場合において、当該募集又は売出しに係る上場有価証券の発行者の決議又は決定等を行った日が施行日前である場合には、施行日に当該決議又は決定等に係る3(1)の通知書を提出したものとみなす。

付 則

この取扱いは、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成9年6月1日から施行する。ただし、改正後の7(2)及び9(1)の規定は、同年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成8年1月1日改正付則の規定にかかわらず、改正後の1(3)の規定は、持株会社の子会社である上場会社に適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成11年9月1日から施行する。
- 2 平成12年4月1日前に開始する中間連結会計期間に関する改正後の1(3)の規定の適用については、同号中「連結会計年度若しくは中間連結会計期間」とあるのは「連結会計年度」とする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の7(3)の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 改正後の8の規定にかかわらず、商法等改正法附則の規定に基づき取得する自己株式又は同附則の規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする（改正前8(1)を除く。）。

付 則

この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年2月1日から施行する。
- 2 平成17年3月30日までに終了する事業年度における改正後の2の2に規定する開示については、企業集団の売上高等の開示に代えて、当該上場会社の売上高等の開示とすることができるものとする。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。なお、この改正規定は、施行期日を同じくする「新市場部銘柄の承継に関する有価証券上場規程並びにニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の特例の制定等」の施行に次いで改正するものとする。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年5月8日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2の2の規定は、この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。）における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当する上場会社については、適用しない。
 - (1) 施行日以後に上場申請が行われて新たに上場会社となった者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けた者（同項各号に規定する上場会社のいずれかが前項ただし書の規定の適用を受けていた場合に限る。）を除く。）

(2) 施行日以後に指定の申請が行われて市場第二部銘柄から市場第一部銘柄に指定された銘柄の上場会社

4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成16年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，本所が定める日から施行する。

付 則

1 この取扱いは，平成17年2月1日から施行する。

2 改正後の1の3(3)，14d及びf並びに平成8年1月1日改正付則の規定は，平成17年3月1日以後の開示から適用する。ただし，改正後の1の3(3)cの規定は，平成17年3月1日以後に終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。

3 この取扱い施行の日において現に上場会社である会社は，改正後の2の4(1)a及びbに規定する事項（同(2)の規定に該当するヘラクレスの上場会社にあつては，同(2)aを含む。）その他本所が必要と認める事項を記載した書面を，平成17年2月28日までに本所に提出するものとする。

付 則

この取扱いは，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成18年3月1日から施行する

付 則

1 この取扱いは，平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，本所が指定する銘柄に関するこの取扱いの適用については，本所が銘柄ごとに定める日までは，なお従前

の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた株式交換、株式移転、合併及び会社の分割に係る本所への書類の提出については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1第3号c及び2の6の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書等については、改正前の10の2の規定は、なおその効力を有する。

付 則

この取扱いは、平成20年12月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の2の5(1)fに規定する取引のうち、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前に行われたもの及び改正後の同gに定める履行状況のうち同日以前に係るものについては、改正後の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第8項に基づく開示の対象としないことができる。
- 3 改正後の5(3)a(f)の規定は、この施行日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

付 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この取扱いの施行の前日においてヘラクレスのグロースに上場している上場内国会社にあっては、14(1)に規定する株式の分布状況表及び上場種類株の分布状況表の提出については、平成26年3月末日までに終了する事業年度において、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

企業行動規範に関する規則の取扱い

1 第2条（第三者割当に係る遵守事項）関係

(1) 第2条に規定する「本所が定める議決権の比率」とは、次の算式により算出するものとする。

算式

$$(A \div B) \times 100 (\%)$$

算式の符号

A 当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権の数（当該募集株式等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数を含む。）

B 当該第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数

(2) 前(1)の規定にかかわらず、当該第三者割当の払込金額の算定方法及び割当の態様等を勘案して本所が同(1)に定める算式により算出した値によることが適当でないとした場合の第2条に規定する議決権の比率については、本所がその都度定めるところによるものとする。

(3) 第2条に規定する「当該割当の緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合」とは、資金繰りが急速に悪化していることなどにより同条各号に掲げる手続のいずれも行うことが困難であると本所が認めた場合をいう。

2 第4条（MSCB等の発行に係る遵守事項）関係

(1) 第1項に規定する「本所が必要と認める措置」とは、上場会社がMSCB等（会社情報の適時開示等に関する規則第2条第7項に規定するMSCB等をいう。以下同じ。）を買い受けようとする者（以下「買受人」という。）と締結する契約（以下「買取契約」という。）

において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株式数（以下「行使数量」という。）が当該M S C B等の発行の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等（会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2の4(2)に規定する新株予約権等をいう。）の転換又は行使（以下「制限超過行使」という。）を行うことができない旨その他次の(4)に規定する内容を定めることをいう。

(2) 前(1)に規定する行使数量について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより計算するものとする。

a 当該M S C B等を複数の者が保有している場合 当該複数の者による新株予約権等の行使数量を合算する。

b 当該M S C B等以外に当該上場会社が発行する別のM S C B等で新株予約権等を転換又は行使することのできる期間（以下「行使可能期間」という。）が重複するもの（以下「別回号M S C B等」という。）がある場合 当該M S C B等と当該別回号M S C B等の新株予約権等の行使数量を合算する。

(3) (1)に規定する上場株式数について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより取り扱うものとする。

a 当該M S C B等の発行の払込日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合 上場株式数に公正かつ合理的な調整を行う。

b 当該上場会社が当該M S C B等を発行する際に別回号M S C B等がある場合 当該別回号M S C B等に係る(2)及び前aの規定に基づく上場株式数とする。

(4) (1)に規定する買取契約において定める内容は、次のaからdまでに掲げる内容をいう。

a 上場会社は、M S C B等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。

- b 買受人は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の転換又は行使に当たっては、あらかじめ、上場会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
 - c 買受人は、当該M S C B等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場会社との間で前bの内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも前bの内容を約させること。
 - d 上場会社は、前cの転売先となる者との間で、a及びbの内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にもa及びbの内容を約すること。
- (5) (1)に規定する買取契約には、次のaからeまでに掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。
- a 対象株券等（新株予約権等の転換又は行使により交付される株券等をいう。以下同じ。）が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」という。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - b 上場会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
 - c 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間（対象株券等が他の金融商品取引所に上場されている場合であって、当該金融商品取引所の規則に定めるところにより監理銘柄又は整理銘柄（これらに相当するものを含む。以下このcにおいて同じ。）に指定されているときは、当該監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間を含む。）

- d 新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合
 - e 新株予約権等の行使可能期間の最終2か月間（MSCB等の発行時の行使可能期間が2年以上の場合に限る。）
- (6) 第2項に規定する「本所が適当と認める場合」とは、次のaからdまでに掲げるすべての要件を満たす場合その他本所が適当と認める場合をいう。
- a 業務提携又は資本提携のためにMSCB等を発行すること。
 - b 上場会社と買受人との間で対象株券等（新株予約権等の転換又は行使により交付される株券等をいう。以下同じ。）について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表されること。
 - c 当該買受人が、当該保有を約した期間中において当該対象株券等に係る株券等貸借取引を行わないこと。
 - d 当該買受人が、当該買受け（買受けを行うことを決定している場合を含む。）後から当該保有を約した期間が終了するまで当該株券等に係る店頭デリバティブ取引を行わないこと。

3 第7条（独立役員の確保）関係

- (1) 第2項に規定する独立役員の確保については、次のa及びbに定めるところによる。
- a 上場内国会社は、独立役員に関して記載した本所所定の「独立役員届出書」を本所に提出するものとする。
 - b 上場内国会社は、前aに規定する「独立役員届出書」を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (2) 上場内国会社は、前(1)に規定する「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を本所に提出するものとする。この場合において、当該上場内国会社は、当該変更内容を反映した「独立役員届出書」を本所が公衆の縦覧に供することに同意

するものとする。

3の2 第12条の2（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）関係
第1項各号に規定する「本所が定める者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社を除く。）
- (2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者
- (3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者
- (4) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前(3)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）

4 第14条（反社会的勢力の排除）関係

第14条に規定する「上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係」とは、次の(1)及び(2)に掲げる関係をいう。

- (1) 次のaからdまでに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この(1)において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
 - a 上場会社
 - b 上場会社の親会社等
 - c 上場会社の子会社
 - d 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- (2) 前(1)のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与して

いる関係

5 第19条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係

第19条に規定する「本所が定める事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

- (1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日に定めないこと。
- (2) 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- (3) 株主総会の招集の通知及び会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第36条の2に規定する参考書類（以下「招集通知等」という。）を、招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (4) 招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (5) 株主（当該株主が他人のために株式を有する者である場合には、当該株主に対して議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を有する実質的な株主を含む。次の(6)において同じ。）が電磁的方法により議決権（議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を含む。次の(6)において同じ。）の行使を行うことができる状態に置くこと。
- (6) その他株主の株主総会における議決権の行使を容易にするための環境整備に向けた事項

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の3(1)aの規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に内国株券の上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に内国株券の上場を申請した者は、改正後の3(1)aに規定する独立役員届出書を、平成22年3月31日までに（同日までに当該内国株券が上場していない場合にあつては、上場日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該書面上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 施行日において現に上場されている上場内国会社は、改正後の3(1)aに規定する独立役員届出書を、平成22年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該上場内国会社は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則

(目的)

- 第1条 この規則は、上場会社（有価証券上場規程第2条第2項及びJASDAQにおける有価証券上場規程第3条第2項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）が行う第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）により割り当てられた株式の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。
- 2 この規則のうち、次項に掲げる規定以外の規定の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。
- 3 この規則のうち、第4条及び第5条（準用する場合に限る。）の規定の変更は、自主規制委員会の決議により行う。
- 4 第2項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(適用除外)

- 第1条の2 この規則の規定は、その他本所が別に定める株式については適用しない。

(第三者割当による募集株式の割当を行う場合における確約の締結)

- 第2条 上場会社は、第三者割当による募集株式（適時開示等規則第5条第1項第4号に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。以下同じ。）の割当を行う場合には、割当を受けた者との間で、書面により、募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要

と認める事項の確約を行うものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第3条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当を受けた者が確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(委任規定)

第4条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が規則により定める。

付 則

この規則は、平成元年4月1日から施行し、上場会社が同日以後に行う第三者割当その他の募集によらない新株発行について適用する。

付 則

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成11年7月1日から施行し、同日以後に効力の発生する第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集による新株の発行から適用する。

付 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権については、なお

従前の例により取り扱うものとする。

- 3 この規則の施行の日から当分の間、改正後の第1条の2の適用については、「役員若しくは従業員又は子会社の役員若しくは従業員へのストック・オプションとしての発行した新株予約権の行使により」とあるのは「役員若しくは従業員又は子会社の役員若しくは従業員へのストック・オプションとしての発行した新株予約権の行使により又は商法等の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第9条若しくは商法等改正法附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号）第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）第8条第1項の規定による決議に基づき」と読み替える。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行し、同日前に上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第1号に基づき提出される書類に記載される自己株式の処分については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてJASDAQ又はNEOに上場する銘柄が、廃止前のJASDAQ等における第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の特例第3条の規定に基づき締結している確約について

は、施行日以後、第2条に基づき締結している確約とみなして取り扱うものとする。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の 取扱い

(目 的)

第1条 この取扱いは、第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則（以下「第三者割当規則」という。）に基づき、本所が定める事項並びに第三者割当規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(適用除外の取扱い)

第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「本所が別に定める株式」とは、割当の目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適当でないと本所が認めた新株をいうものとする。

(第三者割当による募集株式の割当を行う場合における確約の締結の取 扱い)

第2条 第三者割当規則第2条に規定する「募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

- (1) 割当を受けた者は、割当を受けた日から2年間において、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。
- (2) 上場会社は、割当を受けた者が前号に掲げる期間において割当株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を本所に報告すること。
- (3) 割当を受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式の譲渡を行った場合にはそ

の内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(4) その他本所が必要と認める事項

2 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当を行った場合には、第三者割当規則第2条に規定する確約を証する書面を、募集株式の割当後直ちに本所に提出するものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等の取扱い)

第3条 第三者割当規則第3条に規定する「必要な事項を記載した書面」とは、次の各号に掲げる事項を記載した書面をいう。

- (1) 譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所
- (2) 譲渡の株式数又は譲渡優先出資口数
- (3) 譲渡日
- (4) 譲渡価格
- (5) 譲渡の理由
- (6) 譲渡の方法
- (7) その他本所が必要と認める事項

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。
- 2 この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてJASDAQ又はNEOに上場する銘柄が、廃止前のJASDAQ等における第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の特例の取扱い第3条第1項に定める書面による報

告及び同条第2項に定める書面の提出については、施行日以後、第2条第1項の規定に基づく報告及び同条第2項の規定に基づく書面の提出とみなして取り扱うものとする。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書

上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____ 印

代表者の

役職氏名 _____ 印

_____ は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請及び当該指定に係る審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い

1 第2条（指定の特例）関係

(1) 第1項に規定する「本所が適当と認めるもの」には、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準に該当しないことが見込まれるものを含むものとする。

(2) 第2項及び第3項の規定を適用する場合には、次のaからcまで（aの規定の適用に当たっては、2(2)の規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。

a 上場後最初に終了する事業年度の末日までに、浮動株式数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1号aに規定する浮動株式数をいう。）が上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1号aに定める株式数以上となる見込みのあること。

b 上場後最初に終了する事業年度の末日までに、株主数が上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1号bに定める人数以上となる見込みのあること。

c 上場後最初に終了する事業年度の末日までに、浮動株時価総額（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に規定する浮動株時価総額をいう。）が、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に定める額以上となる見込みのあること。

(3) 第4項の規定を新規上場申請者に係る株券に適用する場合には、次のaからgまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。

a 上場の時まで、浮動株式数（株券上場審査基準第4条第1項第1号aの浮動株式数をいう。以下次のbにおいて同じ。）が第

- 3条第1項第1号aに定める株式数以上となる見込みのあること。
- b 上場の時までには、浮動株式数が第3条第1項第1号bに定める比率以上となる見込みのあること。
- c 上場の時までには、株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号cに規定する株主数をいう。）が第3条第1項第1号cに定める人数以上となる見込みのあること。
- d 上場日における浮動株時価総額（株券上場審査基準第4条第1項第2号の浮動株時価総額をいう。）が第3条第1項第2号に定める額以上となる見込みのあること。
- e 上場日における上場時価総額（株券上場審査基準第4条第1項第3号に規定する上場時価総額をいう。）が250億円以上となる見込みのあること。
- f 上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額（株券上場審査基準第4条第1項第5号に規定する純資産の額をいう。）が、第3条第1項第5号に定める額以上であること。
- g 最近2年間の利益の額（株券上場審査基準第4条第1項第6号に規定する利益の額をいう。）が第3条第1項第6号に定める額以上であること又は時価総額（株券上場審査基準第4条第1項第7号に規定する時価総額をいう。）が第3条第1項第7号に定める額以上であること。

2 第3条（指定基準）関係

(1) 指定対象

- a 第3条に規定する「本所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、本所は、有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものと

する。

(a) 上場会社及びその資本下位会社等（株券上場審査基準の取扱い1(1)の規定のうち、「新規上場申請者」とあるのを「上場会社」と読み替えたものをいう。）により構成される上場会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときには、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。

イ 上場会社の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる見込みのあること。

ロ 上場会社の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益及び収支の水準の今後における回復が見込まれるなど当該状況の改善が認められること。

ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復若しくは改善が認められること。

(b) 上場会社の企業グループが、上場会社が相応の剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ 上場会社及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する次に掲げる事項

(イ) 当該上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 当該上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(e) (a)から前(d)までのほか、公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

b 第3条に基づく市場第一部銘柄指定は、市場第一部銘柄への指定に係る申請日の属する月の前月の末日現在において、その発行する株式中に上場後6か月以上を経過する銘柄がない場合には、これを行わないものとする。

(注) 「上場後6か月」の計算に当たり、上場手続等の事情により、上場日が月の初日とならなかった場合には、当該月の初日に上場

されたものとみなして計算する。

(2) 株式の分布状況

- a 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a (b) (浮動株式数及び株主数の算定の取扱い) の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- b 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a (c) (上場株式数の算定の取扱い) の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。
- c 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a (d) (株主数の算定の取扱い) の規定は、第 1 号 c に規定する株主数の算定について準用する。
- d 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) a (e) の規定は、第 1 号に規定する浮動株式数及び株主数の算定について準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) b の規定は、第 1 号に規定する浮動株式数及び株主数の算定について準用する。この場合において、「前 a (e) 又は (f) の規定により浮動株式数及び株主数の算定の基礎とした基準日等」とあるのは「最近の基準日等」と読み替える。
- f 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) c (a) (株主数の算定の取扱い) の規定は、上場会社が自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合に、第 1 号 c に規定する株主数の算定について準用する。この場合において、同 (a) 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。
- g 株券上場審査基準の取扱い 2 (1) d の規定は、第 1 号に規定する浮動株式数及び株主数の算定について準用する。この場合において、「株式の分布状況表」とあるのは「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」と読み替える。

(3) 第 2 号に規定する浮動株時価総額とは、次の a 又は b に掲げる区

分に従い、当該 a 又は b に定める価格に、前(2)に従い算定する浮動株式数を乗じて得た額をいう。ただし、本所が当該浮動株時価総額を適当でないとする場合には、本所がその都度定める浮動株時価総額とする。

a 公募又は売出しを行う場合

当該公募又は売出しの見込み価格と本所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券の最低価格（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（最終値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。）をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。以下同じ。）のうち最低の価格（外国会社の場合には、これに相当する価格）をいう。次の b において同じ。）のいずれか低い価格

b 前 a 以外の場合

本所が市場第一部銘柄の指定を承認する日の前々日以前1か月間における当該株券の最低価格

(4) 売買高

a 第3号 a に規定する「本所のみを上場されている株券」とは、東京証券取引所又は名古屋証券取引所以外の金融商品取引所と本所に上場されている場合を含む。ただし、売買高については、本所における売買高をいうものとする。

b 第3号に規定する「最近3か月間及びその前3か月間のそれぞれの期間における月平均売買高」とは、一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月間を前半3か月間及び後半3か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄（当該銘柄に係る新たに発行された株券等を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

c 一部指定申請日を含む月の前月の末日以前6か月以内に1単位当たりの株券等の数に変更されている場合には，当該変更前については当該変更前の単元株式数，当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき，第3号に規定する売買高を算定するものとする。

(5) 上場時価総額

第4号に規定する上場時価総額とは，(3) a 又は b に掲げる区分に従い当該 a 又は b に定める価格に一部指定日において見込まれる上場株式数を乗じて得た額に，当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（本所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。ただし，本所が当該上場時価総額を適当でないとする場合には，本所がその都度定める上場時価総額とする。

(6) 純資産の額

第5号に規定する純資産の額については，株券上場審査基準の取扱い2(5)（純資産の額）の規定を準用する。この場合において，同(5)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「直前事業年度の末日」と，「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

(7) 利益の額

a 第6号に規定する「最近」の起算は，直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。（以下，「最近」の起算については，この取扱いにおいて同じ。）

b 第6号に規定する利益の額については，株券上場審査基準の取扱い2(6) b から f まで，h から j まで（利益の額）の規定を準用する。この場合において，これらの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と，「上場申請日の属する事業年度の初

日」とあるのは「一部指定申請日の属する事業年度の初日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「一部指定申請日の直前事業年度の末日（一部指定申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の直前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(8) 時価総額

a 第7号に規定する「時価総額」とは、第4号に規定する上場時価総額に、当該上場会社が発行するその他のすべての株式（国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。）に係る時価総額（本所が定めるところにより算定する。）を加えた額をいう。

b 株券上場審査基準の取扱い2(7)b及びbの2の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

c 株券上場審査基準の取扱い2(6)d及びeの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

d 株券上場審査基準の取扱い2(6)fからjの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「基づいて算定される利益の額」とあるのは「掲記される売上高」と読み替えるものとする。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

a 第8号に掲げる財務諸表等及び四半期財務諸表等につき公認会計士又は監査法人の監査又は四半期レビューを受けていない事業年度、連結会計年度、四半期会計期間又は四半期連結会計期

間がある場合には、当該事業年度、連結会計年度、四半期会計期間又は四半期連結会計期間を除くものとする。

- b 株券上場審査基準の取扱い2(8)aからc及びg(虚偽記載又は不適正意見等)の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い2(8)b中「上場審査」とあるのは「指定審査」と、同取扱い2(8)c(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は四半期レビュー報告書」と、同取扱い2(8)c(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)
- 又は四半期レビュー報告書」と、同取扱い2(8)c及びg中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1(3)eからhまでの規定は、この取扱い施行の日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 この取扱いの施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当(この取扱い施行の日以後に行うものに限る。)は、株式分割とみなして改正後の1(3)e、g及びhの規定を適用する。
- 4 この取扱いの施行前に行われた準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の1(5)bの規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の取扱いを適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成8年1月1日から施行し、同日以後に行う市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1(5)eの規定は、平成7年4月1日以降に開始する事業年度に係る予想利益処分計算書について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成9年6月1日から施行し、施行の際現に行っている市場第一部銘柄の指定に係る審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱いは、平成9年10月1日から施行し、同日以後に合併契約を締結する上場会社から適用する。

付 則

この取扱いは、平成10年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成10年3月1日から施行する。ただし、改正後の1(4)の規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日から施行する。

（注）「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日」は平成10年3月11日

付 則

- 1 この取扱いは、平成11年8月1日から施行する。
- 2 改正後の1(4)の規定は、この取扱い施行の日以後上場する新規上場申請者の株券から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)c及び2(3)hの規定は、この取扱い施行の日以後、第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える新規上場申請者

又は上場会社から適用する。

- 3 改正後の2(2)b並びに同(3)b, c及びfの規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。ただし、当該申請に基づく市場第一部銘柄への指定は平成15年4月1日前には行わないこととする。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成14年10月末日前に第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この基準施行の日の前日までに上場申請された銘柄については、改正前の1(1)から(3)の規定は、なお効力を有する。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱いは、平成16年8月2日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 平成16年8月2日から平成17年8月1日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては、改正後の2(1)a(d)の規定に適合しないときは、改正前の2(1)a(d)の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の1(2)b(a)イ又はロ若しくはc(a)に規定する期間内に日本証券業協会に登録されていた期間が含まれる株券に関する当該規定の適用については、当該期間に日本証券業協会が公表した日々の最終価格（午後3時現在における直近の売買成立価格をいう。）を当該期間における国内の他の証券取引所の売買立会における日々の最終価格とみなす。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の2(4)b並びに2(9)a及びbの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成24年5月28日から施行する。
- 2 改正後の1(3)の規定は、この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う株券の新規上場申請者の審査から適用する。
- 3 改正後の2(4)及び(7)の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄の指定の申請を行う上場株券の発行者の審査から適用する。

付 則

この取扱いは，平成24年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い

1 第2条（指定替え基準）関係

(1) 株式の分布状況

- a 株券上場審査基準の取扱い2(1)a(a)（明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い）の規定は、第1号の場合に準用する。
- b 第1号aに規定する「1か年以内に1万単位以上とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に2,000人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において1万単位以上とならないとき又は2,000人以上とならないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）
- c 第1号（同号ただし書を除く。以下fからhまで、kからmまでにおいて同じ。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14aの規定若しくは前bの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。
- d 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)（浮動株式数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(c)（上場株式数の算定の

取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

f 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後3か月以内に、株主等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第1号bに規定する株主数の算定について準用する。

g 第1号bに規定する「株主数」を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合において、上場会社が基準日等の後3か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

h 第1号aに規定する浮動株式数が1万単位未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、1万単位以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における浮動株式数が1万単位以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における浮動株式数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに浮動株式とならないと認められる株

式数を除く。)を加算した数が1万単位以上となったとき。

i 第1号bに規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、2,000人以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

(a) 基準日等現在における株主数が2,000人以上となったと認められるとき。

(b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数。以下同じ。)を加算した人数が2,000人以上となったとき。

j 第1号bに規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるもの限り、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このjにおいて同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該株式分割又は株式無償割当てにより単元株式数以上の株式を所有する株主(単元株式数を定めない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上と

なる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

k 第1号bに規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このkにおいて同じ。）をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により単元株式数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

l 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(2)g（浮動株式数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、第1号ただし書の場合に準用する。この場合において、「本所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで」とあるのは「猶予期間経過後3か月以内」と、「最近の基準日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「当該基準日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」とあるのは「本所所定の「株式の分布状況表」と読み替えるものとする。

(2) 浮動株時価総額

- a 第2号に規定する「上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が10億円未満である場合」とは、上場会社の事業年度の末日における本所の売買立会における最終価格（最終値段（呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同規則第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。）をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。以下同じ。）に、上場会社の事業年度の末日における第1号aに規定する浮動株式数を乗じて得た額が、10億円未満である場合をいう。ただし、本所が当該浮動株時価総額を適当でないとする場合には、本所がその都度定める浮動株時価総額とする。
- b 第2号に規定する「1か年以内に10億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において10億円以上とならないときをいう。
- c 第2号に規定する浮動株時価総額が10億円未満である銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、10億円以上となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。
- (a) 基準日等現在における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、当該基準日等における第1号aに規定する浮動株式数を乗じて得た額が、10億円以上となったと認められるとき。
- (b) 株式の公募等を行った場合又は数量制限付分売を行なった場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売が行なわれた日における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、当該株式の公募等又は数量制限付分売の最近の基準日等における浮動株式数に当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数を乗じて得た額が、10億円以

上となったと認められるとき。

- d 上場会社が猶予期間の最終日の後3か月以内に行った株式の公募等又は数量制限付分売の内容等を通知した場合であって、上場会社が当該期間内に当該株式の公募等の内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、第2号に規定する浮動株時価総額は次に定めるところにより取り扱うものとする。

当該株式の公募等又は数量制限付分売が行なわれた日における本所の売買立会における当該株式の最終価格に、上場会社が本所に提出した株式の分布状況表に記載された浮動株式数に当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはならないと認められる株式数を除く。）を加算した数を乗じて得た額を猶予期間の最終日における浮動株時価総額とみなすものとする。

(3) 売買高

- a 第3号の規定は、市場第一部銘柄の指定後1年未満の銘柄については適用しない。

(注) 「指定後1年」の計算に当たり、市場第一部銘柄の指定の日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に指定されたものとみなして計算する。

- b 第3号に規定する売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。
- c 第3号に規定する「最近1年間月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄（当該銘柄の新株券を含む。）の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
- d 上場会社がbに規定する日からさかのぼって1年以内に単元株式数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該

変更前の単元株式数，当該変更後については当該変更後の単元株式数に基づき，第3号に規定する売買高を算定するものとする。

- e 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)a(売買高)の規定は，第3号の場合に準用する。

(4) 上場時価総額

- a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは，月間平均上場時価総額（本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に，その日の上場株式数（上場会社が株式分割，株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式が割り当てられるものに限る。）又は株式併合を行う場合には，当該株式分割，株式無償割当て又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは，権利確定日の3日前の日）において，当該株式分割，株式無償割当て又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）又は月末上場時価総額（毎月末における本所の売買立会における当該株券の最終価格に，当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が20億円に満たない場合をいうものとする。ただし，本所が当該上場時価総額を適当でないとする場合には，本所がその都度定める上場時価総額とする。

- b 第4号に規定する「9か月（事業の現状，今後の展開，事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては，3か月）以内に20億円以上とならないとき」とは，前aに該当した月の末日の翌日から起算して9か月目の日（事業の現状，今後の展開，事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月目

の日までに本所に提出しない場合にあつては、3か月目の日)までの期間内において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が20億円以上とならないときをいうものとする。

- c 上場会社は、本所が第4号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、審査対象となる各月における日々の上場株式数を記載した書面を翌月初に本所に提出しなければならない。

(5) 債務超過

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は2(5)cに規定する貸借対照表(比較情報を除く。以下同じ。)に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける上場会社である場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。))を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

- b 株券上場審査基準の取扱い2(6)d(監査意見に基づく修正)の規定は、第5号の場合に準用する。この場合において「利益の額」とあるのは、「純資産の額」と読み替える。

- c 第5号ただし書きに規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適

時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書きに定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特別例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 第5号ただし書きに定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる。」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

d 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

(6) 指定替えの時期

a 株式の分布状況が第1号に該当した場合には、原則として、猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。ただし、(1) j 及び k に定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に指定替えを行うことが適当でないと認めた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

b 浮動株時価総額が第2号に該当した場合には、原則として、猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

c 売買高が第3号に該当した場合には、その翌年の2月の初日に指定替えを行う。

d 上場時価総額が第4号に該当した場合には、該当した月の末日の翌月から起算して2か月目の月の初日に指定替えを行う。

e 純資産の額が第5号に該当した場合には、原則として、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して5か月目の月の初日に指定替えを行う。

2 昭和57年10月1日改正付則第4項（経過措置）関係

1 (2) (株式の分布状況の取扱い) の規定は、昭和57年10月1日改正付則第4項の規定に基づき第2条第2号の規定が読み替えられて適用される場合に準用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)gからiまでの規定は、この取扱い施行の日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 この取扱いの施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当（この取扱い施行の日以後に行うものに限る。）は、株式分割とみなして改正後の1(2)g及びiの規定を適用する。
- 4 平成3年3月中に猶予期間の最終日が到来する上場会社が、当該猶予期間経過後3か月以内に、1株を1.5株以上に分割する株式分割又は1単位の株式の数の10分の1若しくは2分の1への変更を決議した場合には、当該株式分割又は1単位の株式の数の変更を当該猶予期間経過後3か月以内に行うことを当該猶予期間内に決議したものとみなして改正後の1(2)iの規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年2月28日から施行する。
- 2 改正後の1(2)aの規定は、この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（改正後の1(2)fを除く。次項において同じ。）は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算

期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成6年10月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)iからkまでの規定は、この改正規定施行の日以後に行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成7年3月1日から施行し、同日以後に行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱いは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

(注) 「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

この取扱いは、平成13年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行し、改正後の1(2) i から1までの規定は、この取扱い施行の日(以下「施行日」という。)以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3年4月1日以後施行日の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割(同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。)若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更(上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。)を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日から1か年を経過した日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。
- 2 改正後の1(1)並びに同(2) d 及び e の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

((注) 本所が定める日は、平成14年6月17日)

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の1(4)及び(6) d の規定は、平成15年4月を対象とする時

価総額の審査から適用するものとし、改正後の1(5)及び(6)eの規定は、施行日以後開始する連結会計年度又は事業年度を審査対象とする債務超過の審査から適用するものとする。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年5月8日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。

2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する

付 則

この取扱いは、平成17年10月1日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する

付 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年10月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱い

1 第2条（上場廃止基準）第1項関係

(1) 株式の分布状況

- a 第1号aに規定する「1か年以内に1,000単位以上とならないとき」又は同号cに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において1,000単位以上とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。（猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）
- b 第1号（同号ただし書を除く。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則の取扱い」という。）14(1)の規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。
- c 第1号aに規定する「浮動株式数」を算定するに当たっては上場株式数の10%以上の株式を所有する株主が所有する株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）のうちに特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が基準日等の後3か月以内に、当該特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該

特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。

- d 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)(浮動株式数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。
- e 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(c)(上場株式数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。
- f 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内(hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)iに規定する基準日等を設けた場合には、当該基準日等の後3か月以内又は会社法若しくは優先出資法の規定により基準日等を設けたとき(振替法第151条第1項又は第8号の規定(同法第235条において準用する場合を含む。))に基づき振替機関が総株主通知を行った場合を含む。)は、当該基準日等(振替機関が当該総株主通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第1号cに規定する株主数の算定について準用する。
- g 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)h(浮動株式数の猶予期間内における取扱い)の規定は、第1号aに規定する浮動株式数が1,000単位未満である銘柄の浮動株式数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「1万単位」とあるのは「1,000単位」と読み替える。

- h 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) i (株主数の猶予期間内における取扱い) の規定は、第 1 号 c に規定する株主数が 150 人未満である銘柄の株主数の猶予期間内の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000 人」とあるのは「150 人」と読み替える。
- i 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) j (株主数の猶予期間経過後における取扱い) の規定は、第 1 号 c に規定する株主数が 150 人未満である銘柄の株主数の猶予期間経過後の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000 人」とあるのは「150 人」と読み替える。
- j 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い 1 (1) k (株主数の猶予期間経過後における取扱い) の規定は、第 1 号 c に規定する株主数が 150 人未満である銘柄の株主数の猶予期間経過後の取扱いについて準用する。この場合において、「2,000 人」とあるのは「150 人」と読み替える。
- k 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い 2 (2) g (浮動株式数及び株主数の算定の取扱い) の規定は、第 1 号ただし書の場合に準用する。この場合において、「本所が市場第一部銘柄の指定を承認する日まで」とあるのは「猶予期間経過後 3 か月以内」と、「最近の基準日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「当該基準日等」とあるのは「猶予期間の最終日」と、「「上場株券の市場第一部銘柄指定基準に関する株式の分布状況表」」とあるのは「本所所定の「株式の分布状況表」」と読み替えるものとする。
- l 第 1 号 b に係る同号ただし書の規定は、審査対象事業年度の末日後、同 b に定める日までに公募若しくは売出し（以下この 1 において「公募等」という。）又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募等の内容又は数量制限付分売

の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、この場合において、当該上場会社が本所に提出した「株式の分布状況表」に記載された浮動株式数に当該公募等又は数量制限付分売に係る株式数（当該株式のうち明らかに浮動株式とはならないと認められる株式数を除く。）が加算した数が、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募等又は数量制限付分売に係る株式数を加算した数の5%以上となったときは、第1号bに該当しないものとして取り扱う。

m 第1号bに規定する「本所が定める日」とは、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日をいうものとする。

(2) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)（浮動株時価総額の取扱い）の規定は、第2号に規定する浮動株時価総額の取扱いについて準用する。この場合において、「10億円」とあるのは「2億5千万円」と読み替える。

(3) 売買高

a 第3号bに規定する「本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている株券、優先出資証券及び外国株預託証券等」の売買高については、最近1年間の月平均売買高の2か所又は3か所の合計が5単位未満である場合とする。

b 第3号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

c 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bからdまで（審査の時期、平均売買高及び単元株式数の変更を行った場合の売買高の取扱い）の規定は、第

3号の場合に準用する。

d 第3号ただし書に規定する「公募，売出し又は立会外分売」については，次の取扱いによる。

(a) 株券上場審査基準の取扱い2(1)b(a)及び(c)（上場申請に係る公募等の取扱い）の規定は，公募又は売出しの取扱いに準用する。

(b) 公募又は売出しは，上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に，当該上場会社の少数特定者以外の不特定多数の者に5単位以下の範囲において1単位ごとに，均一の価格で行うものとする。この場合には，申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。

(c) 立会外分売（業務規程第40条に規定する立会外分売をいう。以下同じ。）は，上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に5単位以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものとする。

(d) 公募，売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は，200単位以上で，その都度本所が定める株式数とする。

e 上場銘柄が第3号に該当する場合において，当該上場会社から前dの公募，売出し又は立会外分売を行わない旨の報告を書面で受けたときは，第3号に該当するものとして取り扱う。

(4) 上場時価総額

a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)（上場時価総額の取扱い）の規定は，第4号の場合に準用する。この場合において，「20億円」とあるのは「5億円」と読み替える。

b 上場日の属する月の上場時価総額については，第4号の基準に係る審査対象としないものとする。

(5) 債務超過

- a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条，連結財務諸表規則第8条の3，四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3，四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3，中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には，貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額とし，連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいうものとする。ただし，上場会社がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し，内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）又は外国会社である場合は，当該連結財務諸表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。))が負である場合をいうものとする。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(6)d（監査意見に基づく修正）の規定は，第5号の場合に準用する。この場合において「利益」とあるのは，「純資産」と読み替える。
- c 第5号に規定する「1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき」とは，第5号に規定する「債務超過の状態」となっ

た決算期の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この(5)において「猶予期間」という。）において債務超過の状態でなくならなかった場合をいうものとする。

- d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでの区分に従い、当該イからハまでに規定する書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に

関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、適時開示等規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

e 第5号ただし書に規定する「1か年以内」とは、猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

f 第5号ただし書に規定する「2か年以内」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2か年目の日（事業年度の末日の変更により猶予期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。

(6) 銀行取引の停止

第6号に規定する「停止されることが確実となった場合」とは、上場会社が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場会社から銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合をいうものとする。

(7) 破産手続，再生手続又は更生手続

a 第7号に規定する「上場会社が法律の規定に基づく会社の破産手続，再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」とは、上場会社が、法律に規定する破産手続，再生手続又は更生手

続の原因があることにより，破産手続，再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には，次の(a)から(c)に掲げる場合を含むものとし，この場合には当該(a)から(c)に定める日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当該上場会社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

(b) 上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって，事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会決議（上場優先出資証券の発行者にあつては，取締役会に相当する機関における決議又は決定を含む。以下この(b)において同じ。）を行った場合

当該上場会社から当該事業譲渡又は解散に関する取締役会決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には，当該事業譲渡が事業の大部分の譲渡であると本所が認めた日）

(c) 上場会社が，財政状態の改善のために，債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当該上場会社から当該合意を行ったことについての書面によ

る報告を受けた日

c 第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」とは次の(a)から(c)までに該当するものをいう。

(a) 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。

イ 上場会社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

ロ 上場会社が前b(c)に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前b(c)に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

(b) 当該再建計画に次のイ及びロに定める事項が記載されていること

イ 当該上場銘柄の全部を消却するものでないこと。

ロ 前(a)のイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同(a)のロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

(c) 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額(本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の日々の最終価格(最終値段(呼値に関する規則第13条第1項に規定する特別気配表示に係る最終特別気配値段又は同第14条に規定する気配値段を含む。以下同じ。))をいう。ただし、最終値段がない場合は、本所がその都度定める価格をいう。以下同じ。)に、そ

の日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には，当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは，権利確定日の3日前の日）において，当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は上場外国株預託証券等の数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における本所の売買立会における当該株券又は外国株預託証券等の最終価格に，当該最終日における上場株式数又は上場外国株預託証券等の数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e 上場会社は，本所が第7号後段に規定する上場時価総額が5億円以上とならないかどうかの判断に必要と認める場合には，審査対象となる1か月間における日々の上場株式数又は上場外国株預託証券等の数を記載した書面を当該1か月間の最終日の翌日に本所に提出しなければならない。

(8) 事業活動の停止

a 第8号に規定する「事業活動を停止した場合」とは，上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には，上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において，次の(a)から(c)までに掲げる日に，同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が，合併により解散する場合のうち，合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部

として次のいずれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前の日

イ 本所の上場株券（JASDAQに上場している株券を含む。以下この号において同じ。）又は上場外国株預託証券等

ロ 株券上場審査基準第4条第3項第1号又はJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第15条第1号の規定の適用を受け、同号に規定する会社が発行者である株券又は外国株預託証券等が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券又は外国株預託証券等

(b) 上場会社が前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) 上場会社が(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合（前(7) bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(9) 実質的存続性の喪失（不適當な合併等）

a 第9号aに規定する「本所が定める行為」とは、次の(a)から(i)までに掲げる行為をいうものとする。

(a) 非上場会社（JASDAQの上場会社を除く。以下この(9)において同じ。）を完全子会社とする株式交換

(b) 分割による非上場会社からの事業の承継

(c) 非上場会社からの事業の譲受け

- (d) 非上場会社の子会社化
 - (e) 分割による他の者への事業の承継
 - (f) 他の者への事業の譲渡
 - (g) 非上場会社との業務上の提携
 - (h) 第三者割当による株式の割当又は優先出資者割当以外の方法による優先出資の割当
 - (i) その他非上場会社の吸収合併又は(a)から前(h)までと同等の効果をもたらすと認められる行為
- b 次の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。
- (a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等（株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に規定する行為を含む。以下この(a)において同じ。）を行う場合であって、当該連結子会社が、当該吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日（以下このbにおいて「行為決定日」という。）からさかのぼって3年間において、非上場会社（連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。）との間の合併、株式交換若しくは前aの(b)から(h)までに掲げる行為若しくは非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。
 - (b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

- イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併，株式交換若しくは前 a の (b) から (h) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。
- ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この (b) 及び (d) において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この (b) から (d) までにおいて「連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。
- ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。
- ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし，当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は，親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提

出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。) 未満であること。

(c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (h) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 事業の承継又は事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常

利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。) 未満であること。

(d) 非上場会社の子会社化その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併、株式交換若しくは前 a の (b) から (h) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

ロ 非上場会社連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所

有者に帰属する当期利益金額とする。)が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額(上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。)未満であること。

(e) 分割による他の者への事業の承継(次の(f)に規定する場合を除く。)、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当又は優先出資者割当以外の方法による優先出資の割当その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合又は第9号cに規定する上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合若しくは非上場会社により上場会社が子会社化された場合において、行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前a(b)から(h)までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

(f) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為(吸収分割に限る。)を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間で合併、株式交換若しくは前a(b)から(h)までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。

- ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この(f)において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額未満であること。
- ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額未満であること。
- ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。
- c 前 b に掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第 9 号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、原則として、第 9 号 a から c までに掲げる場合に該当した日の属する事業年度の末日から起算して 1 年以内の当該上場会社（(c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。）に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。
- (a) 経営成績及び財政状態
 - (b) 役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）
 - (c) 株主構成

(d) 商号

(e) 大幅な事業の変更

(f) その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項

d 第9号aに規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

e 第9号bに規定する「審査対象である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。）、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社（当該非上場会社が同項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社（当該非上場会社が同項第5号の規定の適用を受ける場合に限る。）をいう。

f 第9号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が同号aからcまでのいずれかに掲げる場合に該当した日又は該当すると本所が認めた日のいずれか遅い日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）をいうものとする。

g 第9号に規定する「株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しない」かどうかの審査は、株券上場審査基準第2条第1項及び第4条（第3項を除く。）に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。

(9)の2 第9号の2に規定する支配株主との取引の健全性の毀損の

取扱いは次の a から e までに掲げるところによる。

- a 第 9 号の 2 に規定する「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいう。
- b 第 9 号の 2 に規定する「3 年以内」とは、上場会社が同号に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して 3 年を経過する日までの期間をいうものとする。
- c 第 9 号の 2 に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して 1 年を経過するごとに（前 b に定める期間に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当を受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下この(9)の 2 において同じ。）との取引状況等について記載した書面の提出を速やかに行わなければならない。
- d 第 9 号の 2 に規定する第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- e 第 9 号の 2 に規定する「支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき」に該当するかどうかの審査は、c に規定する書面及び前 d に規定する報告の内容に基づき、支配株主との取引の合理性、取引条件の妥当性その他の事情を総合的に勘案して行う。

(10) 虚偽記載又は不適正意見等

- a 株券上場審査基準の取扱い2(8)a(虚偽記載)の規定は、第11号aの場合に準用する。
- b 第11号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(11) 上場契約違反等

第12号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次のaからhまでに掲げる場合を含むものとする。

- a 上場会社が、有価証券上場規程第14条の2第3項(同規則第14条の3第7項で準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する改善報告書又は適時開示等規則第3条の3第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、本所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次の(a)から(c)までに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき。

(a) 有価証券上場規程第14条の2第3項に規定する改善報告書又は適時開示等規則第3条の3第2項に規定する書面を提出しない場合には、第12号に該当することとなること。

(b) 請求理由

(c) 提出期限

- b 前aのほか、本所が、有価証券上場規程第14条の2第1項又は第14条の3第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況が改善される見込みがないと認める場合
- c 有価証券上場規程第14条の6第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、当該

指定から3年を経過した場合で、かつ、当該内部管理体制等に引き続き問題があると本所が認めるとき。

d a及び前cのほか、本所が、有価証券上場規程第14条の6第2項の規定により内部管理体制確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合

e 有価証券上場規程第14条の8第3項の規定に基づき上場会社に対して警告措置を行うことが必要と認める場合で、次の(a)から(c)までのいずれかに該当するとき。

(a) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に有価証券上場規程第14条の8第1項に基づく公表措置及び同条第2項に基づく警告措置を受けているとき。

(b) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に有価証券上場規程第14条の8第2項に基づく警告措置及び同条第3項に基づく警告措置を受けているとき。

(c) 当該上場会社が、本所が当該警告措置を行うことが必要と認めた日から起算して過去5年以内に有価証券上場規程第14条の8第3項に基づく警告措置を2回を受けているとき。

f 適時開示等規則第2章の規定について重大な違反を行った場合

g 企業行動規範に関する規則第2章の規定について重大な違反を行った場合

h aから前gまでのほか、上場会社が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(12) 株式の譲渡制限

a 株券上場審査基準の取扱い2(11)(株式の譲渡制限の取扱い)

の規定は、第14号の場合に準用する。

- b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第14号に該当するものとして取り扱う。

(13) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

- a 株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する株券又は外国株預託証券等を交付する場合は、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前の日
 - (a) 本所の上場株券（JASDAQに上場している株券を含む。）
又は上場外国株預託証券等
 - (b) 株券上場審査基準第4条第3項第3号又はJQ有価証券上場規程第15条第1項の規定の適用を受け、同号に規定する会社当該非上場会社が発行者である株券又は外国株預託証券等が速やかに上場される見込みのある場合における当該株券又は外国株預託証券等
- b 前 a 以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(14) 株主の権利の不当な制限

第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」とは、上場会社が次の a から g までに掲げる行為を行っていると本所が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち，行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために，導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち，株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても，なお廃止（企業行動規範に関する規則第11条第2号に規定する廃止をいう。）又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式（適時開示等規則の取扱い5(6)mに規定する拒否権付種類株式をいう。以下同じ。）のうち，取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式（適時開示等規則の取扱い5(6)mに規定する取締役選任権付種類株式をいう。）を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において，当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると本所が認めるときは，当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。ただし，会社の事業目的，拒否権付種類株式の発行目的，権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして，株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は，この限りでない。
- d 上場株券又は上場外国株預託証券等について，株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の

選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、会社の事業目的、当該変更の目的、議決権の行使が制限される事項の内容及び議決権の行使条件その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

e 上場株券又は上場外国株預託証券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券又は上場外国株預託証券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（会社の事業目的、当該株式の発行目的、発行する株式の数及び当該株式に係る議決権の数及び割当対象者の属性及び当該上場会社との関係その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）

f 企業行動規範に関する規則の取扱い1に規定する議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（議決権を失うこととなる株主の数、株式併合の目的及びキャッシュアウトされる株主の数その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）

(15) 全部取得

第18号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

- a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であつて、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の日
- b 前 a 以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

(16) その他

- a 第19号に規定する「上場廃止を適当と認めた場合」には、次に掲げる事実を含むものとする。

(a) 次に掲げる者（以下この(16)において「上場会社関係者」という。）のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この(16)において「暴力団等反社会的勢力」という。）である事実

イ 上場会社

ロ 上場会社の親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）又はその他の関係会社（同条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。）をいう。）

ハ 上場会社の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。）

ニ 上場会社の特別利害関係者（開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。）

(b) 暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している事実

(c) 上場会社関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持若しくは運営に協力若しくは関与している事実又は上場会社関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている事実

2 第2条（上場廃止基準）第2項関係

(1) 上場銘柄が外国株券である場合の第1項第2号から第19号まで（第3号,第13号,第14号及び第16号を除く。）の適用に当たっては, 本国等における会社制度等を勘案するものとする。

(2) 外国の金融商品取引所等における上場廃止等

第1号に規定する「店頭市場」とは, 有価証券上場規程に関する取扱要領3(3)に定める店頭市場をいうものとする。

(3) 浮動株式数

第2号に規定する浮動株式数の取扱いは, 1(1)の規定を準用する。この場合において, 「1,000単位」とあるのは「1,000株単位銘柄については500万株, 500株単位銘柄については250万株, 100株単位銘柄については50万株, 50株単位銘柄については25万株, 10株単位銘柄については5万株, 1株単位銘柄については5,000株」と読み替えるものとする。

(4) 流通の状況

a 第3号aに規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については, 次の(a), (b)又は(c)に掲げる事項を勘案して行う。

(a) 上場銘柄の外国の金融商品取引所等における売買単位以上の株式又は外国株預託証券等を所有する者の数及び当該者により所有される株式数又は外国株預託証券等の数

(b) 上場銘柄の外国の金融商品取引所等における売買成立の状況

(c) 上場銘柄の外国における公募又は売出しの内容

b 第3号bに規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については, 本邦内株主数, 売買高等を総合的に勘案して行う。

(5) 株式の譲渡制限

株券上場審査基準の取扱い3(6)の規定及びこの取扱い1(12)bの規定は、第5号の場合に準用する。

3 第3条の3(不適當な合併等の審査に係る申請)関係

上場会社が第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。

4 第4条(上場廃止日の取扱い)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間(休業日を除外する。)を経過した日

(2) 第2条第1項第7号に該当(上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)することとなった銘柄又は同項第8号のうち1(8)b(c)の規定に該当することとなった銘柄(解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。)

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日(解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日)

(3) 第2条第1項第8号のうち、1(8)b(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(4) 第2条第1項第12号のうち、株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する場合に該当する銘柄

新株式の交付に係る基準日の2日前(休業日を除外する。)の日(当

該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の3日前（休業日を除外する。）の日）

- (5) 第2条第1項第15号のうち、1(13)a又はbの規定に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (6) 第2条第1項第18号の規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (7) 第2条第1項第19号（同条第2項又は第3項による場合を含む。）のうち、上場会社が株券又は外国株預託証券等の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

- (8) 第2条第1項第19号に該当することとなった銘柄（前(7)に該当する場合を除く。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

- (9) (1)から前(8)までに掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日（本所が当該上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該銘柄がフェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第2条第6号に規定する銘柄をいう。）として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると本所が認めた場合には、上場廃止を決定した日の翌日から起算して2か月を経過した日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この取扱いは、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の1(2)hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)gからiまでの規定は、この取扱い施行の日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 この取扱いの施行前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及びこの取扱いの施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当（この取扱い施行の日以後に行うものに限る。）は、株式分割とみなして改正後の1(2)hにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g及びiの規定を適用する。

付 則

この取扱いは、平成4年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年2月28日から施行する。
- 2 改正後の1(2)aの規定は、この改正規定施行の日後に改正前の同規定に定める猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この改正規定施行日において改正前の1(1)aに定める猶予期間に該当している銘柄の当該審査対象決算期の審査に遡及して適用する。

付 則

この取扱いは、平成10年3月1日から施行する。ただし、改正後の1(8)の規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手

続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日から施行する。

（注）「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成9年法律第121号）の施行の日」は平成10年3月11日

付 則

この取扱いは、平成11年9月1日から施行し、改正後の1(10)の規定は、同日以後に生じた会社情報について適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成12年3月15日から施行する。ただし、改正後の1(6)の規定は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から施行する。

（注）「民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日」は平成12年4月1日

- 2 前項ただし書に定める施行の前日に和議を必要とするに至った又はこれに準ずる状態となった上場会社については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の1(1)並びに(2) f 及び g の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ、上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の1(4)の規定は、平成15年4月

を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。

3 改正後の1(5)の規定は、平成16年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。

4 改正後の4(2)の規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の4(2)の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。なお、この改正規定は、施行期日を同じくする「新市場部銘柄の承継に関する有価証券上場規程並びにニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の特例の制定等」の施行に次いで改正するものとする。

付 則

この取扱いは、平成15年5月8日から施行する。ただし、1(7)bの改正規定は、平成16年5月8日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成16年8月2日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。

2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改

正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成4年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この取扱い施行の日以後開始する事業年度の翌事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。
- 2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併により解散する場合の取扱いについては、改正後の1（8）bの(a)及び4（1）aの規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年6月20日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の1(14)fの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

3 改正後の1(14)gの規定は、施行日以後に同gに規定する行為を決議又は決定した上場会社から適用する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年10月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い

1 第2条（上場廃止基準）第1項関係

(1) 上場株式数

株券上場廃止基準の取扱い1(1)の規定は、第1号の場合に準用する。

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が上場銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）内において150人以上とならないときをいうものとする。

b 株券上場廃止基準の取扱い1(2)b, c 及び f から l までの規定（少数特定者持株数に係る部分を除く。）は、第2号の場合に準用する。

(3) 売買高

a 第3号ただし書に規定する「公募，売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。

(a) 社会資本整備市場上場審査基準の取扱い2(2)a から d までの規定及び社会資本整備市場上場審査基準の取扱い2(2)e の規定により準用する株券上場審査基準の取扱い2(2)b の(c)（上場申請に係る公募等の取扱い）の規定は、公募又は売出しの取扱いに準用する。

(b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に、5株以下の範囲において1

株単位，かつ，均一の価格で行うものとする。この場合には，申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。

(c) 立会外分売（業務規程第40条に規定する立会外分売をいう。以下この取扱いにおいて同じ。）は，上場銘柄が第3号に該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に5株以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものとする。

(d) 公募，売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は，200株以上で，その都度本所が定める株式数とする。

b 株券上場廃止基準の取扱い1(3)b，c及びeの規定は，第3号の場合に準用する。この場合において，同取扱い1(3)e中「前d」とあるのは「前a」と読み替える。

(4) 上場時価総額

a 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)（上場時価総額の取扱い）の規定は，第4号の場合に準用する。この場合において，「20億円」とあるのは「5億円」と読み替える。

b 上場日の属する月の上場時価総額については，第4号の基準に係る審査対象としないものとする。

(5) 無配継続

a 第5号に規定する「最近5事業年度」には，上場日前に終了する各事業年度を含まないものとする。

b 第5号に規定する「剰余金配当を行っていない場合」とは，上場会社から無配に関する株主総会決議の書面による報告を受けたときをいうものとする。

(6) 債務超過

株券上場廃止基準の取扱い1(5)の規定は，第6号の場合に準用する。この場合において，同取扱い1(5)中「第5号」とあるのは「第

6号」と読み替えるものとする。

(7) 銀行取引の停止

株券上場廃止基準の取扱い1(6)の規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、同取扱い1(6)中「第6号」とあるのは「第7号」と読み替えるものとする。

(8) 破産手続，再生手続又は更生手続

株券上場廃止基準の取扱い1(7)の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い1(7)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

(9) 事業活動の停止

a 第9号に規定する「事業活動の停止」とは、上場会社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと本所が認めた場合をいうものとする。

b 第9号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に、同号に該当するものとして取り扱う。

(a) 上場会社が他の上場会社に吸収合併される場合のうち、合併に際して上場会社の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として本所の上場株券を交付する場合には、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

(b) 上場会社が前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(c) 上場会社が(a)及び前(b)に規定する事由以外の事由により解散する場合(前(8)において準用する株券上場廃止基準の取扱い1(7)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当該上場会社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(10) 実質的存続性の喪失(不適當な合併等)

a 第10号に規定する「本所が定める行為」とは、次の(a)から(f)までに掲げる行為をいうものとする。

(a) 非上場会社を完全子会社とする株式交換

(b) 非上場会社からの事業の譲受け

(c) 他の者への事業の譲渡

(d) 非上場会社との業務上の提携

(e) 第三者割当による株式割当て

(f) その他非上場会社の吸収合併又は(a)から前(e)までと同等の効果をもたらすと認められる行為

b 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合は、第10号に規定する「実質的な存続会社でない」と本所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。

(a) 当該上場会社とその連結子会社との間で吸収合併等を行う場合において、当該連結子会社が、吸収合併等を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日(以下このbにおいて「行為決定日」という。)からさかのぼって3年間において、非上場会社(連結子会社を除く。以下このbにおいて同じ。)との間の合併、株式交換若しくは前aの(b)から(e)までに掲げる行為又は非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。

(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全

子会社とする株式交換を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併，株式交換若しくは前 a の (b) から (e) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。

ロ 当該非上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この b において「非上場会社連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）が上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社（以下この b において「連結会社」という。）に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の売上高（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の売上高）が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(c) 非上場会社からの事業の譲受を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 行為決定日からさかのぼって3年間に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間で合併，株式交換若しくは前 a の (b) から (e) までに掲げる行為又は当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。

ロ 事業の譲受けの対象となった資産の額が連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における総資産額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の末日における総資産額）未満であること。

ハ 事業の譲受けの対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の売上高（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の売上高）未満であること。

ニ 事業の譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は，上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

(d) 他の者への事業の譲渡，非上場会社との業務上の提携，第三者割当による株式割当てその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合又は第10号 b に規定する上場会社の意思決定機関を支配している者が変更した場合若しくは非上場会社により上場会社が子会社化された場合において，行為決定日からさかのぼって3年間に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間で合併，株式交換若しくは前 a の (b) から (e) までに掲げる行為又は当該当事者との共同による株式移転その

他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行っていないこと。

c 前 b に掲げる基準のいずれにも該当しない場合においては、第 10号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、当該上場会社（(c)及び(d)を除き、その企業グループを含む。）に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(a) 経営成績及び財政状態

(b) 役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）

(c) 株主構成

(d) 商号

(e) 大幅な事業の変更

(f) その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項

d 第10号に規定する「当事者である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該非上場会社をいう。

e 第10号に規定する「3か年以内」とは、上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日から3か年目の日（当該日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下この(10)において「猶予期間」という。）をいうものとする。

f 第10号に規定する「社会資本整備市場上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しない」かどうかの審査は、社会資本整備市場上場審査基準第2条及び第3条（第1項第2号を除く。）に定めるところによる新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。

(10)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(9)の2の規定は、第10号の

2の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(9)の2中「第9号の2」とあるのは「第10号の2」と読み替えるものとする。

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

株券上場廃止基準の取扱い1(10)の規定は、第12号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(10)中「第11号」とあるのは「第12号」と読み替えるものとする。

(12) 上場契約違反

株券上場廃止基準の取扱い1(11)の規定は、第13号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第13号」と読み替えるものとする。

(13) 株式の譲渡制限

株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第13号に該当するものとして取り扱う。

(14) 完全子会社化

第16号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a 株式交換に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として本所の上場株券を交付する場合は、原則として、株式交換がその効力を生ずる日の3日前の日

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

(15) 株主の権利の不当な制限

株券上場廃止基準の取扱い1(14)の規定は、第18号の場合に準用

する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い 1 (14) 中「第 17号」とあるのは「第18号」と読み替えるものとする。

(16) 全部取得

第18号に該当する日は、次の a 又は b に定めるところによる。

- a 株式の取得と引換えに他の株式が交付される場合であって、有価証券上場規程第10条の規定の適用を受け、当該株式に係る株券が速やかに上場される見込みのあるときは、原則として、株式の取得がその効力を生ずる日の 3 日前の日
- b 前 a 以外の場合は、上場会社から、株式の全部を取得することが確定した旨の書面による報告を受けた日

(17) その他

株券上場廃止基準の取扱い 1 (16) の規定は、第20号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い 1 (16) 中「第 19号」とあるのは「第20号」と読み替えるものとする。

2 第 2 条（上場廃止基準）第 2 項関係

- (1) 第 2 項第 1 号に規定する上場株式数については、上場会社が上場株式数から 1,000 株を減じた株式数を超えて自己株式を取得したときに、第 1 号に該当するものとする。
- (2) 当該銘柄の残存株式のすべてについての償還が行われたときは、第 2 項第 2 号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。

3 第 2 条（上場廃止基準）第 3 項関係

第 2 条第 3 項第 2 号に規定する「残存年数が 1 年未満となった場合」には、社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が 1 年未満となった場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議

通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は，決定通知書）等の書面による報告を受けたときに，第2条第3項第2号に該当するものとして取り扱う。

4 第3条の3（不適當な合併等の審査に係る申請）関係

上場会社が第1項の申請を行うことができる期限は，猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目の日とする。

5 第4条（上場廃止日の取扱い）関係

第4条に規定する上場廃止日は，原則として，次の(1)から(11)までに掲げる区分に従い，当該(1)から(11)までに定めるところによる。

(1) 第2条第1項第3号又は同条第2項第1号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して，10日間（休業日を除外する。）を経過した日

(2) 第2条第1項第8号に該当（上場会社が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）することとなった銘柄又は同項第9号のうち1(9)b(c)の規定に該当することとなった銘柄（解散の効力の発生の日が，本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内である場合に限る。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日（解散の効力の発生の日が，当該期間経過後である場合は，当該日の翌日）

(3) 第2条第1項第9号のうち，1(9)b(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(4) 第2条第1項第16号のうち、1(14)a又はbの規定に該当する銘柄

株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(4)の2 第2条第1項第19号の規定に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(5) 第2条第1項第20号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

(6) 第2条第2項第2号に該当することとなった銘柄

存続期間満了の日の3日前（休業日を除外する。）の日

(7) 第2条第3項第1号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(8) 第2条第3項第2号に該当することとなった銘柄のうち、社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満となった銘柄

繰上償還の日の3日前の日（当該銘柄の繰上償還の日が休業日に当たる場合には、繰上償還の日の4日前の日）までとする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(9) 第2条第3項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限までの残存年数が1年未満となった銘柄（前(8)に該当する場合を除く。）

該当日の属する月の翌月の初日

(10) 第2条第3項第3号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

(11) (1)から前(10)までに掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに上場申請され、かつ上場日を迎えていない銘柄及び施行日に現に上場している銘柄については、改正後の1(4)の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとする。
- 3 改正後の1(6)の規定は、平成16年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度において該当する上場銘柄から適用し、当該連結会計年度又は事業年度前の決算期において該当することとなる上場銘柄については、なお従前の例による。
- 4 改正後の5(2)の規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の5(2)の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

- 2 上場会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併により解散する場合の取扱いについては，改正後の5（1）bの(a)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の1（15）の規定に基づく株券上場廃止基準の取扱い1（14）fの規定は，この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の1（15）の規定に基づく株券上場廃止基準の取扱い改正後の1（14）gの規定は，施行日以後に同gに規定する行為を決議又は決定した上場会社から適用する。

付 則

この取扱いは，平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、監理銘柄及び整理銘柄への指定に関し、必要な事項を定める。

第2条から第6条まで 削除

(監理銘柄、整理銘柄への指定)

第7条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、第9条の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券（JASDAQ上場株券、競争売買市場に上場する優先株及びJASDAQに上場する種類株を除き、優先出資証券及び外国株預託証券等を含む。以下この号及び次条第1項第1号において同じ。）については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(i)の2、(i)の3、(k)、(l)、(o)又は(q)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 株券上場廃止基準の取扱い1(1)aに定める期間の最終日までに、浮動株式数が1,000単位（外国会社の場合は、株券上場廃止基準第2条第2項第2号に定める株式数）以上となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上に達したことが確認できない場合

(b) 株券上場廃止基準の取扱い1(1)bに関する株式の分布状況表等により算出された浮動株式数が上場株式数の5%未満であ

る場合であって、同基準第2条第1項第1号bに定める書類が提出されていないとき。

(b)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第2号に定める期間の最終日までに、浮動株時価総額が2億5千万円以上となることが確認できない場合

(c) 株券上場廃止基準第2条第1項3号a又はbに該当した場合であって、同条第1項第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき。

(d) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)bに定める期間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第1項第4号に該当しなくなったことが確認できない場合

(e) 上場会社（JASDAQの上場会社を除く。この号において同じ。）が株券上場廃止基準第2条第1項第5号に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(f) 上場会社が行った決議又は決定の内容が株券上場廃止基準第2条第1項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合（同号に規定する開示を行った場合を除く。）

(f)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段に該当しなくなったことが確認できない場合

(g) 株券上場廃止基準第2条第1項第8号前段に規定する場合に該当するおそれがあると本所が認める場合。

(h) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(8)b(b)に規定する合併に関する取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含み、上場優先出資証券の発行者にあつては、取締役会に類する機関の決定を含む。）を行った場合、又は上場会社が

合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合（同取扱い1(7)b(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。

(i) 株券上場廃止基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合（(i)の2に掲げるときを除く。）

(i)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間の最終日までに、株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき

(i)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2に該当するおそれがあると本所が認める場合

(j) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書及び特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(k) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段又は同号b前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。）。ただし、同基準

第2条第1項第11号 a 後段又は同号 b 後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(1) 株券上場廃止基準第2条第1項第12号に該当するおそれがあると本所が認める場合(株券上場廃止基準の取扱い4(4)に該当する場合を除く。)

(1)の2 上場会社(外国株券及び上場外国株預託証券等の発行者並びに株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(1)の2において同じ。)が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合

(m) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第14号又は同条第2項第5号に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合。

(n) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)を行った場合

(n)の2 株券上場廃止基準第2条第1項第16号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(n)の3 株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合

(n)の4 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い1(15)bに規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき

(o) 株券上場廃止基準第2条第1項第19号(株券又は外国株預託証券等の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(p) 株券上場廃止基準第2条第2項第1号本文に該当するおそれ

があると本所が認める場合。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(q) 株券上場廃止基準第2条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場株券が株券上場廃止基準第2条第1項各号（第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)b(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4(4)に規定する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(15)aに該当する場合及び第19号のうち株券又は外国株預託証券等の不正発行の場合を除く。）又は第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(1)の2 JASDAQ上場株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

JASDAQ上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(j)の2、(k)、(m)、(n)、(u)又は(w)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) JASDAQ上場株券が、JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「JQ有価証券上場規程取扱要領」という。）43(1)a及び44(3)aに定める期間の最終日までに、浮動株式数が500単位（外国会社の場合は、JASDAQにおけ

る有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）第47条第2項第2号aに規定する株式数）以上となったことが確認できないとき又は株主数が150人（外国会社の場合は、JQ有価証券上場規程第47条第2項第2号bに規定する株主数）以上に達したことが確認できないとき。

(b) JASDAQ上場株券の浮動株時価総額が、JQ有価証券上場規程取扱要領43(2)bに定める期間の最終日までに、2億5千万円以上となることが確認できないとき。ただし、JQ有価証券上場規程第47条第1項第2号ただし書に規定する場合には、本所がその都度定めるところによる。

(c) JASDAQ上場会社（JASDAQ上場株券の発行者をいう。この号及び次条第1項第1号において同じ。）がJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に該当する状態にある旨等の発表を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(d) JQ有価証券上場規程取扱要領43(4)bに定める期間の最終日からさかのぼって5営業日以内において、月間終値平均が10円未満である場合

(e) JASDAQ上場会社がJQ有価証券上場規程第47条第1項第5号に該当する状態にある旨等の発表を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

(f) JASDAQ上場会社が行った決議又は決定の内容がJQ有価証券上場規程第47条第1項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合（同号に規定する開示を行った場合を除く。）

(g) JQ有価証券上場規程第47条第1項第7号後段に定める期間の最終日までに、同号後段に該当しなくなったことが確認できない場合

(h) JQ有価証券上場規程第47条第1項第8号前段に規定する場

合に該当するおそれがあると本所が認める場合

(i) J A S D A Q 上場会社が J Q 有価証券上場規程取扱要領 43(8) b (b) に規定する合併に関する取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）を行った場合又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合（J Q 有価証券上場規程取扱要領 43(7) b (b) の規定の適用を受ける場合を除く。）において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。

(j) J Q 有価証券上場規程取扱要領 43(9) f に定める猶予期間の最終日までに、上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合（(j) の 2 に掲げるときを除く。）

(j) の 2 J Q 有価証券上場規程取扱要領 43(9) f に定める猶予期間の最終日までに、上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合であつて、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき。

(k) J Q 有価証券上場規程第 47 条第 1 項第 10 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(1) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書及び特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

- (m) J A S D A Q 上場会社が J Q 有価証券上場規程第47条第1項第12号 a 前段又は同号 b 前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。）。ただし、同規程第1項第12号 a 後段又は同号 b 後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。
- (n) J Q 有価証券上場規程第47条第1項第13号に該当するおそれがあると本所が認める場合（J Q 有価証券上場規程取扱要領49(1)に該当する場合を除く。）
- (o) J A S D A Q 上場会社（外国株券の発行者及び J Q 有価証券規程第8条第6号ただし書に該当する上場会社を除く。）が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合
- (p) J A S D A Q 上場会社が J Q 有価証券上場規程第47条第1項第15号又は同条第2項第4号に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合
- (q) J A S D A Q 上場会社が J Q 有価証券上場規程取扱要領43(14) b に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）を行った場合
- (r) J Q 有価証券上場規程第47条第1項第17号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (s) J Q 有価証券上場規程第47条第1項第18号に規定する「株主の権利及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (t) J A S D A Q 上場会社が J Q 有価証券上場規程取扱要領43(16) b に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。

- (u) J Q有価証券上場規程第47条第1項第20号（株券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (v) J Q有価証券上場規程第47条第2項第1号本文に該当するおそれがあると本所が認める場合。ただし、同規程第15条第2号又は同条第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。
- (w) J Q有価証券上場規程第47条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (x) J A S D A Q上場会社がJ Q有価証券上場規程第47条第3項に該当する状態にある旨等の発表を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。

b 整理銘柄への指定

J A S D A Q上場株券がJ Q有価証券上場規程第47条第1項各号（第8号のうちJ Q有価証券上場規程取扱要領43(8) b (a)に規定する合併による解散の場合、第13号のうちJ Q有価証券上場規程取扱要領49(1)に該当する場合、第16号のうちJ Q有価証券上場規程取扱要領43(14) aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第17号のうちJ Q有価証券上場規程取扱要領43(16) aに該当する場合及び第20号のうち株券の不正発行の場合を除く。）、第2項各号、第3項又は第4項のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 競争売買市場に上場する優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は(f)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

- (a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い（以下「優

先株特例の取扱い」という。) 2 (1)において準用する株券上場廃止基準の取扱い 1 (1) a に規定する猶予期間の最終日までに、浮動株式数が1,000単位以上となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上に達したことが確認できない場合

(b) 優先株特例の取扱い 2 (1)において準用する株券上場廃止基準の取扱い 1 (1) b に関する株式の分布状況表等により算出された浮動株式数が上場株式数の5%未満である場合であって、優先株に関する有価証券上場規程の特例(以下「優先株特例」という。)第5条第2項第1号bに定める書類が提出されていないとき。

(c) 優先株特例第5条第2項第2号に定める期間の最終日までに、浮動株時価総額が2億5千万円以上となることが確認できない場合

(d) 優先株特例第5条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) 優先株特例第5条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e)の2 優先株特例第5条第2項第6号の2に該当するおそれがあると本所が認める場合

(f) 優先株特例第5条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g) 当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄に指定された場合

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株特例第5条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い 1 (8) b (a)に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い 1 (13) a に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。)又は同条第2項第1号、

第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2)の2 JASDAQに上場する種類株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄の指定

上場種類株が次のいずれかに該当する場合には、当該上場種類株を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(d)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 種類株に関するJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱い（以下「種類株特例取扱い」という。）4(1)cに定める期間の最終日において、種類株に係る株主数が種類株に関するJASDAQ等における有価証券上場規程の特例（以下「種類株特例」という。）第7条第2項第1号に定める人数に達していることが確認できない場合

(b) 種類株特例第7条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) 種類株特例第7条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(d) 種類株特例第7条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) 種類株特例第7条第2項第6号の2に該当するおそれがあると本所が認める場合

(f) 種類株特例第7条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g) 当該上場種類株の発行者の発行する上場株券又は他の上場種類株が監理銘柄に指定された場合

b 整理銘柄の指定

上場種類株が種類株特例第7条第1項各号（JQ有価証券上場規程取扱要領43(8) b (a)イ及び同(a)ロに規定する合併による解散の場合，JQ有価証券上場規程取扱要領43(14) a (a)及び同 a (b)に規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。）又は同特例第7条第2項第1号若しくは第3号から第7号までのいずれかに該当する場合には，当該上場種類株を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については，次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場債券が次のいずれかに該当する場合には，当該債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において，当該債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は(f)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し，それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 上場債券の発行者が発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合又はこれと同等の状態となったと本所が認めた場合。ただし，当該株券が第1号 a の(a)から(e)まで，(f)の2，(m)及び(n)の2の規定により監理銘柄に指定されることになった場合の上場債券については，この限りでない。

(b) 債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第7条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場債券について社債権者集会在が招集されることとなった場合

(c) 債券特例第7条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合（上場銘柄が同特例第4条第2項各号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

(d) 債券特例第7条第2項第5号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書，中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては，中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書，半期報告書又は四半期報告書について，次のいずれかに該当した場合

イ 法第24条第1項，第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を，当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(f) 債券特例第7条第2項第6号（同特例第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券特例第7条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1(8)b(a)に規定する合併による解散の場合，株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。），同条第2項第1号，第2号（債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。），第4号，第5号若しくは第6号，第8条第1項（債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4(2)iに規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」若しくは債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」，「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため，本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は，当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が監理銘柄（審査中）に指定されている場合又は(a)若しくは(g)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。）第4条第1項第1号に該当するおそれがあると本所が認めた場合

(b) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合。

(c) 転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第2号（転換社債型新株予約権付社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合に限る。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

(d) 転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場転換社債型新株予約権付社債券について社債権者集会が招集されることとなった場合

(e) 転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

(f) 転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g) 転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第1項各号（株券上場廃止基準の取扱い1(8) b (a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。）又は同条第2項第1号，第2号（最終償還期限又は新株予約権の行使期限の到来により新株予約権の行使請求期間が満了となる場合を除く。），第4号（上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。），第5号若しくは第6号に該当する場合は，当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

(5) E T F（E T Fに関する有価証券上場規程の特例（以下「E T F特例」という。）第1条の2第1号に規定するE T Fをいう。）については，次のとおりとする。

a 上場E T Fの監理銘柄への指定

上場E T Fが次のいずれかに該当する場合には，当該上場E T Fを監理銘柄に指定することができる。この場合において，(f)，(g)又は(1)の場合に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し，それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) E T F特例第10条第1項第1号本文若しくは第2号本文（同条第2項第2号及び第3項第2号による場合を含む。）又は同条第2項第1号本文に定める場合に該当した場合

(b) 上場E T Fに係る管理会社等がE T F特例第10条第1項第3

号 a (E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則 (以下「 E T F 特例施行規則」という。) 第 10 条第 4 項の規定によるものを除く。) 若しくは b に規定する投資信託約款の変更 , 同条第 2 項第 3 号 b に規定する信託約款又はこれに類する書類の変更又は同条第 3 項第 3 号 a に規定する規約又はこれに類する書類の変更に関する決定を行った場合

(b) の 2 上場 E T F に係る管理会社等が E T F 特例第 10 条第 1 項第 3 号 b の 3 又は b の 4 に該当することとなる決定を行った場合

(b) の 3 上場 E T F の銘柄が E T F 特例第 10 条第 1 項第 3 号 b の 5 に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) 上場 E T F の銘柄が E T F 特例第 10 条第 1 項第 3 号 c 本文に定める場合に該当し , かつ , 同 c ただし書きに該当することが確認できない場合

(d) 上場 E T F の銘柄が E T F 特例第 10 条第 1 項第 3 号 d に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について , 次のいずれかに該当した場合イ 法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を , 当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(f) 上場 E T F の銘柄が E T F 特例第 10 条第 1 項第 3 号 f (同条第 2 項第 3 号 a 及び第 3 項第 3 号 a による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

(f) の 2 上場 E T F の銘柄が E T F 特例第 10 条第 1 項第 3 号 f の 2 (a) に定める猶予期間の最終日までに , 同 (a) の本文に該当

- しなくなったことを確認できない場合（同条第2項第3号a及び同条第3項第3号aによる場合を含む。）
- (f)の3 上場ETFの銘柄がETF特例第10条第1項第3号fの2(b)に該当するおそれがあると本所が認める場合(同条第2項第3号a及び同条第3項第3号aによる場合を含む。)
- (g) 上場ETFの管理会社等（ETF特例第1条の2第8号に規定する管理会社等をいう。）がETF特例第10条第1項第3号g(a)前段又は同(b)前段（同条第2項第3号a及び第3項第3号aによる場合を含む。）に該当する場合又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合。ただし、同特例第10条第1項第3号g(a)後段又は同(b)後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。
- (h) 上場ETFの銘柄がETF特例施行規則第10条第13項第6号に定める期間の最終日までに、相関係数が0.9以上になったことが確認できない場合
- (i) ETF特例第10条第1項第3号j又は同条第2項第3号c（同条第3項第3号bによる場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (j) 上場ETFの銘柄がETF特例第10条第2項第3号d（同条第3項第3号bによる場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (k) 上場ETFの銘柄がETF特例第10条第2項第3号e（同条第3項第3号bによる場合を含む。）に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (l) 上場ETFの銘柄がETF特例第10条第1項第3号k、同条第2項第3号f又は同条第3項第3号c（受益証券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (m) 上場ETFの銘柄がETF特例第10条第3項第1号に該当す

るおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場 E T F が E T F 特例第10条のいずれかに該当する場合には、当該上場 E T F を整理銘柄に指定することができる。

(5)の2 E T N 信託受益証券 (E T N に関する有価証券上場規程の特例 (以下「E T N 特例」という。) 第2条第5号に規定する E T N 信託受益証券をいう。) については、次のとおりとする。

a 上場 E T N 信託受益証券の監理銘柄への指定

上場 E T N 信託受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該上場 E T N 信託受益証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(d)、(o)又は(t)の場合に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。

(a) E T N 特例第17条第1項第1号 a に該当した場合

(b) E T N 特例第17条第1項第1号 b に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) 上場 E T N 信託受益証券の発行者 (発行者が保証会社 (E T N 特例第4条第3項に規定する保証会社をいう。以下この号において同じ。) を附す場合は、保証会社) が行った決議又は決定の内容が E T N 特例第17条第1項第1号 d に該当するおそれがあると本所が認める場合

(d) E T N 特例第17条第1項第1号 e 前段又は同号 f 前段に該当する場合 (これらに該当すると認められる相当の事由があると認められる場合を含む。)。ただし、同号 e 後段又は同号 f 後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(e) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書

について、次のいずれかに該当した場合

- イ 法第24条第1項、第24条の4の7第1項及び第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。
- ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。
- (f) E T N特例第17条第1項第2号aに定める期間の最終日までに、純資産の額が100億円以上となることが確認できないとき。
- (g) E T N特例第17条第1項第2号bに定める期間の最終日までに、1社以上の信用格付業者等により本所が定める基準以上の格付が付与されることが確認できないとき。
- (h) 上場E T N信託受益証券の発行者がE T N特例第17条第1項第3号aに該当することとなる上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場E T N信託受益証券に係る信託契約の変更に関する決定を行った場合
- (i) 上場E T N信託受益証券の銘柄がE T N特例第17条第1項第3号bに該当するおそれがあると本所が認める場合
- (j) E T N特例第17条第1項第3号cに定める期間の最終日までに、上場E T N信託受益証券の発行者（保証会社が存在する場合は保証会社）が発行するE T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この(j)において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行するE T Nの償還を保証する額を含み、裏付資産（E T N特例第4条第4項に規定する裏付資産をいう。）を有するE T Nの残存償還価額総額を除く。）が、純資産の額の25%以下となることが確認できないとき。
- (k) E T N特例第17条第1項第3号d(a)（上場E T N信託受益

証券に係る受託有価証券である E T N の全額について最終償還期限を繰り上げて償還にすることによる場合に限る。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(l) E T N 特例第17条第1項第3号 d (b)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(m) E T N 特例第17条第1項第3号 d (c)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(n) 上場 E T N 信託受益証券の銘柄が E T N 特例第17条第1項第3号 d (d)に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場 E T N 信託受益証券が E T N 特例第3条第2項の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(o) 上場 E T N 信託受益証券の銘柄が E T N 特例第17条第1項第3号 e に該当するおそれがあると本所が認める場合

(p) E T N 特例第17条第1項第3号 f に該当するおそれがあると本所が認める場合

(q) E T N 特例第17条第1項第3号 g に該当することとなる上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム又はこれらに類する書類の変更に
関する決定を行った場合

(r) 上場 E T N 信託受益証券の銘柄が E T N 特例第17条第1項第3号 h に該当するおそれがあると本所が認める場合

(s) 上場 E T N 信託受益証券の銘柄が E T N 特例第17条第1項第3号 i に該当するおそれがあると本所が認める場合

(t) 上場 E T N 信託受益証券の銘柄が E T N 特例第17条第1項第3号 j に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場 E T N 信託受益証券が E T N 特例第17条のいずれかに該当する場合には、当該上場 E T N 信託受益証券を整理銘柄に指定

することができる。

(6) 投資証券（ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例（以下「ベンチャーファンド特例」という。）第2条第1項に規定するベンチャーファンドが発行する投資証券をいう。以下この号及び次条第1項第6号の2において同じ。）については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場投資法人が次のいずれかに該当する場合には、当該上場投資証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(i)、(j)又は(k)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱い（以下「ベンチャーファンド特例の取扱い」という。）10(1)

aに定める期間の最終日までに、ベンチャーファンド特例第13条第1項第1号aに該当しなくなったことが確認できない場合

(b) 上場投資法人がベンチャーファンド特例第13条第1項第2号のいずれかに該当することとなる規約の変更に関する役員会決議を行った場合

(c) 上場投資法人がベンチャーファンド特例第13条第1項第3号に該当することとなる投資口数数の減少に関する役員会決議を行った場合

(d) 上場投資法人が、ベンチャーファンド特例の取扱い10(5) bに規定する合併に関する役員会決議を行った場合又は上場投資法人が合併以外の事由により解散する場合のうち投資主総会の決議により解散する場合において当該解散に関する役員会決議を行った場合

(e) 上場投資法人が行った決議又は決定の内容がベンチャーファンド特例第13条第1項第6号に該当するおそれがあると本所が

認める場合

- (f) 上場投資法人が、未公開株等の評価に係る業務の未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合において、本所が適当と認める他の未公開株等評価機関に委託することができないことが明らかでないとき
- (g) 上場投資法人が、ベンチャーファンド特例第13条第1項第8号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (h) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。
ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。
- (i) 上場投資法人が、ベンチャーファンド特例第13条第1項第10号 a 前段又は b 前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。）。ただし、同特例第13条第1項第10号 a 後段又は同号 b 後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。
- (j) ベンチャーファンド特例第13条第1項第11号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (j)の2 上場投資法人が、投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場投資証券の発行者が投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合
- (j)の3 ベンチャーファンド特例第13条第1項第13号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (k) ベンチャーファンド特例第13条第1項第14号に該当するおそ

れがあると本所が認める場合

(1) ベンチャーファンド特例第13条第2項本文に定める場合に該当した場合

b 整理銘柄への指定

ベンチャーファンド特例第13条第1項又は第2項に該当する場合（同条第1項第5号のうち、ベンチャーファンド特例の取扱い10(5) aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合を除く。）には、当該上場投資証券を整理銘柄に指定することができる。

(6)の2 不動産投資信託証券（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条第1項に規定する受益証券又は投資証券をいう。以下この号及び次条第1項第6号の2において同じ。）については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該上場不動産投資信託証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(g)、(h)又は(k)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 不動産投信特例第12条第1項第1号 a 本文若しくは b 本文、第2号本文又は第3号 b 本文に定める場合に該当した場合

(b) 上場投資証券の発行者が不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い（以下「不動産投信特例の取扱い」という。）8(4) bに規定する合併に関する役員会の決議を行った場合、又は上場投資証券の発行者が合併以外の事由により解散する場合のうち投資主総会の決議により解散する場合において当該解散に関する役員会決議を行った場合

(c) 上場投資証券の発行者が行った決議又は決定の内容が不動産

投信特例第12条第1項第3号aの(b)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(d) 不動産投信特例の取扱い8(7)aに規定する猶予期間の最終日までに、不動産投信特例第12条第2項第1号から第3号まで、第5号又は第6号に該当しなくなったことが確認できない場合

(e) 上場投資証券の発行者が不動産投信特例第12条第2項第4号に該当することとなる投資口数減少に関する役員会決議を行った場合

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(g) 上場不動産投資信託証券の発行者が、不動産投信特例第12条第2項第9号a前段又は同号b前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。）。ただし、同特例第12条第2項第9号a後段又は同号b後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(h) 不動産投信特例第12条第2項第10号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(i) 上場不動産投資信託証券の発行者が、不動産投信特例第12条第2項第11号から第14号までに規定する投資信託約款の変更又は規約の変更に関する取締役会決議又は決定（投資証券の発行者にあっては、役員会決議）を行った場合

(j) 不動産投信特例第12条第2項第15号の2又は第16号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(j)の2 上場投資証券の発行者が、投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場投資証券の発行者が投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が認める場合

(k) 不動産投信特例第12条第2項第17号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合（同条第1項第3号aのうち、不動産投信特例の取扱い9(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合、同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合を除く。）には、当該上場不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

(7) 外国投資証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場外国投資法人が次のいずれかに該当する場合には、当該外国投資証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(g)、(h)及び(k)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「外国投資証券特例」という。）第11条第1項第1号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(b) 上場外国投資法人が行った決議又は決定の内容が外国投資証券特例第11条第1項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) 外国投資証券特例第11条第1項第4号前段に該当するおそれがあると本所が認める場合

- (d) 外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い（以下「外国投資証券特例の取扱い」という。）13(4) bに規定する合併に関する役員会決議を行った場合，又は上場外国投資法人が合併以外の事由により解散する場合のうち投資主総会の決議により解散する場合(同取扱い13(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する役員会決議を行ったとき。
- (e) 外国投資証券特例第11条第1項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について，次のいずれかに該当した場合イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を，当該最終日までに行っているとき。
- ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。
- (g) 上場外国投資法人が外国投資証券特例第11条第1項第7号 a 前段又は同号 b 前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。）。ただし，同特例第11条第1項第7号 a 後段又は同号 b 後段に該当しないことが明らかであるときは，この限りでない。
- (h) 外国投資証券特例第11条第1項第8号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (h)の2 外国投資証券特例第11条第1項第9号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (i) 上場外国投資法人が外国投資証券特例第11条第1項第10号に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (j) 上場外国投資法人が外国投資証券特例第11条第1項第11号に該当する投資口の譲渡制限に関する役員会決議を行った場合

(k) 外国投資証券特例第11条第1項第12号（外国投資証券の不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場外国投資証券が外国投資証券特例第11条第1項各号（第12号のうち外国投資証券の不正発行の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、当該外国投資証券を整理銘柄に指定することができる。

(8) カバードワラントについては、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場カバードワラントが次のいずれかに該当する場合には、当該上場カバードワラントを監理銘柄に指定することができる。この場合において、上場カバードワラントの対象指標である上場株券等（カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「カバードワラント特例施行規則」という。）第5条第1項に規定する「上場株券等」をいう。以下、この号及び次条第1項第8号において同じ。）が監理銘柄（審査中）に指定されている場合若しくは(d)、(e)又は(h)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 上場カバードワラントの発行者が行った決議又は決定の内容がカバードワラントに関する有価証券上場規程の特例（以下「カバードワラント特例」という。）第15条第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(b) 上場カバードワラントの対象指標である上場株券等が監理銘柄に指定されることとなった場合（当該上場株券等が複数の金融商品取引所に上場している場合は、全ての金融商品取引所において監理銘柄に指定される場合に限る。）

(c) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合イ 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(d) カバードワラント特例第15条第8号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) カバードワラント特例第15条第9号a前段又はb前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。）。ただし、同特例第15条第9号a後段又は同b後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(f) カバードワラント特例第15条第10号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(g) カバードワラント特例第15条第11号（カバードワラントの不正発行の場合を除く。）に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場カバードワラントがカバードワラント特例第15条各号（第1号、第10号及び第11号のうちカバードワラントの不正発行の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、当該カバードワラントを整理銘柄に指定することができる。

（監理銘柄、整理銘柄への指定期間）

第8条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(o)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a) 前条第1号aの(f), (h), (m)及び(n)の場合

本所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第1号aの(a)及び(b)の2の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(1)a及び株券上場廃止基準第2条第1項第2号に定める期間の最終日の翌日

(c) 前条第1号aの(d), (f)の2及び(i)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d) 前条第1号aの(j)の場合

同(j)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(j)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(e) 前条第1号aの(b), (d), (e), (g), (i)の2, (i)の3, (k), (l), (l)の2及び(n)の2から(q)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日から株券上場廃止基準の取扱い4に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(1)の2 J A S D A Q 上場株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(f)までに定める日から本所がJ Q 有価証券上場規程第47条第17条に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号の2 a (n)の場合において、(f)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目以降の日で本所がその都度定める日までとする。

(a) 前条第1号の2 a の(a)及び(b)の場合

猶予期間の最終日の翌日

(b) 前条第1号の2 a (f), (i), (p)及び(q)の場合

本所がJ A S D A Q 上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

(c) 前条第1号の2 a (g)の場合

J Q 有価証券上場規程第47条第1項第7号後段に定める期間の最終日の翌日

(d) 前条第1号の2 a (j)の場合

J Q 有価証券上場規程取扱要領43(9) f に定める猶予期間の最終日の翌日

(e) 前条第1号の2 a (1)の場合

同(1)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(1)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(f) 前条第1号の2 a (c), (d), (e), (h), (j)の2, (k), (m), (n), (o)及び(r)から(x)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該株券の上場廃止を決定した日からJ Q 有価証券上場規程取扱要領49に定める上場廃止日の前

日までの間で行うことができる。

(2) 競争売買市場に上場する優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定めるところによる。

(a) 前条第2号a (a)及び(c)の場合には、優先株特例の取扱い3(1)において準用する株券上場廃止基準の取扱い1(1)a及び優先株特例第5条第2項第2号の最終日の翌日から本所が優先株特例第5条第2項第1号及び第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第2号aの(b)の場合

本所が必要と認めた日

(c) 前条第2号a(d)から(e)の2までの場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株特例第5条第2項第5号から第6号の2までの各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第2号a(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株特例第5条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(e) 前条第2号a(g)の場合には、上場優先株の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該優先株の上場廃止を決定した日から優先株特例の取扱い2(6)に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(2)の2 JASDAQに上場する種類株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄の指定期間

監理銘柄の指定期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第2号の2 a (a)の場合には、種類株特例取扱い4 (1) d に定める期間の最終日の翌日から本所が種類株特例第7条第2項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第2号の2 a (b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が種類株特例第7条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第2号の2 a (c)の場合には、本所が上場種類株の発行者から書面による報告を受けた日の翌日から本所が種類株特例第7条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第2号の2 a (d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が種類株特例第7条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(e) 前条第2号の2 a (e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が種類株特例第7条第2項第6号の2に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第2号の2 a (f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が種類株特例第7条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(g) 前条第2号の2 a (g)の場合には、上場種類株の発行者の発行する上場株券の監理銘柄の指定期間と同一とする。

b 整理銘柄の指定期間

整理銘柄の指定は、本所が当該上場種類株の上場廃止を決定した日から種類株に関する特例取扱い4(4)a又はbに定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(f)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号a(a)の場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。ただし、同号aの(a)本文後段の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券特例第7条又は第8条に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第3号a(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券特例第7条第2項3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第3号a(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券特例第7条第2項第4号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第3号a(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券特例第7条第2項第6号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第3号a(e)の場合

同(e)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(e)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(f) 前条第3号a(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が債券特例第7条第2項第6号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

る。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該債券の上場廃止を決定した日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4(2)a, b, d, f, g又はhに定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a) 前条第4号a(a)の場合には、本所が必要と認めた日から転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第1項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b) 前条第4号a(b)の場合には、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。

(c) 前条第4号a(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第4号a(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第3号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第4号a(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号a(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所

が転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(g) 前条第4号a(g)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債型新株予約権付社債券特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止を決定した日から転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い3(3)a, b, d, f又はgに定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(5) E T Fについては、次のとおりとする。

a 上場E T Fの監理銘柄への指定期間

上場E T Fの監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(d)までに定める日から本所がE T F特例第10条第1項各号、第2項各号又は第3項各号(同条第1項第3号h(同条第2項第3号a及び第3項第3号aによる場合を含む。))を除く。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第5号aの(a)から(d)までの場合

本所がE T Fに係る管理会社等から書面による報告を受けた日の翌日

(a)の2 前条第5号a(f)の2の場合

E T F特例第10条第1項第3号fの2(a)に定める猶予期間の最終日の翌日

(b) 前条第5号aの(h)の場合

E T F特例施行規則第10条第10項第6号に定める期間最終日

の翌日

(c) 前条第5号 a の(e)の場合

同(e)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(e)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(d) 前条第5号 a (f), (f)の3, (g)及び(i)から(m)までの場合
本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該上場 E T F の上場廃止を決定した日から E T F 特例施行規則第11条に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(5)の2 E T N信託受益証券については、次のとおりとする。

a 上場 E T N信託受益証券の監理銘柄への指定期間

上場 E T N信託受益証券の監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(g)までに定める日から本所が E T N特例第17条第1項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第5号の2 a (a), (c), (h)及び(q)の場合

本所が上場 E T N信託受益証券に係る発行者から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第5号の2 a (b), (d), (k)から(p)まで, (r)から(t)までの場合

本所が必要と認めた日

(c) 前条第5号の2 a (e)の場合

同(e)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(e)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(d) 前条第5号の2 a (f)の場合

E T N特例第17条第1項第2号 a に定める期間最終日の翌日

(e) 前条第5号の2 a (g)の場合

E T N特例第17条第1項第2号 b に定める期間最終日の翌日

(f) 前条第5号の2 a (i)の場合

相関係数が0.9未満となった日の翌日

(g) 前条第5号の2 a (j)の場合

E T N特例第17条第1項第3号cに定める期間最終日の翌日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該上場E T N信託受益証券の上場廃止を決定した日からE T Nに関する有価証券上場規程の特例の施行規則第14条に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(6) 投資証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所がベンチャーファンド特例第13条第1項各号又は第2項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第6号 a の(a)の場合

ベンチャーファンド特例の取扱い10(1) a に規定する猶予期間の最終日の翌日

(b) 前条第6号 a の(b)から(e)の場合

本所が上場投資法人から書面による報告を受けた日の翌日

(c) 前条第6号 a の(f)の場合

本所が上場投資法人から、当該上場投資法人が、未公開株等の評価に係る業務を未公開株等評価機関への委託を行わなくなった旨の書面による報告を受けた日の翌日

(d) 前条第6号 a の(h)の場合

同(h)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(h)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(e) 前条第6号 a の(g)及び(i)から(1)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日からベンチャーファンド特例の取扱い11に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(6)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(d)までに定める日から本所が不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第6号の3 a の(a)から(c)まで、(e)及び(i)の場合

本所が上場不動産投資信託証券の発行者から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第6号の2 a の(d)の場合

不動産投信特例の取扱い8(7) a に規定する猶予期間の最終日の翌日

(c) 前条第6号の2 a の(f)の場合

同(f)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(f)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(d) 前条第6号の2 a の(g)、(h)、(j)から(k)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日から不動産投信特例の取扱い9に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(7) 外国投資証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(c)までに定める日から本所が外国投資証券特例第11条第1項各号(第2号を除く。)

に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第7号 a (k) の場合において、次の(a)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降でその都度本所が定める日までとする。

(a) 前条第7号 a の(a), (c), (e), (g), (h), (h)の2, (i)及び(k)の場合

本所が必要と認めた日

(b) 前条第7号 a の(b), (d)及び(j)の場合

本所が上場外国投資法人から書面による報告を受けた日の翌日

(c) 前条第7号 a の(f)の場合

同(f)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(f)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該外国投資証券の上場廃止を決定した日から外国投資証券特例の取扱い14に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

(8) カバードワラントについては、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(d)までに定める日から本所がカバードワラント特例第15条各号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前条第8号 a の(a)の場合

本所が上場カバードワラントの発行者から書面による報告を受けた日の翌日

(b) 前条第8号 a の(b)の場合

対象指標である上場株券等の監理銘柄への指定期間と同一とする。

(c) 前条第8号aの(c)の場合

同(c)イに該当した場合は、当該開示を行った日とし、同(c)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(d) 前条第8号aの(d)から(g)までの場合

本所が必要と認めた日

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は、本所が当該上場カバードワラントの上場廃止を決定した日からカバードワラント特例施行規則第12条第1項に定める上場廃止日の前日までの間で行うことができる。

2 前項の場合（同項第1号a(b)及び(c)、第1号の2 a(a)及び(c)、第2号a(a)、第5号a(b)、第6号a(a)に該当する場合を除く。）において、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の各号に定めるときとし、監理銘柄への指定期間の終期については、同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) 前項第1号a(a)、第1号の2 a(b)、第5号a(a)、第5号の2 a(a)、第6号a(b)若しくは(c)、第6号の2 a(a)、第7号a(b)又は第8号a(a)の場合

当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

(2) 前号以外の場合

本所がその都度定める時

(社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理銘柄、整理銘柄への指定)

第9条 社会資本整備市場の上場株券、上場優先株又は上場社債券の監理銘柄への指定は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。この場合において、第9号の2、第11号、第12号、第15号及び第16号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘

柄（確認中）に指定する。

- (1) 社会資本整備市場の上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第1号及び同条第2項第1号に該当することとなる株式数の減少に関する取締役会決議を行った場合
- (2) 社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(2)aに定める期間の最終日までに、株主数が150人以上に達したことが確認できない場合
- (3) 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第3号に該当した場合であって、同条第1項第3号ただし書に規定する公募、売出し又は立会外分売が行われるかどうかを確認できないとき。
- (3)の2 社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(4)において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)bに定める期間の最終日までに、社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第4号に該当しなくなったことが確認できない場合
- (4) 上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第5号に該当することとなる無配に関する取締役会決議を行った場合
- (5) 上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第6号に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。
- (6) 上場会社が行った決議又は決定の内容が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第8号に該当するおそれがあると本所が認める場合（同号に規定する開示を行った場合を除く。）
- (6)の2 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第8号後段に定める期間の最終日までに、同号後段に該当しなくなったことが確認できない場合
- (7) 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第9号前段に規定する場合に該当するおそれがあると本所が認める場合
- (8) 上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(9)bの(b)

に規定する合併に関する取締役会決議を行った場合（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合（同取扱い1(8)の規定により準用する株券上場廃止基準の取扱い1(7)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。）において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。

(9) 社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(10)eに定める猶予期間の最終日までに、社会資本整備市場上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合することが確認できない場合

(9)の2 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第10号の2に該当するおそれがあると本所が認める場合

(10) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

a 法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(11) 上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第12号a前段又は同号b前段に該当する場合（これらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。）。ただし、同特例第17条第1項第10号a後段又は同号b後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(12) 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第13号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(12)の2 上場会社が、株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると本所が

認める場合

(13) 上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第15号に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合

(14) 上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(14)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議を行った場合
(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。)

(14)の2 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第17号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(14)の3 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第18号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」に該当するおそれがあると本所が認める場合

(14)の4 上場会社が社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(16)bに規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。

(15) 社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第20号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(16) 社会資本整備市場の上場社債券が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第3項第3号に該当するおそれがあると本所が認める場合
又は上場社債券について社債権者集会が招集されることとなった場合

2 社会資本整備市場の上場株券，上場優先株又は上場社債券の整理銘柄への指定は，次の各号に掲げる場合に行うことができる。

(1) 社会資本整備市場の上場株券が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項各号（第9号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(9)bの(a)に規定する合併による解散の場合，第15号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(14)aに規定する株式交換による完全子会社化の場合及び第19号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(16)aに該当する場合を除く。）のいずれかに該当する場合

(2) 社会資本整備市場の上場優先株が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項各号（第1号，第9号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(9)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び第16号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(14)aに規定する株式交換による完全子会社化の場合を除く。）のいずれかに該当する場合

(3) 社会資本整備市場の上場社債券が社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項第7号から第13号まで，又は第18号から第20号まで（第9号のうち社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い1(9)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び第20号のうち株券の不正発行の場合を除く。）のいずれかに該当する場合のほか，第2条第3項第1号及び第2号（社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満になった場合に限る。）に該当する場合

（社会資本整備市場の上場株券，上場優先株又は上場社債券の監理銘柄，整理銘柄への指定期間）

第10条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は，次の各号に定めるところによる。

(1) 監理銘柄への指定期間は，次のaからeまでに定める日から本所が社会資本整備市場上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし，前条第1項第15号の場合において，次のcに定める日から1年を超えることとなるときは，当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

a 前条第1項第1号，第4号，第6号，第8号，第13号及び第14号の場合

本所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

b 前条第1項第2号の場合

社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い 1 (2) a に定める期間
の最終日の翌日

c 前条第 1 項第 3 号, 第 5 号, 第 7 号, 第 11 号, 第 12 号, 第 12 号
の 2 及び第 14 号の 2 から第 16 号までの場合

本所が必要と認めた日

d 前条第 1 項第 3 号の 2, 第 6 号の 2 及び第 9 号の場合

社会資本整備市場上場廃止基準の取扱い 1 (4)において準用す
る上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え
基準の取扱い 1 (4)bに定める期間, 社会資本整備市場上場廃止基
準第 2 条第 1 項第 8 号後段に定める期間又は同基準取扱い 1
(10)eに定める猶予期間の最終日の翌日

e 前条第 1 項第 10 号の場合

同号 a に該当した場合は, 当該開示を行った日とし, 同号 b に
該当した場合は, 当該最終日の翌日とする。

(2) 前号の場合 (b 及び d に該当する場合を除く。)において, 本所が
必要と認めるときは, 監理銘柄への指定期間の始期については, 次
の a 及び b に定める時とし, 監理銘柄への指定期間の終期につい
ては, 同項各号において監理銘柄への指定期間の最終日として規定す
る日の本所がその都度定めるときとすることができるものとする。

a 前号 a の場合

当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

b a 又は前 b 以外の場合

本所がその都度定める時

(3) 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定は, 本所が当該株券, 当該上場優先株又は当該
上場社債券の上場廃止を決定した日から社会資本整備市場上場廃止
基準の取扱い 5 に定める上場廃止日の前日までの間で行うことが
できる。

(上場廃止申請銘柄の監理銘柄，整理銘柄への指定等)

第11条 上場廃止の申請があった銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定及び指定期間は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 本所が必要と認める場合は，上場廃止申請が行われた上場有価証券について，上場廃止するかどうかの審査を行っている期間，監理銘柄に指定することができる。この場合において，監理銘柄（確認中）に指定する。
- (2) 本所が必要と認める場合は，上場廃止申請が行われ上場廃止が決定した有価証券について，本所が必要と認める期間（原則として1か月），整理銘柄に指定することができる。

付 則

- 1 この規則は，昭和57年10月1日から施行する。
- 2 株券上場廃止基準昭和57年10月1日改正付則第6項の規定に基づき，同基準第2条第1項第2号の規定が読み替えられて適用される場合には，第7条第1号aの(a)及び第8条第1号aの(a)に規定する期間の最終日は，昭和60年10月1日以後1年以内に到来する決算期とする。
- 3 優先株に関する特例昭和57年10月1日改正付則第5項の規定に基づき，同特例第5条第2項第2号の規定が読み替えられて適用される場合には，第7条第2号aの(a)及び第8条第2号aの(a)に規定する期間の最終日は，昭和60年10月1日以後1年以内に到来する決算期とする。

付 則

- 1 この規則は，平成3年2月18日から施行する。
- 2 株券売買立会場における取引ポストの設置及び当該取引ポスト

への銘柄の割当てについては、改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成3年3月21日

付 則

この規則は、平成4年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1号aの(e)の規定は、平成15年1月1日以後の決算期において該当する上場会社から適用し、同日前に到来する決算期において該当することとなる上場会社については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

(注)「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

- 1 この規定は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1号aの(j)、第4号aの(c)及び第7号aの(f)並びに第8条第1項第1号aの(e)、第4号aの(c)及び第7号aの(c)並びに第9条第1項第10号及び第10条第1号eの規定は、平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則施行の日の前日までに現に整理ポストへの割当てをされている銘柄の割当て期間については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年12月18日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1号a(j)、第4号a(d)、第6号a(e)、第6号の2a(h)、第6号の3a(f)及び第7号a(f)並びに第9条第10号の規定は、この規則施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間（第7条第6号に規定する受益証券にあっては計算期間又は中間計算期間、同条第6号の2に規定する投資証券にあっては営業期間又は中間営業期間及び同条6号の3に規定する不動産投資信託証券にあっては計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間とする。以下同じ。）に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 施行日において現に上場会社である会社のうち、株式事務を本所の承認する株式事務取扱機関に委託していない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから改正後の第7条第1号a(1)の2及び第9条第1項第12号の2の規定を適用する。

- 4 平成4年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の翌事業年度の末日以後において第7条第1号a(b)に該当することとなる上場会社から適用する。

付 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄に関するこの規則の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年3月15日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1号aの(j)、同条第1号の2aの(o)及び同条第3号aの(e)並びに第9条第10号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第7条第1号aの(j)、同条第1号の2aの(o)及び同条第3号aの(e)並びに第9条第10号の規定の適用については、各規定中「最終日」及び「当該最終日」とあるのは「最終日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。

付 則

この規則は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年8月20日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年10月29日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

上場市場の変更申請に係る宣誓書

上場市場の変更申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

会 社 名 _____ 印

代表者の役職 氏名 _____ 印

_____ は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場市場の変更申請及び当該変更に係る審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前1その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

以 上

付 則

この宣誓書は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。